

日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ！

アジア侵略と 入管法



編集 マルクス主義学生同盟・中核派

アジア侵略と入管法



前進社出版部発行

表紙写真は華北を進む日本侵略軍

日本・朝鮮・中国

第3号
近刊!

巻頭言 青年アジア研究会結成にあたって
民族・植民地問題における
レーニン主義 大瀬振

特集 ■ 青年アジア研究会と共に闘う

告発を理解し得ぬ者との 鄭寿明
連帯を拒否する

先進華僑青年要踏出の第一歩 郭泰民
「被爆体験」を超える視座 西村豊行
市民社会と部落 井手満二郎

青年アジア研究会に期待する

「神々」の破産 小野正春

排外主義的治安弾圧体制と 角田富夫
しての入管体制

アジア人民と日帝打倒への道 水谷保孝

破綻せる日朝友好運動(三) 梶田玲

朝鮮語講座／資料

発行 青年アジア研究会／川崎市小杉一

定価 200円(〒50円) の四〇三より号五三二 青雲社気付

電話(〇四四) 七二一五〇四七

第一号品切れ 第二号発売中 200円

マルクス主義学生同盟中央機関誌

中核

68号
発売中
200円
(〒50円)

六月決戦の勝利をうち固め

日帝のアジア侵略を内乱に
転化する闘いに勝利せよ

《資料と解説》

入管闘争の飛躍的前進のために

——在日アジア人民への抑圧・弾圧の激化とわれわれの任務

社会経済構成体の『発展』 諸段階に

ついての試論

『資本制生産に先行する諸

形態』をめぐって

山本卓雄

《学習欄》

マルクス主義古典学習のために 編集局

67号発売中 200円(〒50円)

マルクス主義国家論と日帝統治形態の今日的諸問題：西沢康一／
中国共産党批判：春山史郎／在日朝鮮人運動との連帯のために：/
川口顕／農業―農民問題のプロレタリア革命的指標：中谷純二

まえがき	4
------	---

第一部 入管決戦勝利のために	7
----------------	---

1 入管闘争軸に急進展するアジア侵略に総反撃せよ	8
2 七・七集会における北小路同志の発言	13

第二部 南朝鮮・台湾を突破口とする日帝のアジア侵略	19
---------------------------	----

1 南朝鮮・台湾への再侵略を許すな	20
日「華」協力委員会・日韓閣僚会議・日韓協力委員会など	
2 日韓台の軍事的結合	39
三矢作戦・フォーカスレチナ作戦	

第三部 入管法・入管体制とは何か	55
------------------	----

1 さらに改悪された入管法案	56
入管令・入管法案・旅券法(案)	

2 在日朝鮮人の法的地位	139
--------------	-----

日韓法的地位協定・法相談話・外国人登録法
法律126号・入管特別法・ブルジョアジーによる解説

3 民族教育の弾圧	177
-----------	-----

外国人学校法案・文部次官通達

4 入管事務所機構	183
-----------	-----

機構図・一覧表・大村収容所被収容者心得

5 「在日朝鮮人」とは何か——入管問題の前提	188
------------------------	-----

第四部 アジア人民に対する抑圧・迫害の実態	191
-----------------------	-----

1 最近の諸例	192
---------	-----

劉彩品さん問題・朝鮮人高校生への暴行・フレームアップ

華青闘を防衛せよ・留学生への弾圧

2 歴史的犯罪の数々	212
------------	-----

日韓併合・三・一万才独立運動の弾圧・関東大震災時の朝鮮人虐殺

抗日闘争に対する弾圧・アジア侵略・南京虐殺・戦後の朝鮮人弾圧

ま え が き

八月上旬、政府は出入国管理法案の次期通常国会上程を決定した。また、外務・法務・自治の三省が協力して、在日朝鮮人に対する韓国籍の強要を目的とする、法的地位協定にもとづく「永住権申請」を促進させることも決定された。これは、既に南朝鮮・台湾を自己の勢力圏とし来年の朴三選を「日本の選挙」として行なおうとしている日本帝国主義の、アジア侵略・侵略戦争体制構築のための重大な攻撃である。

この入管法・入管体制攻撃は、日帝の体制的重みをかけた攻撃であり、これを迎え撃つわれわれもまた、最大の決意をもって「入管決戦」をうちぬかねばならない。日帝と闘う在日アジア被抑圧人民を断乎として防衛し、同時に、この闘いを通して日本プロレタリアート人民の排外主義的墮落をくいとめることができるか否か、「日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ!」という総路線の成否はこの一点にかかっているといええ。しかも入管闘争の爆発を極度に恐れる日本帝国主義者は、入管闘争とそれを闘う革命的組織への壊滅的弾圧と政治的孤立化の策動を徹底的に行い、社共・革マル派の闘争放棄と反革命的敵対は強化され、諸派の逃亡があいつぎ、文字通り十字砲火の中でこの闘いは進めなければならぬであろう。まさにわれわれのプロレタリア国際主義の魂が試練にさらされているのである。

想えば、近代日本の歴史とは、朝鮮をはじめとするアジアへの暴力的侵略一色の歴史であった。そして敗北と屈服をつみ重ねた日本プロレタリア人民は排外主義に動員され、自ら抑圧者・迫害者・弾圧者・虐

殺者へと転落してきたのである。日韓併合、三・一独立運動への大弾圧、関東大震災における朝鮮人中国人大虐殺、間島虐殺、南京大虐殺、そして朝鮮人強制連行……と数知れぬ歴史の中に刻み込まれた血と屍と怨念の数々をしっかりと受けとめ、いまわれわれは抑圧民族としての痛切な自覚のもとに排外主義との熾烈な闘いにうちかたなければならぬ。

しかも民族的抑圧に対する闘いの敗北は、すなわち日本プロレタリア人民の排外主義的墮落を意味し、侵略体制へ総動員されることを意味するのであり、反動と暗黒、侵略と戦争の道へ再び転げ落ちることを意味するのだ。入管体制をぶち破って侵略体制を揺がし、内乱の広大な諸条件をきりひらくか、再び侵略と戦争の道を歩むか、日本プロレタリア人民はその選択を問われている。

われわれは、入管闘争を一大決戦として、その全てをかけて闘う決意を固めた。

だが日本プロレタリア人民の大多数は排外主義攻勢に全くといってよい程無自覚であり無防備である。そしてわれわれは集中攻撃・集中弾圧の渦中にあり、孤立化のための反動的襲撃にさらされている。

だが再び云おう。われわれは入管闘争を一大決戦として日本プロレタリア人民総体の一大決起をもって闘いぬく覚悟である。日帝と闘う在日朝鮮人・アジア人を断乎支持し、彼らの存在をかけた闘いから学び、自らのものとし、あらゆる弾圧、あらゆる反革命的攻撃をはねのけて日和見主義をのりこえて入管闘争の勝利のために全てをかけて闘わねばならない。

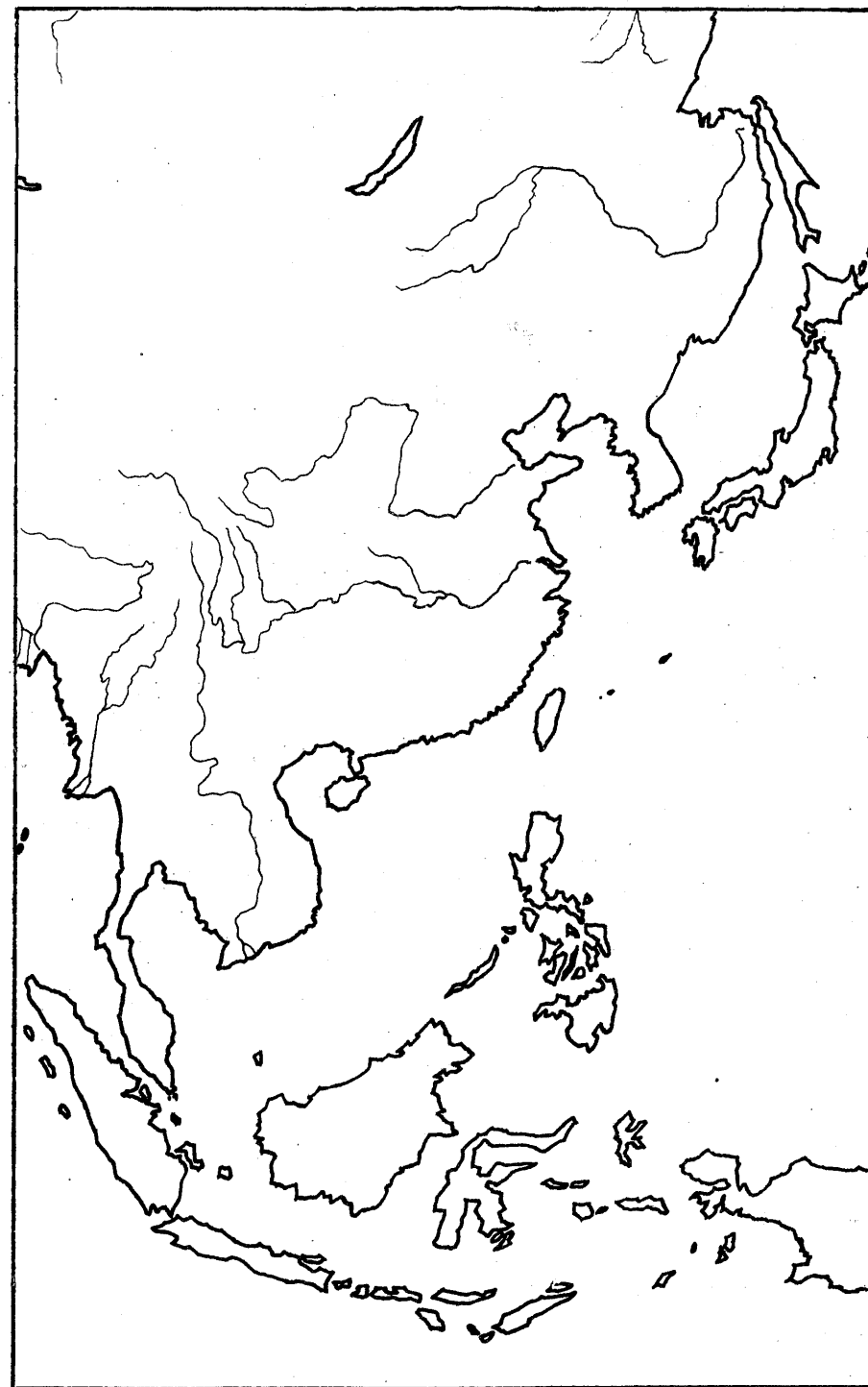
このパンフレットはその闘いの一助として編集したものである。読者諸君、同志諸君が本書を徹底的に活用して闘いにはせ参じ、己れを投入し、勝利に向って進まれんことを。

第一部

入管決戦勝利 のために



震災虐殺時の自警団



1. 入管闘争 軸に、急進展するアジア侵略に

総反撃せよ

一、七〇—七二年過程の冒頭に入管攻撃

日帝のアジア再侵略は既におそるべき現実となっている。しかもそのテンポはいよいよ急ピッチであり、そのスケールはますます深化拡大しているのである。たしかに、そのあまりの進展ぶりに多くの人々は三〇年代の経験との連関の中で、いい知れぬ不安を感じ始めている。だが、経済進出の名目でカモフラージュされた新植民地主義的対外膨張のなしくずしの拡大、既成事実の積み重ねとそれに対するなれあい、帝国主義的民族の大衆としての国益論への屈服と排外主義的墮落の伸長、既成指導部の腐敗と変質、革命的左翼の未成熟といった諸現実の規定されて、今すんでいる事態を日帝のアジア再侵略の現実化としてはっきりと把握し、侵略と侵略戦争体制構築の動きに対して真向から対決する全人民的戦線をがっちり形成しきねないものである。もちろん、十・八—十一月決戦、六月決戦の貫徹は、革命的左翼を軸にして「日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ」「沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒」という大スローガンの下に、巨大な戦闘的潮流を形成・成長せしめ、日本

の階級関係のなかに不拔のクサビを打ちこんだことは事実である。にもかかわらず、この成果に甘んずることは全くできないのである。あくまで出発点とすべきクサビを打ちこんだにすぎないのであって、この成果を拠点として、日帝のアジア侵略と侵略戦争体制構築の動きに対して「侵略阻止、侵略を内乱へ」のスローガンの下に全人民的決起、全階級の決起の態勢をつくりあげるべく奮闘しなければならぬのである。

従って、今日の情勢は次のような意味で大きな分岐点に達しているといってもいいであろう。即ち、ずるずるとしかし巨大な圧力をもって進むアジア侵略の流れにまきこまれ、ひきずりこまれ、あみこまれていってしまいか、それともこのおそるべき総過程に対するありとあらゆる全人民的抵抗と反撃を侵略反対から日帝打倒へと内乱的に発展せしめ革命的集約にむかって前進するか——という分岐点にさしかかっているのである。

政治過程のより具体的にいふならば、七〇年代前半、とくに七〇年—七二年の過程こそ、この分岐をめぐる闘いの過程をなすものであるといつていいであろう。あえて予言的修辭を許してもら

ならば、われわれがこの七〇—七二年過程をつきぬけたとき、われわれは今日とはまた一段と異った階級の様相に對しているにちがいないのである。つまりこの過程こそ、七〇年六月をメルクマールとして始った日本階級闘争の質的大転換の一回転の結着をつける過程としてあるのである。

さて、アジア侵略の推進を軸とするこの七〇年—七二年の過程、日本階級闘争の大転換の過程はいまわれわれの眼前において、音をたてて進行し始めているが、この過程の冒頭に入管法と入管体制の改悪の大攻撃が位置せしめられてきたことは象徴的かつ決定的な意義をもっているといわねばならないのである。なぜか？ それは一方では入管攻撃がいままさに必要なほどに日帝のアジア侵略が深刻化しているということであり、他方では入管攻撃の遂行によってこそ、日帝のアジア侵略と侵略戦争体制構築への道が、より決定的にきりひらかれるということの意味しているからなのである。植民地主義の現実と政策・イデオロギートに反撃する思想と論理の欠如こそ、帝国主義的民族のプロレタリアート人民が侵略戦争にまきこまれて、屈服せしめられ、協力させられていく最大の根拠なのである。まさに、この反撃拠点への集中攻撃、予防反革命というところに入管攻撃の階級の本質があるのである。

二、入管攻撃のおそるべき現実

八月上旬、遂に政府は出入国管理法の次期通常国会会程を決定した。と同時に、日韓協力委に連関する日韓政府首脳の会談において佐藤首相、愛知外相は、日韓条約に伴う法的地位協定による永住

権申請の期限が来年一月十六日でもって切れるという情勢の下で、日本政府が全力をあげて在日朝鮮人に韓国籍を強要する体制にしていることを言明したのである。かくして、入管法と入管体制の改悪の大攻撃が七〇年後半から七一年にかけて全面展開されることは決定的となったのである。このことの意味を深くぼりさげ、われわれの闘争体制をがっちり形成するために、まず第一に、この入管攻撃とは何かについて基本点を検討しなねばならないであろう。

入管攻撃とはまずなによりも在日朝鮮人・中国人を主軸とする在日アジア人民に対する民族的抑圧の大攻撃である。「法的地位協定」に連関する韓国籍強要と改悪入管法による在日アジア被抑圧人民の政治活動や戦闘的団結の禁止やそれに違反するものの強制送還の攻撃は一体となつて、在日アジア被抑圧人民を民族的無権利と民族的奴隷状態にたたきこみんとするものであり、本質的に彼らをして植民地奴隷の境遇におとしこめんとするものである。ここには単に反動攻撃一般に還元できないもの、暗黒性、残忍性があるのである。即ち、在日アジア被抑圧人民を個々バラバラに分解し、一切の民族的誇りを失わしめ、日本人に対して一級下の民族としての奴隷的態度を強要せんとするものである。そうしてそれは、ひいては朝鮮人民全体をばしめ、アジアの被抑圧人民全体に対する民族的蔑視と排外主義的差別への大洪水をもたらす水踏となっていくのである。（もちろん、誤解のないように断っておくが、今までもこうした事態は本質的にあったのであり、それがいま一層決定的にエスカレートしようとしているということである。）

入管攻撃の第二のねらいは、今日ますます勢いすすんでいる日帝のアジア再侵略、特に南朝鮮・台湾に対する再侵略へのアジア

ロレタリアート人民大衆の「アジアの斗り、被抑圧人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ転化すべき」解放斗争・革命斗争との分断であり、合流の破壊である。在日アジア被抑圧人民の日帝のアジア侵略の悪虐無道に対する革命的反抗力は巨大なものがあり、この力がまともに爆発するならば、それ自体日帝の本国支配秩序をゆるがしかねないのであり、更にによりも、日本のプロレタリアート人民の排外主義からの袂別と階級的覚醒を決定的に促進することによって、侵略のための城内平和を根底から破壊しかねないものとしてあるのである。なぜなら在日アジア人民の闘いをテコにしてアジア人民の帝国主義に対する闘いと固く連帯する思想と論理が確立・強化されるならば、日本プロレタリアートの階級的決起への決定的なネとなるからである。入管攻撃はその在日被抑圧人民の潜在的力量に対する日帝の恐怖にみちた予防反革命攻撃なのである。と同時に、それによって帝国主義本国におけるアジア侵略への直接の最大の反対勢力が存在し、それが日帝のアジア侵略と全面対立せざるをえない勢力を粉碎せんとする攻撃は、日帝のアジア侵略にとって不可決の要素であることから、アジア被抑圧人民全体に対するおそれるべき攻撃でもあるのである。

入管攻撃の第三の狙いは、『第一・第二の狙いから当然でくることであるが』日本プロレタリアート人民大衆の帝国主義的抑圧民族としての排外主義的腐敗・墮落→反動的熱狂化への最大のハドメ、最大のブレーキの破壊ということである。侵略と侵略戦争体制構築がずるずるとしかり巨大なスケールでどんどん進展していくときであっても、帝国主義国のプロレタリアート人民は、ともすれば

落の危機に対する全力をあげた闘いなしに、いわゆる帝国主義戦争への突入が現実が始まろうとするときには全力で反対するなどといっている、既にそのときには反対しようもない状況が形成されてしまっているのである。

さて、こうした排外主義的墮落の危機に対する闘いは、(1)被抑圧人民の反植民地主義・自己解放の闘いと、(2)それに対する支持・連帯を重要契機とする帝国主義国プロレタリアート人民の階級的決起へむけての革命的前衛のイデオロギー的政治的組織的闘いの有機的結合としてはじめてありうるのである。この場合、帝国主義本国内部の被抑圧人民の闘いと革命的告発の存在は決定的であって、すべての誠実な人間に対して即目的にも肉迫するのである。従って、今次入管攻撃によって在日アジア人民の闘いのみならず存在自体がバラバラに解体されていくことを許すならば、それは日本プロレタリアート人民が排外主義的墮落から抜け出る決定的反省契機を失うことになるのであって、以後、侵略と侵略戦争へといよいよ急ピッチにいよいよ深く、しかも「無自覚的」にひきこまれていくことになりかねないのである。それはついには、日本プロレタリアートが熱狂的にアジア侵略に協力していくという悲劇へとつきすすんでいくことに道をひらくことになるであろう。

従って、われわれが、日帝が在日アジア人民をしめ殺す過程の進行を許すとき、それは同時に日本プロレタリアート人民の革命的前衛をめざす革命的左翼の闘い自体をおそれるべき孤立と困難に逢着せしめるものであることを自覚しなければならぬ。

ておしながされやすいのである。自分が戦争に負ける！
が直接に破壊される情勢にまだ致っていない、今のままで結構や
っていかるといふ意識はきわめて強いものであって、被侵略民族の
苦しみも訴えも聞きながしていつてしまふ傾向を示すのである。社
会民主主義やスターリン主義はそれをいよいよ増長させる働きをす
るのであり、反スタ運動からの疎外物メンシェヴィキ的腐敗分子と
しての革マル派もまた「侵略はまだ始っていない」「民族抑圧など
ナンセンス」などといって反革命的役割をいよいよ深化するのであ
る。

今日の日本の情勢はまさにこのとてつもない危険に直面しているのである。全く危険な分岐点にいまわれわれはいるのである。この情勢を打開することこそまさに、侵略を内乱へ転化する闘いの今日の決定目標なのである。アジア侵略とか侵略戦争体制構築とか、侵略戦争への国民的総動員体制の形成だとかいうこの間のわれわれの問題提起に対して、オーバーだとか、危機意識過剰だとか、バラノイヤだとかいうさまざまな反応が生みだされている。しかしながらそれらの反動的反応は、朝鮮の現実、台湾の現実、アジアの現実、それへの日帝の現実的にかかわりを直視してそこからひるがえて日本の現実を洞察するならばたちまち粉碎されざるをえないのである。アジアで現実に行なわれている日帝の再侵略、侵略戦争への加担、その下でのアジア人民の苦しみと怒りと闘い——この厳然たる事実から目をそむけ、そこから自己の政治的認識と路線を打ちだそうとしないもの、それらのものはすべて排外主義のドロ沼への転落をみずから始めているものなのである。こうした帝国主義本国プロレタリアート人民の排外主義的

三、革命的左翼の存否をかけて決起せよ

以上の若干の展開からしても、七〇年〇七二年過程の冒頭に登場した入管攻撃をめぐる闘いの意義は鮮明となるであろう。即ち、ここで問われているのは、「帝国主義の抑圧と闘うアジアの被抑圧人



大村収容所 雑居房の壁

民と連帯して、日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ」というわれわれの基本的な政治的立場そのものがホンモノであるかニセモノであるかということなのである。しかも、杜共および革マルの腐敗と墮落のとめどない進展という今日の情勢の下では、在日アジア人民の闘いと連帯する日本人民の闘いはまさにわれわれ革命的左翼の独力をもって担い切る決意を固めなければならないのである。にもかかわらずこの闘いは、革命的左翼が独力で闘う状態に終始するならばそれは決して勝利しえないのである。即ち、独力でも闘いぬき、情勢をきりひらき、なんとしても巨万の人民的な決起へと発展させなければならぬのである。それはきわめて困難な道となるであろうが、入管攻撃に真正面から対決すればするほど今日のアジア侵略の実相が認識されればされるほど入管闘争の意義は鮮明となる関係にあるのである。

なんとしても入管闘争の革命的爆発をひきださなければ、それは直接に数十万の在日アジア人民の庄殺を見殺しにすることになるのである、更に「アジア侵略を内乱へ」というわが総路線への全人民の結果の水路もきりひらきえないのである。排外主義的なものとの闘いに勝利することなくして反戦闘争も「侵略を内乱へ」の闘いも核心から崩壊してしまうものなのである。

入管攻撃をめぐる闘いのこうした本質から、この闘いは、在日アジア人民の庄殺を許すか許さないかを契機としながら、実是在日アジア人民と日本の革命的左翼の庄殺を許すか許さないかという闘いとなることは必至なのである。われわれが、七・七の自己批判のなかから、入管闘争への決起という方針をかげきったとき、実は既にこの決定的試練の場にわれわれはみずから敢然と立ったのである。

「侵略を内乱へ」という革命的大路線は血と汗にみちみちた死闘をおしてしか決して物質化しはしないのである。

最後に、われわれは、このわれわれ革命的左翼の存否をかけた闘いを、権力の破防法攻撃下に闘いぬかねばならないこと、また、われわれの闘いの貫徹は破防法攻撃のエスカレータを不可避とせざるをえないであろうということについて、いささかも安易な展望をもってはならないであろう。破防法の恫喝は決してわれわれの闘いを阻止することも、やめさせることもできないであろう。われわれは全同盟の飛躍をかけて入管攻撃と闘いぬき、七〇―七二年過程を勝利的に突破し、七〇年代に雄飛するであろう。ありとあらゆる反動はただわれわれをきたえるのみである。

2. 「七・七蘆溝橋三十三周年、日帝のアジア再侵略阻止 人民大集会」における北小路同志の発言

(一)

私は革命的共産主義者同盟を代表して、華僑青年闘争委員会からの提起を断固として受けとめ、日本帝国主義のアジア侵略を粉碎し日本帝国主義の打倒を闘いについでいくわれわれの固い決意を表明しとくに、その闘いにとつて重大な課題となつて入管体制粉碎闘争についてのわれわれの断固たる闘争方針を明らかにしたいと思ひます。

(二)

いまや日本帝国主義は凶暴なアジア侵略者として立ちあらわれており、われわれは、その侵略と反動の暴虐の嵐に屈するのか、それともこの圧制を打ち倒して新しい社会を闘いとするのか、倒すか、倒されるか、勝利か死かの、内乱の死闘の時代にすでに立たされていきます。

三十三年前の今日、蘆溝橋事件によつて日本帝国主義は中国にたいする全面的な侵略戦争を開始していつたのでしたが、それこそ日本の労働者階級人民が日本帝国主義の侵略と反動の攻撃に敗北し屈服し、みずからその協力者となつていつた結果であり、それによつて、朝鮮、中国をはじめとする全アジアの人民はもとより、ほかならぬ日本の人民自身も、言語に絶する苦しみをなめさせられたのであります。

いままた、日本帝国主義は同様の道に乗り出しつつあるのです。そのなかでわれわれ日本の労働者階級人民は、日本帝国主義のもとで再び抑圧民族の立場に立たされ、抑圧民族の労働者階級人民としての責任を問われるにいたつていふことを直視しなければなりません。

だが、われわれは断じてあの戦前の歴史をくりかえさせてはならないし、また決してくりかえさせないであろう。この決意をもつてわれわれは、このかん、侵略の協力者に転落した社会党、共産党を

のりこえ、日本帝国主義のアジア侵略に真向から激突し、羽田から十一月決戦へ、そして六月安保決戦の戦闘の大衆の大爆発へと、敵権力の激しい十字砲火をおかし、激闘の試練をこえて不屈の進撃をかちとつてきました。本日の闘いが、六月決戦以降の事実上の本格的な第一波として昨日の日「華」協力委員会にたいする闘いに引きつづき、すべての闘う諸君とともに大々的にかちとられていることもその証しであると確信します。とくに、カンボジア侵略の開始以来「侵略阻止」か「革命支持」かという形で争われてきた革命的左翼内部の論争が、本集会では「日帝のアジア再侵略阻止」という一点に集約されるにいたつたことは本集会でかちとられた重要な成果の一つであります。

しかし革共同は、いささかも現状に安住することなく、この地平を今後さらに踏みこえ、沖縄奪還、安保粉砕・日帝打倒にむかつて、日本帝国主義のアジア侵略を内乱に転化していくために、そして必ずその勝利を闘いにつけていくために、自己の存立をかけて闘いぬく決意であります。在日アジア人民、全アジア人民にたいする日本の労働者階級人民の責務は、あくまで、在日アジア人民・全アジア人民にたいする日本帝国主義のいつさいの攻撃を打ち砕き、日本帝国主義の打倒を闘いにつけていくこと以外にはなく、またそのみが日本の労働者階級人民の自己解放の道であると革共同は断言してはばかりません。

(三)

こうしたなかでわれわれは、凶悪な排外主義的治安立法たる出入国管理法の再提出を阻止し、入管体制総体を粉砕していく闘いを、

態は重大な局面を迎えるにいたつています。このことをわれわれはみずからの問題としてとらえ返さなければなりません。

たしかに、われわれは昨年の入管法国会提出に際し反撃の闘いを組みました。入管法粉砕東京実行委員会の結成に加わり、五月二日の東京入管事務所にたいするデモンストレーションに参加して以来六・一、六・二四、七・二五の三波にわたる入管法粉砕全国統一行動を積極的に行い、さらにその強行成立の危機に際しては、大学治安立法粉砕闘争を展開するなかで大学立法の不当成立を許しはしたが、入管法はひとまず廃案にさせました。また、八月十日には、ついに初めての大村収容所突入を敢行し、さらに、神戸入管に収監された任錫均氏奪還の闘いにおいてもその成功をかちとつたのです。こうした闘いを、われわれは、日帝のアジア侵略体制構築と真向から対決する中心的闘争の一環に位置づけて闘ってきました。

しかしながら、革共同は、このていどの入管闘争の取り組みをもつて何事かがなしたとは、とうてい考えることはできません。また、沖縄奪還、安保粉砕、日米共同声明粉砕等の全国的政治闘争を推進してきたことをもつて、入管闘争の立ち遅れの免罪になると考えることもできません。何よりも、いま、入管体制の凶暴な攻撃が在日アジア人民に日常的に襲いかかつており、入管法再提出も企てられているにもかかわらず、われわれが有効な反撃に起つことができないという事態をこそわれわれは問題にしなければなりません。

革共同は、断固たる決意をもつて入管法再提出阻止闘争に総決起し、これを、沖縄・基地・反軍の闘いとともこの秋の日帝のアジア侵略阻止闘争の最大の課題として闘いぬくことを宣言します。同時に強制収容・強制送還、白色テロルをはじめ在日アジア人民にた

この秋の闘いの最大の課題としてとらえ、総力をあげて闘いぬくことを明らかにしたいと思ひます。

アジア侵略をすすめる日本帝国主義は、それにたいするアジア人民の闘いを心底から恐れ、それを敵視し、日本在住のアジア人民の決起を予防反革命的に抑えつけようとし、排外主義的で治安対策的な差別、抑圧、迫害の攻撃をことごとく強めてつづけています。それは同時に、日本人民を侵略体制に総動員するための極反動的抑圧の強化と民族排外主義の煽動の一大突破口となりつづけています。今日すでに抑圧民族の立場に立たされているわれわれ日本の労働者階級人民が、在日アジア人民へのこの攻撃をもし見過すようなことがあれば、それこそは、在日アジア人民をわれわれが迫害することでありさらにほかならぬ日本人民自身もそれによつて暗黒の反動のなかに踏みこじられていくのは明らかだ、いなる事態はすでに進行しているといふべきであります。

こうした見地に立つとき、われわれは、過ぐる一九六五年の日韓条約成立をわれわれが阻止しえなかつた結果として、そのはるか以前から迫害につづく迫害を受けつづけてきた在日朝鮮人が、さらにいっそうの迫害攻撃にさらされるようになったことを、痛苦をもつて自己批判せずにはおられません。出入国管理令や外国人登録法をテコとする入管体制は、いまや強制収容・強制送還、在日朝鮮人高校生にたいする公然たるテロル等々となつて、日常的に在日アジア人民に襲いかかつてきています。とくに、日韓条約にともなう「日韓法的地位協定」にもとづいた在日朝鮮人の永住権申請の期限が来年一月に迫り、そのうえ入管法再提出を佐藤政府が企図することによつて、また外国人学校法の再提出すら準備されることによつて、事

いする入管体制下の日常的な攻撃をはねかえしていく闘いは、いまや日本労働者階級人民の重大な責務となつていることを自覚し、この面におけるわが同盟の決定的な立ち遅れを克服し、すでにこの闘いに起ち上つている諸君とともに徹底的に闘いを推進する決意であります。

(四)

この七・七集会の準備過程において、全国全共闘の書記局員（代行）であり、わが同盟の隊列の指導的メンバーの一人である山森茂夫君が、華僑青年闘争委員会の諸君に敵対的差別的言辭を吐いたことは、そうしたわれわれの入管闘争の立ち遅れにもあらわれているわれわれの弱さを露呈したものであり、抑圧民族たる自己自身の責務にたいする無自覚に発するものとして、われわれはそれを厳しく糾弾し、それをわれわれ自身の問題として自己批判しなければならぬと考へます。

山森君が華僑青年闘争委員会の抗議退場に「いいじゃないか」という態度をとつたことは、華僑青年闘争委員会が突きつけた問題を切り捨てるものであり、何よりも在日アジア人民にたいしてみずからが負っている責務に無自覚であつたことを突き出したものといわねばなりません。われわれ日本の労働者階級人民は、日本帝国主義のアジア侵略や在日アジア人民への迫害が進むなかで、ますます抑圧民族としての体制に組みこまれてしまつていっているのであり、その存在自体が、在日朝鮮人、中国人をはじめとする在日アジア人民を抑圧する側に立つているのです。したがつて、在日アジア人民への日本帝国主義の攻撃に無知であつたり、それなたいする在日アジア人

民の闘いに無関心であつたり、またその闘いにかんするわれわれの責務について無自覚であつたりすることは、それだけで日本帝国主義の侵略と在日アジア人民への迫害を容認し、民族排外主義に屈服していくものとなるのです。

われわれは、山森発言問題を革共同全体の問題としてとらえて自己批判を深め、その自己批判を今後の闘いにおいて断固として貫徹していくために、とくに次の三点を明確に再把握することをみずからに課したいと思ひます。

第一には、帝国主義本國の抑圧民族の労働者階級人民としての、とりわけそこにおける共產主義者としての、自己の責務にたいする厳しい自覚をもつて自己を武装することでありまふ。われわれは、たんに立場において抑圧民族であるばかりでなく、その内実においても帝国主義の汚物にまみれた存在であり、それによつて無知・無自覚は、たちまち自己を排外主義、他民族抑圧の徒に転落させてしまふのです。このことは、いかに内乱の死闘の時代の激闘を担つてゐる戦士であらうと、何ら例外ではありません。

この汚物を払いのけ、そこからの自己脱皮をかちとることは、まづもつて、自己の抑圧民族としての存在と責務への自覚を持つことからのみ、始められることができます。しかもそれは、言葉のみの確認にとどまつていては、まづたぐの空語でありましよう。人間を抑圧民族と被抑圧民族、支配階級と被支配階級とに分断し抑圧してゐる根源そのもの、帝国主義そのものの打倒によつてこそ、それは窮極的に達成されるものであります。しかし、だからといつて帝国主義一般と闘つていさえずればそれでよい、ということではできません。抑圧民族が、被抑圧民族の自由を要求し、その帝国主義にたい

います。両者の解放は一にして不可分、日本革命は、アジア人民の闘いによつて徹底的に援助されており、また全アジアの革命は日帝打倒なくして完遂することはできないという関係にあります。

したがつて、われわれは、日本・アジアの解放のために、日帝打倒のために、日本帝国主義のいつさいの愛国主義、排外民族主義に最も非妥協的に敵対し、日本帝国主義が失敗し、打撃を受け、破産していくことを徹底的に歓迎し、ただ歓迎するだけでなく、それをわれわれみずからの力で闘いとするために、闘いぬいていくことを、改めて宣言したいと思ひます。

第二に、われわれは、在日アジア人民の日本帝国主義にたいする闘いを無条件に支持し、それをみずからの闘いとして担つていくなかで、在日アジア人民とわれわれとの連帯を深め、その共同の戦線を築きあげるために闘いぬくことを誓ひます。だがこれは、断じて口舌の問題ではありません。われわれは、連帯を希求してやまないからこそ、まづわれわれが自己の責務を果すのでなければ、その連帯も決して成りたつものではないと考えています。入管体制下の迫害をはじめとする在日アジア人民への諸攻撃を打ち破り、在日アジア人民を防御しその自由を闘いにつけていくことは、日本労働者階級人民の重大な任務であり、なかでも、それは、羽田以来今日までの血路をひらいてきた革命的左翼の双肩にかかつています。

この点に照すならば、われわれは、この集会の準備過程と、今日の集会そのものにもあらわれた革命的左翼内部の路線上の偏向を、厳しく批判しなければなりません。われわれが山森発言の問題を自己批判的に深めれば深めるほど戦線内部の偏向を追及しないわけにはいかないのです。

する闘いを無条件に支持し、それによつて帝国主義のいつさいの攻撃と自己自身が闘いぬくことを、抑圧民族の責務でありまふ。その課題を抑圧民族の労働者階級人民が自己の闘いの内に包摂し切つてこそ、それは真に帝国主義を打倒しうる闘いになるのだといふところに、問題の核心はあります。われわれが、在日アジア人民、全アジア人民の闘いをみずからの闘いとしていくとき初めて、われわれは、最もしいたげられた人民の苦しみや自己の苦しみと始めることができるのであり共同の闘いの場に自己を投入し始めたといふことができるのであります。

このことを革共同は、六五年の日韓闘争において、日本のすべての勢力に先がけて、誰よりも強くみずからに課したはずでありました。しかし、それが実はまだまだ不徹底なものでしかなかつたことが、山森発言によつて暴露されたのであり、今後われわれは、革命党としての自己の飛躍を賭して、この課題を不断に、徹底的に貫徹するために闘うことを誓ひたいと思ひます。

第三に、そのために、さらにわれわれは、革命的祖国敗北主義の立場を徹頭徹尾おしつらぬくこととあります。われわれは国益論や生命線論等をふりかざした日本の愛国主義、排外主義は、すべて日本帝国主義の利益に徹底的に奉仕し、その侵略を徹底的に擁護するものであると断罪します。それは、日本帝国主義が抑圧してゐる在日アジア人民や全アジア人民に日本人民を敵対させようとするものであり、また、それによつて日本の人民自身をも侵略の奴隷に縛りつけようとするものであると断罪します。日本の労働者階級人民の利益と、在日アジア人民、全アジア人民の利益とは、ともに、日本帝国主義とそのアジア侵略にたいして非和解的に敵対して

第四インター諸君のように、全国反戦や全国全共闘という日本の主力部隊を、この集会の中心軸から外すことを擁護することは、みずからの責務を回避して在日アジア人民に寄りかかろうとするものであり、最も残酷な迫害下にある在日アジア人民の戦士諸君を、最も危険で困難な状況にさらすものであり、これでは、入管体制粉砕の闘いを阻害し、真の連帯をも損うものだといわねばなりません。

またとくにML派の諸君は、従来全国反戦、全国全共闘の闘いがその世話人会・事務局・書記局内部における討論とその一致のうえにたつて推進されてきたという当然の取りくみかたを否定し、全体をベテンにかけ、出しぬいて自己の党派の利益のために集会を利用しようとする小細工に走りまわりました。これは、全国反戦、全国全共闘の隊列の統一を攪乱し、闘争全体の発展を破壊しかねない許しがたい行為だつたといわなければなりません。ML派の諸君は、自己を毛沢東主義に純化させつつ、六月決戦における自己の破産を、そうした姑息なやりかたで乗りきろうとしたのでありましようが、われわれは、ML派の諸君のこうした毛沢東主義への右翼的追従を断固糾弾します。もとより革共同は中国人民に連帯し、日本帝国主義の台湾侵略・中国敵視の政策と断固闘う立場に立つています。だからこそわれわれは、中国共産党の反米愛国路線に反対し、ML派の諸君がそれを日本の闘いのなかに密輸入しつづけることに断固反対しているのです。なぜなら、反米愛国主義は、日本帝国主義を打倒することができず、日本革命を妨害する路線だからであり、したがつてまた、日本革命を流産させることによつて中国人民にも敵対する路線となるからです。

革共同は、中国人民との連帯を希求し、日本帝国主義の足下から

第二部

南朝鮮・台湾を 突破口とする 日帝のアジア侵略



三選改憲に反対するソウルの学生

アジアの革命を闘いとうていこうとしているからこそ、断固として反帝国主義・反スターリン主義世界革命戦略の立場に立ち、安保粉砕・日帝打倒にむかつて闘いぬきたいと思います。

いまひとつ、共労党の諸君にも批判を提起しておきます。革命的左翼を主力とする広汎な「新左翼」のなかにあつて、党派と「ノン・セクト」を対立させ、分裂させようとする策動がうごめいていますが、共労党の諸君は、この集会の準備過程において、M工派の細工や第四インターの偏向を擁護し、さらには山森問題にかんする中核派の自己批判を利用しつつ悪しき「アンチ・セクト」の尻馬に乗つかり、それをあおりたてる態度に出ました。しかし、いやしくも「党」を自称している諸君らが、こうした挙に出るということは、諸君らの出生の母体である六〇年全自連に回帰するものであり諸君らにとつても自滅の愚挙であることを、嚴重に警告しておかなければなりません。

革共同は、革命的左翼を中心とする広汎な労働者人民の戦列の闘う統一を守り、それにたいする内外からの偏向や攻撃にうちかつて進む態度を今後も堅持するものであることを改めて表明しておきたいと思っています。

(五)

最後にいまいちど、革共同は、在日アジア人民への日本帝国主義のいつさの攻撃をみずからへし攻撃であるとみなし、入管法再提出阻止・入管体制粉砕をはじとするその闘いをみずからの闘いと

以降の最大の課題に設定し、沖縄・基地・反軍の闘いとともに総力を傾けて闘いぬくことを宣言し、われわれの血と汗をもってそれをあがなうことを誓つて革共同を代表しての発言を終わります。

1. 南朝鮮・台湾への再侵略を許すな

南朝鮮・台湾への再侵略と入管法・入管体制攻撃

七〇年六月を、社共、総評等既成指導部の後退と屈服と裏切りに決定的に助けられて乗りきつた日本帝国主義は、六月を過ぎるのを待つて、いよいよ日米共同声明路線の現実化の攻撃を本格的に開始しはじめた。日韓協力委員会の韓国側代表をオブザーバーとして加えて、七月六日から東京で日「華」協力委が開かれ、翌七日には米國務長官ロジャースが来日し、さらに時を同じくして「在韓米軍の削減」が、アメリカ政府から韓国政府に通告された。七月二十一日からは、福田蔵相、愛知外相、宮沢通産、橋本運輸、倉石農相、佐藤経企庁長官ら主要閣僚が大挙してソウルでの第四回日韓定期閣僚会談に乗り込み、これまで毎回難行してきた経済援助についての話し合いも、今回は日本側が総額一億五千九百万ドルにのぼる朴政権からの借款要請を最初から受け入れることによつて完全に一致「日韓協力の一層の前進」を日韓双方が確認し合つたのである。日米共同声明にうたわれた、日本帝国主義の、アメリカ帝国主義と結託したアジア侵略への道は、当面南朝鮮、台湾への再侵略の決定的な拡大、として開始されているのだ。日帝のアジア侵略宣言「日米共同

声明に対し「侵略を内乱へ」の旗を公然とかかげて十一月一六月の決戦にたち、内乱的死闘を宣言したわれわれは、いよいよその全容を見はじめた日帝の南朝鮮、台湾への再侵略を重大な決意でうけとめアジア人民の反日（帝）闘争を断固支持し、これと連帯し、日帝打倒へさらに大胆につきすすまなければならない。秋の入管闘争こそは、日帝のアジア侵略体制構築の攻撃に対する、労働者人民の反撃の一大突破口としなければならない。

在韓米軍削減と危機の新局面

去る七月六日 ベトナム参戦国会議に出席中の崔（チエ）韓国外務部長官に対し、ロジャース米國務長官は、在韓米軍の削減を通告したが、この在韓米軍削減問題こそは、ベトナム・インドシナに続く新たな危機の発火点となりつつある。

そもそも今回の在韓米軍の削減は、ベトナム・インドシナにおけるアメリカ帝国主義の泥沼的敗勢と、アメリカ本国における経済危

機深刻化から不可避となつたアメリカ帝国主義の軍事戦略上の手なかし（「ニクソン新戦略」の一結果なのである。すなわち、ベトナム・インドシナ人民の不屈の闘いが、アメリカ帝国主義のアジア支配を根底から揺がし、ついに「最大の火薬庫」朝鮮半島に手をつけざるをえないところまで追い詰めたのだ。

われわれは今回の在韓米軍の削減が、今日のアジア危機を何ら解決するものではなく、新たな危機の発火点をつくり出す以外のなにものでもないことをまず明らかにしなければならぬ。

最も直接的には、朴政権の最もたよりとしてきた支柱（在韓米軍）を揺がすことによつて、朴政権の政治的、軍事的威信が傷つけられる、ということである。純軍事的には沖縄基地の強化、緊急時に、米本国から大量の戦闘部隊を空輸する「ニクソン新戦略の主役」の5Aギヤラクシー超大型輸送機の導入などによつて、十分に補なえてもそれだけで、朴政権の政治的軍事的威信が受ける傷をいやすことはできないのである。

そもそもアメリカ帝国主義（「在韓米軍」）の無言の権威をたよりに、権力を維持してきた朴政権にとつては、在韓米軍の削減は「いのち綱」を切られるほどの深刻な問題なのだ。

もつと現実的には、在韓米軍の削減にともなう、経済面での影響である。現在、在韓米軍から得る外貨は年概算一億五千万ドル、約四万人の労働者、一千の企業がこの収入で生活している。分割基地国家としてアメリカからの援助（無償支援援助は今年限りで打ち切られる。余剰農産物援助も一九七二年までに打ち切られる）ベトナム特需（六九年、一億六九八〇万ドル）在韓米軍からの収入などに過大に依存し、一方産業的基盤が極端に弱い韓国経済にとつて、援助が

打ち切れベトナム特需も頭打ちとなりそのうえ在韓米軍削減によつてこの面からも収入をたたれるということは、絶望的状態だといわなければならない。

今回の在韓米軍削減問題は、七一年大統領選挙を前に、新たな危機の発火点となろうとしている。

南朝鮮再支配へつきすすむ日帝

日本帝国主義は、在韓米軍削減の発表によつて生じた新たな状況を利用して、さらに決定的に朴政権に対する影響力を強め、南朝鮮再支配にむけて地歩を固める方向にふみきつたことは明らかだ。日本帝国主義は今日の事態が、朴政権に対する日本の影響力を決定的に強めるまたとない好機だと判断し、ふみきつたのである。

七月二十一日から三日間、ソウルで開かれた第四回日韓閣僚会議は、「（日韓）両国の安全と繁栄が、きわめて密接な関係にある」ことを確認し、さらに一億五千万ドルにのぼる新規借款をとりきめた。

今回の日韓閣僚会議を通じて、日本帝国主義は、インドシナ半島に次ぐ軍事的緊張の焦点である朝鮮半島に決定的に、足をふみ入れさらに朴政権に対し、一億五千万ドルにのぼる新借款を約束することによつて、南朝鮮侵略の新局面へふみ込んだのである。

日本帝国主義は、この閣僚会議で、まず第一に「両国の安全と繁栄がきわめて密接な関係にある」との、日米共同声明において明らかにしてきた大認識のうえに、「昨年十二月の韓国民間航空機の拉致事件、本年六月の韓国海軍放送船事件を含め、大韓民国に対する侵略的挑発行動が引続いて激発している」とする朴政権の側の説明

を全面的に受け入れ朴政権の「一面国防、一面建設の国家政策」(六十万の反共軍隊を背景にした、北朝鮮に対する軍事挑発政策)に
対し「深い関心を示す」とともに「敬意を表した」のである。

第二で、この大認識のうえに、「日韓法的地位協定」にともなう
「永住権申請」が思い通りに進行していないことを重視し「必要に
応じ、……会談を開く」ことを約束した。

さらに第三点として、総額一億五千九百万ドルにのぼる借款を約
束したのである。

この総額一億五千九百万ドルにのぼる借款のとりきめには、日本
帝国主義の南朝鮮再侵略に賭ける決意が表わされていることを見な
ければならない。新借款問題について全権を与えられていたといわ
れる福田蔵相は「この金はソロバンずくで援助するわけではない。
うんと長い目で見て、韓国を育てていこうということだ」と述べ、
さらに「農村の近代化、輸出産業の育成および中小企業の振興のた
め」とうたわれた一億ドルの円借款についての質問に対しては「ポ
ンプでも買うのだろう」と答えたといわれる。

この福田蔵相の言葉からも明らかを通り、その借款の内容につい
ては、全く明らかにされていない、文字通り日帝が朴政権をみこん
での「政治借款」なのである。

アメリカからの援助が年々削減され、さらに在韓米軍の削減が不
可避となつた現在、「億ドルの円借款のかんりの部分がその「肩代
り」として六十万軍隊の維持費にまわされ、軍事援助として使われ
ることは明らかである。

さらに「機械工場建設等重工業の育成」について五千九百万ドル
の借款が約束されたが、これが、兵器、軍事産業の育成への全面的
な借款が約束されたが、これが、兵器、軍事産業の育成への全面的
な借款が約束されたが、これが、兵器、軍事産業の育成への全面的

撃を強め、帝国主義と労働者人民の間の非和解的対立を不可避的に
強めるものであることを直視しなければならぬ。

具体的には、第二に入管法の再上程と、来年一月十六日に迫つた
日韓法的地位協定にもとづく「永住権」申請期限の問題に見られる
在日朝鮮人・アジア人に対する弾圧の激化である。

在日朝鮮人・アジア人に対する弾圧の徹底的な強化と革命的左翼
に対する破防法を発動しての組織壊滅の大攻撃が、日本帝国主義の
アジア侵略体制構築にむけての最も重要な環となつていのである。
われわれは、八・四日韓協力委粉砕闘争にひきつづき、秋の最大の
政治課題として、入管体制粉砕・入管法国会再上程阻止・日韓法的
地位協定粉砕、強制収容、強制送還阻止の闘いをはつきりと位置づ
け、この秋の入管闘争をもつて日帝のアジア侵略体制構築の攻撃を
粉砕する一大突破口としなければならぬ。

第二は、革命的左翼に対する破防法攻撃である。われわれは、在
日朝鮮人・アジア人に対する弾圧と、革命的左翼に対する組織壊滅
の攻撃が、侵略体制構築の最も重要な柱となつていであることを直視し
当面は破防法裁判闘争を全人民的な闘いへと広めていかなければなら
ない。

第三には、沖縄のベテラン「七二年施政権返還」をテコとする沖
縄永久核基地化、アジア侵略のための基地機能の強化・拡大の攻撃
である。さらに本土の岩国、横田、三沢等の米軍基地が拡張され、
5Aギヤラクシーも飛来している。

第四で、四次防を軸とするアジア侵略軍隊としての自衛隊の強化
拡大の攻撃である。

特にわれわれは在韓米軍の削減が、「七二年まで」に行なわれよ

な協力であることはあまりにも明らかである。その中味は浦項総合
製鉄所のコンビナートのなかにつくる鋳物工場七百二十万ドル、特
殊鋼工場五百八十万ドル、重機械工場二千五百万ドルなどであり、
軍事産業をめざすものであることは明らかである。

浦項製鉄所の場合もそうであつたが、今回の「重工業化」計画も
全く採算にのらないとして世界銀行などから借款をことわられてき
たものであり、さらに通産省なども最後まで反対していたといわれ
これらの反対をおしきつて政治的に決定されたのである。

これらの点からも日本帝国主義が、「うんと長い目で見て、韓国
を(日帝の植民地として)育てていこう」と決断して借款にふみき
つたことは明らかである。

さらに第四には、日本が以前から強く要求しながら、韓国の産業
界の猛反対で認められてこなかつた韓国における日本企業の工業所
有権を、今回の共同コミュニケではじめて「前向きに検討する」と
約束させたことである。

このことは、南朝鮮の主要産業の支配権を日本資本に譲り渡すに
も等しい、重大なことなのだ。すでに日本資本の南朝鮮進出は年々
増加しており、直接投資も一九六八年二件、一九六九年十六件、そ
して今年六月までに二十五件と急増しているが、この勢いが今後
さらに強まることは確実である。

日本帝国主義は朴政権の弱みを利用し、南朝鮮再支配の地歩を確
実に固めつつあるのだ。

入管闘争を秋の突破口へ

日本帝国主義の南朝鮮再侵略の急速な進行は、侵略体制構築の攻

うとしており、他方では、「七二年」にむけて沖縄基地の再編強化
が進められ、さらに現在の三次防(六七七一年度、規模二兆三千
四百億円)の倍以上の規模になる四次防にともなう自衛隊の大増強
が、七二年を初年度として始められようとしていることを重視しな
ければならぬ。

われわれは十一月・六月の圧倒的成果のうえに、秋の入管闘争を
六月をも上回る闘いとして実現し「日帝のアジア侵略を内乱へ転化
せよ」というわれわれのスローガンを現実の闘いのなかに実現しな
ければならぬ。

日・韓・台三国の諸会議年表

一九六七年 八月 第一回日韓閣僚会議(九〇一〇 東京)
十月 第十二回「華」協力委員会(二三二五、二八 東京)

十二月 第一回日韓貿易合同委員会(？、ソウル)
一九六八年 六月 第一回日韓教員懇談会

八月 第二回日韓定期閣僚会議(二七二九 ソウル)
十月 日「華」協力委員会第十三回総会(七九 台北)
十一月 日韓両国委員会 設立総会(十一 ソウル)
日韓協力委員会 準備会(十二十三 ソウル)

一九六九年 一月 第一回日韓経済合同委員会(二七二九 ソウル)

- 二月 日韓議員懇談会 二回 (二四、二五 東京)
- 日韓協力委員会第一回総会 (二一、二五 ソウル)
- 四月 第二次日韓貿易合同委員会 (二三、二五 東京)
- 五月 日韓協力委員会 第一回常任委員会 (二〇、二二 東京)
- 八月 第三回日韓定期関係会議 (二六、二七 東京)
- 十一月 日韓定期協議 (一九、二〇 東京)
- 第十四回「華」協力委員会 (十八、二二 台北)
- 十二月 日韓合同経済委員会 第二回貿易分科会会議 (一〇、一二 東京)
- 一九七〇年 二月 日韓協力委員会第三回常任理事会 (六、七 東京)
- 四月 日韓協力委員会第二回総会 (二二、二四 ソウル)

アジア侵略の先兵―日「華」協力委

岸信介先頭に政財界の大物

七月六日から三日間にわたって東京・大手町にある経団連会館において日「華」協力委員会(台湾側の名称は「中日合作策進委員会」)第十五回総会が開かれた。この第十五回総会にさきだち、一日午後、同会館で、日本代表団の結団式が行われたが、これには、政界から岸信介元首相、石井光次郎元衆議院議長、財会から河野文彦

三井物産、丸紅飯田、伊藤忠商事など四大商社代表、さらに河野文彦三菱重工会長、小林宏治日本電気社長、砂野仁川崎重工会長ら大物財界人が名を連ねているほか明治乳業、日本精工、トーマン、吉田工業、鹿島建設など、大手、中堅企業約十社が新規に参加を申し出た。

一方、台湾側からは谷正綱国民党中央党務委員を代表団長に、三十六人の政、財界人が出席する。

一日の結団式では①日本代表団長の石井元衆議院議長が総会の議長をつとめる②この会談の顧問である岸元首相が、昨年十一月の佐藤・ニクソン会談で出された日米共同声明に基づき、最近のアジア情勢を配慮して六日の開会式で基調演説を行う③前回の第十四回総会の共同声明でうたつた「中国大陸反攻」について、日本側の解釈を文書にして配布する、④今度の総会の共同声明起草に当っては、田中も夫衆院議員(政治部会長)堀越三三(経済部会長)井口貞夫元駐台大使(文化部会長)ほか、矢次一夫国策研究会(自民党、財界の台湾、韓国ロビー、アジア研究会グループなどの超反動グループ)理事、永野重雄、河野文彦が加わる、などが決つた。そしてこの第十五回総会で総額二億五千万ドルから三億ドルに達する、といわれる第二次円借款が討議される。

さらに今回の総会には日韓協力委員代表のオブザーバー参加という形をとつて、韓国の代表が参加する。また総会の開催と時を同じくして、台湾の副総統が来日しロジャース米国務長官も来日する。今度の日「華」協力委第十五回総会を通じて、「台湾地域における平和と安全の維持は、日本の安全にとつて、きわめて重要な要素」と台湾再支配の願望を公然と示した日米共同声明が、その侵略的

- 五月 第二回日韓民間合同経済委員会 (十五、十六 東京)
- 日「華」貿易会議 (二六、六月一日 東京)
- 七月 第十五回日「華」経済協力委員会総会 (六、八 東京)
- 第四回日韓定期関係会議 (二一、二三 ソウル)
- 八月 日韓協力委員会第四回常任委員会 (四、五 東京)

注1 日韓経済合同委懇談会を解消、発展させたもので六三年二月東京で開かれた第三回日韓経済合同委懇談会で合意されていた。
注2 日韓協力委員会は総会の他、毎年四回、三ヶ月ごとに常任委員会を開催し定期的な協議を行う。

三菱重工工業会長、寺尾一郎三菱商事副社長、堀越三三経済団体連合会副会長など四十数人が出席し、日本代表団長に石井元衆議院議長を決定した。

一日の結団式で明らかにされた日本側の参加者はメーカー、商社が四十二人、衆参両院議員二十五人、その他十六人の合計八十三人と、これまでの二十数人からいづきに激増した。
このうち財界からは永野重雄新日本製鉄会長をはじめ三菱商事、

姿をここでもさらに一層具体化してきていることに、最大の注目をほらなければならぬ。

今回の総会では、今年の四月で終つた第一次円借款につぐ、総額二億五千万ドルから三億ドルに達するといわれる第二次円借款について討議が行われる。この第二次円借款こそはその大きさからいっても、これまでの日台の経済的関係を一変し、台湾経済をも一変させずにはおかないであろう。すなわち日本帝国主義は台湾を「たんなる商業利潤獲得の対象とする段階から、合併形態による長期協力へ転換」しようとしているのである。

日米共同声明とそれを経済的に裏付ける第二次円借款によつて、日本帝国主義の蒋介石政権に対する関係は決定的に強化され、日台関係は新たな段階に入らうとしている。

円借款テコに急増する経済進出

日「華」協力委員会(国府名「中日合作策進委員会」)は、一九五六年石井光次郎を団長とする使節団の訪台をきっかけに設立の話がいつきに進み、翌五七年三月、当時首相であつた岸信介の手によつて東京で第一回総会を開いて出発した。その後毎年東京と台北で交互に総会を開いて今日に至つてゐる。

その設立趣旨では「日台両国の親善増進、経済と文化の交流、提携をはかる」と一般的なことをうたつたが、その政治的意図ははじめから明らかであつた。当初、足立正前日本商工会議所会頭など財界人が主体であつたが、その後相ついで岸信介、船田中、石井光次郎、賀屋興宣ら自民党内超反動派が参加、日帝の台湾の蒋介石政権に対する政治・経済両面にわたる強力なパイプとなつてきた。

中国革命の際に中国人民によつて中国大陸からたたき出され、台湾に逃げのびた蒋介石政権はアメリカ帝國主義の庇護のもとにアメリカ帝國主義のカイライ政権として、アメリカ帝國主義の援助に助けられて、かろうじて支えられてきたが、一九六五年にアメリカがドル防衛のために、軍事援助だけを残しその他の援助から一切手を引いてからは日本帝國主義の「肩代り」が急速に進んでいる。

特にアメリカ帝國主義の援助が打切られた一九六五年にはこの日「華」協力委員が大活躍し、同年に総額一億五千万ドルの第一円借款を台湾に与えるの力となつたのである。

日本と台湾との経済関係はこの円借款を機に急速に強まつた。これを「日台貿易」の数字で見ると六六年の四億ドルから、六七年の四億七千万ドル、六八年の六億二千万ドル、六九年の七億八千万ドルと年々急増、今日では日中貿易を追い越しており、対台湾各国輸出総額の四〇・五％（六八年）を占め、アメリカ（二五・六％）（同）を大きく上回り、台湾の商品市場を征覇してしまつてゐるのである。

つぎに資本輸出についてみるならば、すでに台湾にたいしては総額一億五千万ドルにのぼる第一次円借款が今年の四月まで行われており、このほか進出企業三百七件累積投資額六千三百万ドルにのぼる直接投資が行われている。とりわけ「高雄輸出加工区」（これは輸出企業に対して、関税や物品税を免除する自由貿易地域である）には、六九年八月末までに五九の日本企業が進出しており、うち二六件（これは判明している分だけ）は日本資本百％出資で、投資総額は千五百五十万ドルに達し、アメリカの合併事業を合せて十八工場八百十五万ドルに比べても圧倒的である。

④日本の経済界は、韓国をたんなる商業利潤獲得の対象とする段階から「合併形態」による長期協力へ転換することを考えている。このために、(1)「日韓合併ならびに加工貿易振興会社」（仮称）を設立する。(2)韓国政府は合併会社に対しては「労働争議を厳禁する」などの措置をとる、などを希望している。

⑤日本側としては労働力不足の現状から労働力集約産業を韓国に移し、その余剰労働力の活用を考えている。このために「日韓合併ならびに加工貿易振興公社」を設立したい。日本側公社は百％民間出費で原材料、施設材を韓国に引き渡す。韓国側公社は政府出資七〇％、民間出資三〇％で製品の委託加工を引き受ける。

⑥韓国は保税地域および自由港地域を大幅に拡大し日本製品の製造加工を担当するための、もつと弾力的な措置をとつてもらいたい。そして、この「矢次報告」は、韓国側の対日輸入制限撤廃、「外人投資業体の争議特別施行令」の制定（要するに、外国資本企業では労働者の争議権などを認めないという法律）、「日韓二重課税防止条約」の調印、批准、によつて具体化されつつある。

今回の日「華」協力委こそは、韓国のオブザーバー参加と、八月四日からの日韓協力委とあわせて、この「矢次提案」に露骨に示された日本帝國主義による韓国、台湾の再植民地化の方向をより一層強めようとするもの以外なものでもない。

「中国大陸反攻支持」をうたう

この日「華」協力委がその政治的性格を露骨に現わしたのは、昨年十一月、佐藤訪米一日米共同声明と時を同じくして台北で開かれた第十四回総会であつた。

日「華」協力委員会は、岸、石井、船田、賀屋などを擁しさらに財界主流も引き入れて自民党、政府内に強力な発言力を有し、巨額の台湾援助を引き出し、その援助を背景に蒋介石政権に対しても強い発言力を有し、アジア再支配の野望を背景に政府自民党の外交政策をも動かすことができる力を持ちだしているのである。

日韓協力委とも表裏一体の関係

さらに日「華」協力委の全容は日韓協力委員会との関連で見るとさらに明らかとなる。日韓協力委の第四回常任委員会が八月四日から二日間、東京の経団連ビルで開かれるが、これが今回の日「華」協力委と表裏一体をなすものであるとはいうまでもない。

今年四月二〇日から三日間、ソウルで日韓協力委第二回総会がひらかれ、日本側から「矢次提案」が行われた。今回の日「華」協力委で台湾側はこの「矢次提案」にもとづく「アジア自由」にむけての「日「華」韓協力委」促進を強固に主張しているといわれる。そこでその「矢次提案」について、次に簡単に見ておこう。

「矢次提案」の要旨は次のようである。

①七〇年代の十年間を目標にして日韓の「協力経済圏」をつくり、「アジア自由」のモデルケースとして発展させる。

②「日韓協力経済圏」の具体策として、浦項総合製鉄所の建設予定地区以南の韓国南海岸工業地帯と日本の鳥取、山口、北九州など関西経済圏とを結びつけることを考えている。

③日本としては鉄鋼、アルミ、石油、石油化学、造船、電子工業、プラスチックなど沿岸の土地利用、公害などの関係から国内での発展限界が感じられているものを、ここに移したい。

この第十四回総会にはこれまで毎回欠かさず出席してきた岸信介、矢次一夫をはじめ、三菱重工、石川島播磨重工、四大商社（三菱商事、三井物産、伊藤忠、丸紅飯田）の社長クラス、堀越経団連副会長をはじめ独占資本の代表人物十六名が出席した。

まずアジア危機にのぞむ基本的な姿勢について「……とくに日本は、このような情勢下、必然の結果として、急速にその国際的姿勢を改め、アジアの自由と安全のために、積極的な政治責任をとる態度に移行するであろう」（共同声明第二項（5））と、日本帝國主義の、危機のアジアへのり出す帝國主義的野望をみなぎらせつつさらに積極的に次のように述べている。

「……アジア並びに世界の安全と平和、およびその発展の見地から見る限り、『中共の存在』が問題である。より正確にいえば、七億の中国国民を支配するものとして、世界共產化の妄想から離れ得ない毛沢東政権が存在する、ということが問題である。この世界的な問題に対して、我々は次のような努力目標を設定する。

①日華両国は今後一層の協力協調体制を確立するとともに、韓国をはじめとして逐次アジア諸国の参加を求め、アジア自由陣営の再編成を促すこと。

②日本、中華民国、韓国はそれぞれ正しい国際情勢の認識を普及せしめることによつて、その国民的合意を形成すべく努力すること。」

以上のように述べてきたうえで、大陸反攻を次のように宣言している。

「⑤中華民国政府の最大課題たる本土回復の成功のためにも本土の共産政権が崩壊するであろう如き周辺状況を、アジア諸国

の一致協力によつて作りあげること」と。

要するに、この日「華」共同声明は、アメリカ帝国主義の圧倒的な軍事力を背景に形成されてきた戦後帝国主義アジア支配体制が、ベトナムにおける米帝の敗勢を導火線に崩壊的危機にさらされ、さらにドル危機が深刻化することをもつて「アメリカ体制」としての戦後世界体制の根底的動揺がより一層深まるなかにあつて、いまや多大な権益をアジアに有するに至つた日帝がその安保・防衛政策をエスカレートし、エスカレートされた日米同盟を軸として帝国主義アジア支配体制を反動的にたてなおしていく、という日米共同声明に述べられた路線を、韓国と並んでいまや日帝の植民地と化したところある台湾との関係においてより一層露骨に表わしたものである。

日帝の台湾再侵略を断固許すな

日「華」協力委は、日韓協力委と並んで、日本帝国主義のアジア政策、日本帝国主義のアジア再侵略の要であり、日帝のアジア侵略宣言―日米共同声明の現実化の場である。今や日米帝国主義は、これまで米韓、米台、日韓、日台という個別同盟の総和としてあつた東北アジアの帝国主義支配体制を朝鮮半島における危機の成熟という緊迫下で、日米同盟政策を基本的政治外交政策としつつ、日・韓・台枢軸を強化しそれを軸に再編強化しようとしているのである。

日米共同声明を背景に、韓国をオブザーバーに加え、二億五千万ドルから三億ドルにのぼる第二次円借款を討議するというこのなかのことは集中的に示されている。

われわれは日「華」協力委に対して「台湾と貿易するのではなくて、中国との貿易を」と主張し問題を「誰と貿易するか」にすり

(3) 中共は、文化大革命並びに九全大会以後において、その秩序は表面的にはいささか回復されたかに見られるが、実質においては奪権闘争を中心とする内部分裂が継続し、党・政体制は瓦解同然であり、人民の反抗行動もいよいよ全面的となりつつあつて、その国力の弱体化並びにその国際的孤立化は、いかなる共産国よりも急ピッチであると考えられる。

(4) 韓国と北鮮との対立関係は、七〇年代の前半としてこれを見る限り、依然として緊張のままであるが、韓国の政治安定と経済発展により、北鮮はますます不利な立場になると思われる。

(5) 日華両国がこの間にあつて、引続きその急速なる経済発展を継続するであろうことは、確実と思われる。とくに日本は、このような情勢下、必然の結果として、急速にその国際的姿勢を改め、アジアの自由と安全のために、積極的な政治責任をとる態度に移行するであろう。

3 そこで問題は、以上の情勢を踏まえて日華両国はこれから如何に行動すべきであるが、アジア並びに世界の安全と平和、およびその発展の見地から見る限り、「中共の存在」が問題である。より正確にいえば、七億の中国国民を支配するものとして、世界共産化の妄想から離れ得ない毛沢東政権が存在する、ということが問題である。この世界的な問題に対して、我々は次のような努力目標を設定する。

(1) 日華両国は、今後一層の協力強調体制を確立するとともに、韓国をはじめとして逐次アジア諸国の参加を求め、アジア自由陣営の再編成を促すこと。

(2) 日本、中華民国、韓国はそれぞれ正しき国際情勢の認識を普

かえ、日中貿易を「革命路線」にまで「高めようとする」毛沢東主義の反米愛国路線に断固反対し、「侵略を内乱へ」という革命的立場を堅持し、断固闘いをおしすすめるなければならない。

日「華」協力委員会第十四回総会共同声明

一九六九・十二・二一

日華協力委員会第十四回総会は、三日間にわたる討議の結果、次の結論を得た。

1 現今の世界において、急速に国力が伸長しつつある国を挙げるならば、日華両国こそその首位を占めるものであらう。両国相互間の協調もまた、いよいよその密度を高めつつある。日華協力委員会は、この状況を多大の満足をもつて確認しつつ、政治・文化の両部会においては別記の報告書を採択した。

2 一九七〇年代が世界的に一大変革の時期ならんとすることはすでに明瞭であるが、日華協力委員会は、討議の結果下記の見通しに到達した。

(1) 米ソ両国は共に内外に困難なる問題を抱え、共に重大なる転機に直面しているとはいいながら、両国それぞれの利益を守る必要上、その平和共存体制には、七〇年代の前半、大きな変化は起こすまい。

(2) 中ソの関係においては、国境問題について会談を行なう等のことはあつても、根本的にはそのこじれた対立関係を改善することはできない。

及せしめることによつて、その国民的合意を形成すべく努力すること。

(3) 中国大陸の今後の在るべき姿を構想し、その認識の普及を計ること。

(4) 中共問題の処理が、今後の世界の平和と繁栄のための不可欠な条件であることの認識を、世界的に徹底せしめること。

(5) 中華民国政府の最大課題たる本土回復の成功のためにも、本土の共産政権が土崩瓦解するであろう如き周辺の状況を、アジア諸国の一致協力によつて造り上げること。

日華協力委員会第十四回総会は、以上の認識を確立したことをここに声明する。これからのアジアは、アジアの力をもつて、アジアの問題を解決するであらう。我々は大なる自信をもつて、この課題に取り組む。同時に、我々は、この声明を通じて、アメリカその他友好的な諸国にも心からなる協力を呼びかける。

日本側出席委員

顧問 岸 信介 元首相、衆議院議員
团长 石井光次郎 前衆議院議長、衆議院議員

院議員

常任理事 沢田 慶三 元国連大使

堀越 禎三 経済団体連合会副会長

矢次 一夫 財団法人国策研究会

常任理事

委員

井口 良夫	元駐中華大使
稻葉 秀三	国民経済研究会会長
小野 良介	京都産業大学理事長
池田 芳蔵	三井物産常務
鍛冶田 進	鍛冶田商会社長
鹿野 彦吉	衆議院議員
木内 信胤	世界経済調査会理事長
河野 文彦	三菱重工業会長
佐々木卓夫	日本電気専務
真藤 恒	石川島播磨重工業副社長
瀬島 龍三	伊藤忠商事専務
谷口豊三郎	東洋紡績会長
鷹崎 正見	日本飛行機社長
寺尾 一郎	三菱商事副社長
土井 正治	住友化学会長
中村 菊男	慶応義塾大学教授
鍋山 貞親	評論家
福永 一臣	衆議院議員
細川 隆元	評論家
松尾素一郎	丸紅飯田副社長
宮崎 一雄	日本長期信用銀行頭取
茂木啓三郎	ヤッコーマン醬油社長
横田 卯	日本勧業銀行頭取
渡辺 伍良	森永乳業副社長
(その他随員5名)	

日「華」協力委員会第十五回総会共同声明

一九七〇・七・八

本会は、七月三日、貿易委員会を開催し、ひきつづき、六日から八日までの三日間にわたつて第十五回東京総会を開催した。

今回の総会は、いわゆる「周四条件」発表直後のこともあつて、内外の注目を集めた異例の盛大なる総会となつた。

思うに、「周四条件」のねらいとしたものは、日華協力委員会に打撃を与えんとしたのみならず、日華両国並びに韓国との友好関係を破壊することを目的としたものであらう。

しかるに、今回の東京総会は、中国側の参加者三十六名、日本側の参加者八十五名、それにオブザーバーとして、日華協力委員会から最高幹部三名の出席をえ、かつてなき盛会となり、事実上毅然たる態度の表明をもつてこれにこたへ得たことになつた。

本総会は、政治、経済、文化の三部会に分かれて、当面の諸問題について隔意なく検討、懇談を行なつた。これらの結論を総括して要点を列挙すれば、次のごときものである。

一、一九七〇年代の世界は、はなはだ流動的であると思う。特にアジア大陸における共產主義は、すでに理念的には古くさいものとしてなりつつあるのだが、しかるにもかかわらず、いよいよその奇矯の態度は、まだ増大すると考える。

二、日華両国はすでに久しく協力の道を歩んできたが、さらに最近、日韓両国間にも同様の親善関係が発展しつつある事実にかんがみ、本会は、近く日韓協力委員会の賛成をえられること

日「華」協力委における岸信介顧問の基調演説

(朝日ジャーナル 七〇・七・二六号より)

いまアジアを徘徊している共產主義は、もはや過去の妖怪であるにすぎません。すでに大陸における共產主義は、陳腐で、長つたらしい文章や、饒舌の中に存在するのみであります。中共経済は膨大な八億に近い大人口と、地大物博といわれる資源をもちながらGNPでは日本の半ばにも達していない貧弱さであり、政治体制もまたいわゆる文革を境として自壊作用を起している状況ですから、われわれも、世界も、そこには学ぶに値する建設的なものが見られないのであります。

さらに同じようなことは、今までに近代世界が築き上げた文化、学問や技術についても言えるかと存じます。変革の時代といわれる七〇年代のアジアには、もはや大して役に立つものではなくなり、価値も魅力も、失つたといえぬまでも、次第に失いつつあると申してよろしいでしょう。

したがつて、新アジアの建設的な指導理念は、お互いが、これからそれぞれの国において、具体的な実践活動を通じ、開発し、独創すべきものと考えます。業績が発展し先行して、理論が後から組立てられるというのが、変革の時代の特徴であります。私も、いまその歴史的段階に立っているのです。(中略)

かくして、一方においては、中共が大陸で行っている政治・経済・文化などに対し、われわれは、他方において自由アジアの政治・経済・文化が、いかに優れているかを、東南アの友邦諸国と一緒に

を前提に、日・華・韓三協力委員会の中に「連絡委員会」を設け、今後共同研究、共同開発等について、緊密な連絡を行なうことにした。

三、新しいアジアは、新しい指導理念を持たねばならないが、日・華・韓三国は、互助、連帯の精神の下に、ますます自国の開発発展をはかると同時に、それらの実践を通じて、広くアジア開発に協力しつつ、新しい指導理念を開発形成するよう努力すべきであると考え。それはおのずからアジアの理念であるとともに、おそらくは物心両面にわたり東西両文明を融合したる実質を備えるものだろう。

四、最近、いわゆる「周四条件」なるものが日本の一部でいろいろ問題を起こしている。しかし日本側は、国際的な貿易関係はいかなる国との間でも、平和で、対等な、互助互恵を原則とすべきものとする立場から、ここに、「政治条件」などを持ち込むことに対しては、反対の意を表するものである。なお、両国委員は、今次総会に参加しなかつた日本側一部財界に対しては、今後参加を希望する場合、本会は門戸を開放するものである。

一九七〇年七月八日 第十五回総会

なつて、民主主義的な方法論をもつて、実証すべきだと考えます。そしてこうしたふたつの体制の間で平和的な自由な競争、私のいわゆる『実証運動』を相互に行いつつ、新アジアの指導理念が発揚され、アジア諸国の大衆に浸透し、その精神的支柱たらんことを念願するものであります。

日「華」協力委における谷正綱団長の発言

(朝日ジャーナル 七〇・七・二六号より)

日本側の態度で目立つた特色の第一は、周四条件「をできるだけ緊殺しようとしたことだ。(中略)

これに対し、台湾側は真向から、周四条件「に対決の姿勢を打出

した。谷正綱団長は、周四条件「のねらいを、『日本の内政に干渉し、日米、日華、日韓、日越などの関係を破壊し、日本を国際政治から孤立させるもの』とし、さらに日中貿易の共同声明は「自民党内部および日本政府と国民を離間させ、日本の民主政治制度をくつがえそうとたくらんでいる」「経済的観点からみても、日本の対外投資を妨げ、日本の技術輸出をへらし、日本対自由国家間の経済関係を弱めようとするきわめてあくどい陰謀」ときめつけた。

そしてさらに「われわれは敵か友かの判別をはつきりさせねばならない。今后われわれは、中共と貿易を行う日本の商社、または周四条件を受諾した日本のメーカーとのつき合いを拒絶する。そのかわり四条件を断つた商社、メーカーとは、これからますます貿易関係を増加してゆく用意がある」と宣言した。

第四回日韓閣僚会議共同コミュニケ

アジアの平和、共通の目標

一九七〇年七月二十三日ソウルにて。

一、第四回日韓定期閣僚会議は、一九七〇年七月二十一日から二十三日までの三日間、ソウルにおいて開催された。

二、会議には日本側から愛知外相、福田蔵相、倉石農相、宮沢通産相、橋本運輸相、佐藤経済企画庁長官、金山駐韓大使、大和田水産庁長官が出席した。

三、韓国側は金副首相兼経済企画院長官、崔外相、南財務相、趙農相、李法相、李商工相をはじめ吳水産庁長官、白交通相、李駐日大使も出席した。

四、会議は次の議題を採択し、討議した。

① 両国関係一般および国際情勢 ② 両国の経済情勢 ③ 経済協力 ④ 貿易問題 ⑤ 財務問題 ⑥ 農林、水産問題 ⑦ 交通運輸問題。

五、会議はまず全体会議において、国際情勢および両国関係を全般的に討議し、両国の経済情勢についてそれぞれ説明をしたあと、

国際情勢および両国関係、財務、貿易、農林水産および交通運輸の各問題に関する個別会議を、また経済協力問題その他に関する関係閣僚の合同会議を開催し、最後に再び全体会議を開催して総括をした。

六、両国の関係は、国際情勢一般、特にアジア・太平洋情勢に関して広く意見を交換した。

七、両国の関係はアジア・太平洋地域内に緊張が存続しており、一部の地域では戦闘状態が拡大していることについて憂慮を表明した。両国の関係は平和と繁栄の中で生きようとするアジアの開発途上諸国の念願が尊重されるべきであることを強調した。

両国の関係は地域内の国家が相互に協力して緊張緩和のため、さらに努力すべきであることに意見の一致をみた。この見地から両国の関係は、ジャカルタで開催されたカンボジアに関する閣僚会議が有意義であったことを認めた。

八、両国の関係は両国の安全と繁栄がきわめて密接な関係にあることおよびアジアにおける平和と繁栄が両国の共通の目標であることを認め、その目標実現のため、両国が引き続いて協調し、努力することを再確認した。両国の関係は現在の情勢のもとでは、米軍の極東における存在が、この地域の安定の大きなささえになっているという認識をともにした。

九、韓国側は、昨年十二月の韓国民間航空機への致事件、本年六月の韓国海軍放送船事件を含む大韓民国に対する侵略的挑発行為が、引き続いて激化している事態を説明し、大韓民国の政府と国民が朴大統領の指導のもとに堅く団結し、自由友好諸国の継続的な理解と支持を得て一面国防、一面建設の国家政策を成功裏に遂行している事実を説明した。

日本側はこれに対し深い関心を示すとともに、基本的には韓国の経済発展および繁栄が重要であるとの見解を述べ、大韓民国の政府と国民が、このような事態に効果的に対処しつつ現在までになした遂げた業績に対し敬意を表した。

両国の関係は人道的見地から前記の航空機、船舶の抑留されている乗務員と乗客が遅滞なく送還されるよう、との希望を表明した。

一〇、両国の関係はベトナム紛争解決のため今日までに払われた努力を検討し、ベトナム国民の自由と独立が保障されるような公正かつ永続的な解決がすみやかにもたらされることを希望した。また両国の関係はカンボジア情勢に憂慮をもって留意し、カンボジアに関するジャカルタ会議の結論を支持することを確認した。

一一、両国の関係は、アジア・太平洋協議会がアジア・太平洋地域における国際協力の場として定着し、政治、経済、社会および文化の諸分野で充実した活動を行なっていることに対し、満足の意を表するとともに、両国がこの機構を通ずる地域的協力体制の一層の発展と強化のため、引き続き協力することにつき意見の一致をみた。

一二、両国の関係は両国が引き続いて国際連合、その他の国際機構および会議を通じて協力することが有益であること、特に韓国統一のための国際連合の諸般の努力に対し、引き続き協力することを再確認した。

韓国の経済開発計画に協力

一三、両国の関係は両国関係全般に関して検討した。両国の関係は両国間の友好関係および協力関係が著しく増進されてきたことに満足を表明し、両国政府が長期的な観点から互恵の存続と信義に立

脱した両国間の善隣協調関係を一層発展させるため、引き続いて協力することに合意した。

一四、両国の關係は在日韓国人の福祉増進のために、今後とも一層密接に協調することとし、特に法的地位協定に基づく在日韓国人の永住権の問題に関連して、必要に応じ、両国の關係閣僚間の会合を含む關係当局の会談を開催することに合意した。

一五、韓国側は在日韓国人の信用組合の昇格問題について、日本側の好意的配慮を要望したのに対し、日本側は種々問題はあがあるが、検討する旨を約した。

さらに在日韓国人信用組合の公庫の代理業務の取り扱いについては、日本側は差別しないという原則のもとに、可能な範囲内において好意的に検討することを約した。

一六、両国の閣僚は二重課税防止協定が、双方の国会で承認されたことを歓迎し、すみやかに批准手続きを進めるよう合意した。

一七、韓国側は、一九七二年から実施する第三次経済開発五カ年計画を現在作成中であることを述べ、その基本目標を説明し、この目標達成のために日本側の積極的な支援を要請した。日本側はこれに対し深い理解を表明し、本計画の円滑な遂行のため、積極的に協力することを約した。

一八、韓国側は、機械工場建設等重工業の育成計画につき、日本側の協力を要請した。日本側は韓国の重工業の育成が総合製鉄工場の有効な活用ならびに経済発展のため重要であることを認識し、韓国の重工業育成について必要な調査等所要の協力をする必要がある旨を述べた。また日本側はこの調査に基づく必要な協力をする用意がある旨を約した。

した。

二三、韓国側は国連貿易開発会議第四回特惠特別委員会に提出された日本特惠供与案が、韓国の対日輸出増大に多大の障害を及ぼすことを指摘し、農産品(BTN1-24類)のポジティブ・リスト(特惠を供与する品目表)に韓国側関心十三品目を追加すること、セレクトッド・プロダクト(例外品目)を撤廃するか、もしくは韓国の関心品目を除外すること、ならびに競争力概念に基づく五〇%条項の全面削除を強く要請した。

これに対し日本側は、九月下旬に開かれる国連貿易開発会議特惠特別委員会をめざし、開発途上諸国の要望も勘案し、日本側特惠供与案の改善を鋭意検討しているが、国内に種々困難な問題をかかえていることもあり、今日までに結論を得るに至っていない。

しかし、日本側としては特惠問題に開発途上国が寄せている重大な関心にかんがみ、出来る限りの改善を図ったうえでなるべく早い時期に、出来ればきたる通常国会にも關係法案を提出したいと考えている。この日本側特惠案を改善するに当たっては、韓国側の要望に対しても出来るだけ配慮し、日本側改善案にこれを反映させるよう今後とも努力する所存である旨述べた。

二四、①両国の關係は、両国間の貿易の不均衡を漸次是正することとが、両国経済關係の増進に重要な課題であることを再認識し、今後ともあらゆる可能な方法により、この解決に努力すべきことに合意した。

②韓国側は、一九七一年に両国間貿易の比率を二対一に是正することを目標にしたい旨述べ、日本政府が韓国関心品目の輸入増大のため、貿易自由化、関税引き下げなど諸般の処置をすみやかにとるよう要請した。これに対し日本側は、困難ではあるが現在残存輸入

一九、韓国側は、韓国の農業の近代化、輸出産業の育成および中小企業の振興のため、日本からの機器資材の輸入を確保するため日本側から一億ドルの新規借款を受けることを要請し、日本側はこれに対し前向きで対処することを約束した。これに関して両国事務当局の間で協議することが合意された。

二〇、韓国側は、民間実業人による合併投資を誘致するため、韓国政府がすでに措置した投資環境改善の内容を説明し、また投資申請書処理の迅速かつ簡素化のため、業務処理の窓口を一元化したこと、および馬山に輸出自由地域を設置し、投資家の便宜を与えるようにした旨を説明するとともに、日本側に対して対韓投資増大のため、日本銀行の海外投資自動許可限度額の引き上げを要請した。また韓国側は、投資環境の改善のために、日本側との共同研究を提議した。

日本側は直接投資の増進が相互に有益であることを強調し、海外投資自動許可限度額の引き上げを検討中である旨を述べた。また投資環境改善のため日韓両国の共同調査、民間ベースの投資調査団の派遣等により対韓投資の増加を図ることに同意した。

日本側特惠案改善に努力

二一、両国關係は、日本から供与される一般プラントのための民間信用問題に対し、プロジェクトごと処理することに合意し、漁業協力資金に対しては、その使用を促進するよう相互に努力することに合意した。

二二、技術高等学校設立に関する問題に対し、両国關係は出来るだけ早く調査団を派遣し、その具体的な方法を検討することに合意

制限品目の自由化計画を実施中であり、その促進に当たって韓国要求品目を含めて検討し、関税引き下げについては今後とも検討する旨述べた。

③韓国側は、加工再輸入品の原材料分關税軽減制度の適用品目の拡大が、両国経済關係の発展に重要であることを強調し、日本側の特段の配慮を要請したのに対し、日本側は一九七〇年末までをメドに、品目追加を積極的に検討する旨約した。

④日本側は、工業所有権の相互保護が対韓民間投資を活性化するための環境整備のうえで必要であることを強調し、相互保護協定を締結するよう要請した。これに対し韓国側は、経済交流の円滑化に当たって必要なので、今後受け入れ態勢を整えながら、前向きに検討する旨述べた。

日本側はまた機械類の対日輸入制限の撤廃ならびに在韓日本商社の活動円滑化について、韓国側の配慮を要請した。韓国側はこれに対し日本に対する差別をしていない旨述べた。

海運協定問題など秋に協議

二五、農林・水産問題に關し①両国の關係は農林・水産物の貿易増大に深い関心を表明し、韓国側は両国間の農林・水産物の交易増進のため、交易条件の改善とともに、開発輸出のため輸出協力の緊要性を強調したのに対して、日本側は農林・水産物の交易増大のために必要な諸条件についての綿密な検討とともに、自国内の商品の需給事情を考慮しながら、相互に適当と認められる産品に対しては、具体的な技術協力をはじめ、交易条件の改善と貿易自由化に積極的な努力をする旨述べた。

②韓国側は農林・水産物の一層の輸出拡大を図るため、ノリの輸

入自由化、または輸入割当量の増大、取り引き条件の改善、輸入時期の制限撤廃および関税引き下げ等を強く要望し、さらに合板、あられ、豚肉、ブリ、寒天についての関税引き下げならびにあられ輸入割当量増大等について要望した。

これに対し日本側はこれら品目について、日本側はこれら品目について、日本側の困難な事情を述べつつも、ノリについては、その取り引き方法の改善および輸入時期の制限問題につき検討するため出来るかぎり早期に、実務者による合会を開くことで合意した。また、その他の品目についても、取り引き実態を検討し、取り引き方法を出来るだけ韓国側の要望を反映させるよう努力し、関税についても一応検討する旨述べた。

あられについては、本年度は昨年を相当程度上回る輸入割当をすることを考えてある旨述べた。

③韓国側が洛東江および梁山江の流域開発計画に関する技術調査に關し、日本側の協力を要請したのに対し、日本側は韓国側から技術的問題の協力の要望があれば、検討する用意がある旨述べた。

日韓協力委員会第二回総会共同声明

一九七〇・四・二二

日韓協力委員会第二回総会は、一九七〇年四月二〇日から二二日の三日間、ソウルにおいて開催された。

全会議を通じ、両国委員は、率直かつ熱心に両国の共通課題について討議を重ね、多くの点において、完全な合意に到達した。すなわち左の如くである。

一、日米共同声明とニクソン・ドクトリンの示唆するアジアの新事

挫折せしむべく、日米共同声明に表示される主旨に即し、共同努力せねばならぬことを確認し合つた。

二、韓国が一面国防、一面建設の併行推進において、偉大な成果を上げつつあるが、四囲の状況に鑑み、日韓協力して韓国の経済発展を促進することの緊要性が確認された。そこで当面案件の解決を促進する一方、合せて長期展望に立つ本格的なる日韓両国経済協力関係を樹立すべく、新たに「経済協力推進特別委員会」を設置することにした。

三、共産勢力は東洋の伝統文化を、暴力的に破壊しようとして猛威を揮っている。これは、悠久なる人類の歴史にとつて、許すべからざる行為である。アジアにおいて、東洋文化を正しく受け継ぐとともに、近代西洋文化をも吸収することに成功した日韓両国は、相互の文化的認識を深めつつ、緊密に協力して、共産勢力の文化破壊企図を打砕するとともに、進んで東西文化の融合に立つ高次のアジア新文化形式に努め合う必要を確認し合つた。

四、共産勢力は今や、国際的規模においても、一国的規模においても、その矛盾と欠陥を遺憾なく暴露しつつあり、おそらくは一九七〇年代を通じて、根本的変質の余儀なきに到るは不可避であろうと予想されるが、この過程において彼等は、焦慮のあまり何時何処で、平和にして自由な国民の利益を犠牲にする行動に出ないとも限らぬ。これを誤りなく洞察し、相互に一層強く戒心すべきことを確認し合つた。

五、なお、議題のほか日本側委員は、過日の日航機乗っ取り事件についての韓国朝野の思慮あるはからいに深甚の謝意を表した。以上を総括するに、今次の第二回総会は、日韓協力委員会がさら

二六、①両国の関係は両国間の海運協定締結問題、船舶に関する借款および海運に關連する経済協力問題について、意見を交換した結果、諸問題を討議するため、ことしの秋、東京で政府間の協議をするにとて合意した。

②韓国側は、ソウル首都圏の都市交通事情を改善するため、電化および地下鉄を含む都市交通計画立案に関する総合調査を早急に行なうことを要請した。

日本側はこれに深い理解を示し、調査に強力するため、今秋、都市交通調査団を派遣することを約した。

二七、両国の関係は、今回の会議が終始友好的なふん開気のもとに運営され、両国の相互理解と友好協力関係の増進のために、きわめて有益であったことを認め、第五回日韓閣僚会議を来年両国政府が合意する時期に、東京で開催することに合意した。

二八、日本側閣僚は、このたびの第四回日韓閣僚会議にさいして、大韓民国政府と国民から示された歓迎に対して深い謝意を表明した。

態に對し、早速中共は日本軍国主義の復活などと、事実あり得ざる言いがかりをふれ回り、あるいは沖縄返還は日本本土の沖縄化にほかならずとこじつけるとともに、北鮮に呼びかけ、北鮮の呼号する韓半島の武力統一方針を支持する姿勢を示し始めた。これは共産側の新たな動きとして、軽視することは許されない。故に日韓両国は、中共および北鮮より仕掛ける平和破壊企圖を完全に

暴言録

その1

○久保田貫一郎 第三次会議主席代表 ①韓国は対日平和条約によつてはじめて独立を承認されたのであつて、その前から独立していたと考えるのは国際法違反である。②終戦後連合国が在韓日本人を強制的に日本に送還したことは国際法違反である。③日本の朝鮮統治は、朝鮮自体に恩恵を与えた。(一九五三・一〇・一五)

○沢田 第四次会議首席代表 日清・日露の両戦争はいずれも日本を脅かす勢力が朝鮮半島に進出してきたのでこれを鴨緑江の外にお返し返した戦いであつた。われわれは三度立つて三八度線を鴨緑江の外にお返し返さなければ先祖に対して申訳ない。(一九五八・六・一)

一・首席代表就任あいさつ)

○高杉晋一 第七次会議首席代表 人によつては、日本は朝鮮に対する三十六年間の統治にかんしてあやまれという声もある。しかしあやまれというのはどうか。国民感情としてそんなことはいえませんが、日本は朝鮮を支配したというが、わが国はいいことをしようとしたのだ。いろいろと物言ひをつける人もいるが、日本は朝鮮をいものにしてやっただけだ。韓国をこらんなさい。山には木が一本もない。これは朝鮮が日本からはなれてしまったからだ。もう二十年日本とつきあつていたらこんなことにはならなかつた。創氏改名もよかつた。これは朝鮮人を同化し日本人と同じく扱つたためにとられた措置であつて、搾取とか圧迫とかというものではない(一九六五・一・七)

に前進すべき新たな道標となつたこと疑いなく、両国委員はここに
大いなる満足をもつてこれを内外に表明する。

一九七〇年四月二二日

日韓協力委員会第二回総会

日本側出席委員

会 長	岸 信介	元首相・衆議院議員
事務総長	田中 龍夫	前内閣総務長官・衆議院議員
常任委員	木内 信胤	世界経済調査会理事長
	永野 重雄	日本商工会議所会頭・新日本製鉄会長
	矢次 一夫	財団法人国策研究会常任理事
委 員	吉川 兼光	元衆議院議員
	鍋山 貞親	評論家
	稲垣 登	三井建設社長
	稲田 耕作	日本長期信用銀行副頭取
	今里 広記	日本精工社長
	沖 豊治	日韓委託加工貿易協議会会長
	鍛冶田 進	鍛冶田商会社長
	加藤 誠之	トヨタ自動車販売副社長
	北村 隆	前内閣国防会議事務局長
	小宮山英蔵	平和相互銀行社長
	小林 安治	日本電気社長
	貞広 寿一	日商岩井副社長
	篠島 秀雄	三菱化成工業社長
	下村 弥一	東亜航空社長

砂田勝次郎	砂田産業社長
鷹崎 正見	日本飛行機社長
宅間 久翁	日韓紋り貿易協議会理事長
寺尾 一郎	三菱商事副社長
鳥羽田 照	東洋棉花常務
永井 嘉吉	新東工業社長
長松 宗太	日本勧業銀行常務
中田 匡彦	第一物産社長
中村 菊男	慶応義塾大学教授
西島 東	前三井物産常務
藤田 藤	伊藤忠商事副社長
細川 隆元	評論家
松尾泰一郎	丸紅飯田副社長
増田整次郎	住友商事常務
村田 恒	三井物産常務
守谷 一郎	守谷商会社長
安田 香	東食常務
柳ヶ瀬宗左衛門	日本工営ソウル事務所長
柳田誠二郎	前海外経済協力基金総長
渡辺武次郎	三菱地所会長
なおこの他、顧問石井光次郎、常任委員難尾弘吉、野田卯一、委員 小峰柳多、村上勇、山本スギ、進藤孝二、松尾静磨氏らも参加の予定 であつた所、国会の都合そのほか差支えのため、訪韓直前に不参加と なつた。	

2. 日・韓・台の軍事的結合

三矢研究の意味するもの

〔前進〕228号より〕

防衛庁の三矢作戦計画は色々な角度から問題にすることができ
るが、われわれが最も重視しなければならないのは、それが、建設さ
れつつある日本帝国主義軍隊の内容―どのような目的のためにどの
ような軍事力が必要とされているか―を極めて鮮明に示しているとい
う点である。

この問題の意味

戦前の日本帝国陸海軍は、日本支配階級の朝鮮半島・中国大陸進
出の要請に従い、一貫して大陸作戦計画、対ソ作戦計画を、次いで
米英帝国主義との対立が深まる中で、対米英作戦計画をねりあげて
いった。そして配備も訓練もそれに従って行なわれ、やがてそれは
実行に移された。

軍事的に完敗した日本帝国主義は、アメリカ帝国主義の軍隊と巨
額の経済援助にすがって戦後革命の高揚にゆさぶられた危機をきり
ぬけ、帝国主義的復活の道を進んできた。自衛隊の前身である警察
予備隊は、一九五〇年朝鮮戦争爆発の直後に、朝鮮に出兵した。在
日米軍の空白を埋める国内治安隊として作られたのであったが、そ

の警察予備隊が、現在これほど膨大かつ極めて体系的な総力戦計画
を持つ軍隊となるに至つたということは重大である。

これまで日本帝国主義が世界帝国主義諸列強の中で最も弱い環で
あると見なされてきたのは、市場問題や資本蓄積などの経済上の理
由はもちろんのこととして、さらに帝国主義にふさわしい軍事力を
欠いているからでもあった。帝国主義にとって自己の軍隊とは、国
民の愛国主義的熱狂の中核となりつつ海外市場における支配階級の
権益を武力で保証するものでなければならぬ。しかしそのことは
ただ一般的にそうなのではなく、その帝国主義の置かれた諸条件の
中で、その経済や政治の諸方針と極めて密接な関連をもつて具体的
に進められるものである。

われわれは、いま、この三矢計画が、戦後日本帝国主義の最初の
本格的な対外膨脹政策たる日韓会谈と併行して準備されてきたとい
う点に、最も真に迫るものを感じるのである。政府当局者たちは、
「あれは全くの机上の研究に過ぎない」と強調して国民の目をこま
かそうとしている。たしかに、たとえば佐藤首相でさえ最初国会で

追及された時思わすうろたえてしまったように現在支配階級の全ての部分が一致して一つのプランのもとに動いているとは言えない。それどころかまさに「内外多難」な課題をかかえた支配階級の内部は流動的であり、さまざまな内部対立さえはらまれている。にもかかわらず、支配階級のそれぞれの部署のエリートたちは、敏感に日本帝国主義の方向を察知し、それぞれ全力を上げて局面打開の手を準備し、策をめぐらしているのである。

自衛隊の首脳部も例外ではない。いやむしろ、彼らは自衛隊がこれまでのような「日かげ者」であっては日本帝国主義の発展もありえないことを誰よりも確信している。彼らは、かつての帝国陸海軍最後の将校たちであると同時にそのほとんどは米國に留学し、さらに朝鮮戦争、安保斗争、ベトナム戦争などの諸経験を学んでいる。その持てる力量をひっさげて彼らはこの三矢作戦をつくりあげたのだ。

そうした意味で、△の三矢作戦は「机上の研究」であるどころかそれまでの自衛隊の足どりを総括した上にたって、今後自衛隊の向うべき課題をはっきりと設定したものである。三矢計画が作られた昭和三十八年二月六月のあとに明らかとなった「防衛力整備にかんする基本的見解」（空幕）、「臨時国防基本法草案」（空幕）、「国防会議基本計画」（国防会議）などの重要文書も、この計画に照して考えるときにいっそうゆゆしい問題であることがわかる。またますますひんぱんにくり返されている上着陸、冬期山岳、対潜海峡封鎖などの大規模な訓練の意味もわかるのである。前置きが長くなってしまったが、前置きの結論として、われわれは日本帝国主義の恐るべき新軍隊が登場しつつあること、そしてわ

になる。

では、明らかにされた部分の内容はどういうものか。二月十日に暴露されたのは第三動の「状況」（「情勢分析」）、および十七のテーマのうちの「状況下の研究」12月二十一日臨時閣議決定のわが国防衛の基本方針ならびに所要の国家施策」だけである。その大筋を紹介すると、

① 昭和三十×年七月十九日、中共・北朝鮮軍が、韓国での反乱に呼応して韓国に侵入し、
② 米韓軍はこれに応戦、自衛隊も日米共同作戦態勢をもってこれを支援するべく防衛出動待機に入り、（註、自衛隊の「防衛出動」とは「直接侵略」すなわち他国からの攻撃に対する出動のこと。これに対して「治安出動」とは「間接侵略」すなわち国内騒乱への出動のことである。）

③ 日本国内には全面的な政治・経済統制、徴兵・徴用を含む総動員体制を敷き、さらに七十七〜八十七年にのぼる緊急戦時立法を直ちに国会で成立させる、というものであった。

その後に暴露された部分、すなわち「状況下の研究」11、七月二十一日の日米安保協議委員会「状況下の研究」16、七月二十二日の統幕と在日米軍司令部間の具体的調整事項」および「状況下の研究」12の答解説明資料」では、およそ次のような諸問題が述べられている。

① 米軍の戦闘作戦行動について核兵器の持ちこみ以外は全面的に包括承認を与える。

② 米軍による核兵器の日本持ちこみを認め、状況真にやむをえぬ場合には事前協議の上、その使用を認める。

われわれ日本の労働者人民に対して、支配階級は戦後はじめて、正面から彼らの軍事方針を突きつけ同意を強要してきていることを、はっきりとみなければならぬ。原潜寄港の場合もそうであるが、この三矢計画問題についても、むしろこれを機会に「国防論議」を軌道にのせ、「自主防衛確立」を宣伝して、国民の反戦意識を切崩そうと図っているのである。

それでは、三矢作戦計画に示されている日本帝国主義の新軍隊の内容とはどのようなものか。以下、三矢計画の内容を紹介しつつ検討していこう。

暴露された内容

社会党の岡田春夫代議士は二月十日、三月三日、三月二十三日の三回にわたって国会で三矢計画の文書を暴露した。ところが実はそれによって明るみに出されたのは計画全体のほんの一部分にすぎない。

三矢作戦（Ⅱ「昭和三十八年度総合防衛図上研究」）は、昭和三十×年六月から数カ月間にわたるという想定に立った大作戦であり、それは段階を追って第一動から第七動にまでわけられ、さらにその各段階についていくもの作戦、ないしは作戦に関連するテーマが設定されるという膨大な体系をもってあり、全体で一四一九ページに達している。しかし岡田代議士が明らかにしたのはそのうちの第三動に関する部分だけであり、しかも第三動の十七のテーマだけなのである。だから仮に、他の段階にも第三動と同じく十七程度のテーマがあるとするとテーマの総数は約百二十となり、暴露されたのはそのうちの三つ、つまり全体の四十分の一に過ぎない、ということ

③ 安保条約第五条（Ⅱ日米いずれ一方が攻撃されたときは他の一方への攻撃とみなす）の適用を受けない事態においても防衛上必要な場合は日米共同作戦を実施する。（Ⅱ先制攻撃）

④ 必要ある場合は対象国領域に対し戦略態勢改善のための上着陸進行作戦を行う。（△海外派兵）
⑤ 日本からの戦闘作戦行動が北朝鮮に限定されず、満州等北朝鮮以外の地域に拡大されることもありうる。

なおこのほか、第三動の段階では、昭和三十×年七月の防衛出動待機命令（研究13）、同じく治安出動（研究14）、本格的な作戦準備（研究15）、兵力の展開と作戦の進捗状況（研究17）などが答解されているという目次だけはわかっている。

かくされた部分

第三動以外の段階では何が述べられているかということとはほとんど判明していないが、第三動以前の第一動、第二動の段階では、社会党などから伝えられるところによれば次のような作戦が展開されているといわれる。

① 昭和三十×年六月、南北朝鮮間の緊張、在日米軍の一部韓国移駐に伴って、日本の革新勢力のデモが尖鋭化。

② 六月十五日、ゼネスト開始、デモ隊は官庁占拠運動にうつり、国会にだれこんだ。所要の自衛隊は治安出動、夕刻までに東京の治安は回復された。十七日、破防法容疑者いっせいの検挙。反政府闘争は下り坂。

③ 七月に入ると朝鮮総連ならびに安保反対国民会議が勢力もり返し、米軍基地、地方都市などで警官隊としばしば衝突。

④ 七月十日、公安調査庁は中共の日本革命指令書押収を発表。政

三矢研究の内容

三八、六一〇
統 裁 部

三矢研究状況下の第四回合同研究実施要領
標記の研究は、次の日程によるほか前回の合同研究と同要領をもつて実施する。

日	時	行 事
六・一三	〇九、〇〇 一、二、〇〇	状況下の研究No.10の研究 (七月二〇日までの状況に対し、遂次とった統幕、各幕としての措置、ならびに防衛庁及び政府レベルにおいてとらるべき措置)
(木)	一三、一五 一七、〇〇	状況下の研究No.12の研究 (七月二一日臨時閣議において決定されたわが国防衛の基本方針ならびに所要の国家施策)
六・一四	〇九、〇〇 一、二、〇〇 一三、一五 一七、〇〇	状況下の研究No.12の研究 (七月二一日下命された本格的作戦準備の内容とその推移見積)
(金)		

備考 六月一四日研究の終了に伴い、六月一七日以降の合同研究

示すべき事項を行動の基本、指揮命令の基本、指揮命令に区分し、それぞれの形式によって記述せよ。(状況下の研究No.14)

六、七月二一日下命された本格的作戦準備について次を提出せよ。

(状況下の研究No.15)

(一) 作戦準備の内容とその完成推移の見積

(二) 六月一一日着手した作戦準備との連接具合

七、七月二二日実施した統幕と在日米軍司令部間の具体的調整事項を述べよ。(状況下の研究No.16)

八、七月三一日現在における各自衛隊及び在日米軍の現状について下記を報告せよ。(状況下の研究No.17)

(一) 主要兵力の展開状況

(二) 主要兵力の作戦状況

(三) 哨戒、警戒、偵察、海上警備等

(四) 作戦準備の進歩状況

(注) ↓略

写 極 秘

昭和三八年統合防衛図上研究の想定(概要)

第三動 (自七月 一 日 状況
至七月三一日)

一、世界情勢

↓略

府は日共非法化、破防法該当者の検挙強化を検討。十九日、日共と朝鮮総連をいっせい捜査、多数の武器弾薬を捜収。

⑤七月二十日、北朝鮮・中共軍の南朝鮮進撃開始、日本国内は騒然、株価は大暴落。政府は自衛隊に治安出動を下令し防衛出動待機に入らせる。同時に戦時立法の国会提出を急ぐ。

一そして先にのべた第三動に引きつがれるというわけだ。

さらに、第四動以降については全く明らかになっていないが、第三動の答解からみて、日米両軍が激烈な朝鮮作戦を展開し、戦火は東北アジア全域に拡大、核兵器が使用され、日本本土も戦災をこうむり、その中で日本の国内では、左翼がせん滅され、戦時国家指導体制、経済統制、徴兵、徴用などが進む、といふことが考えられているものと思われる。第七動では対ソ戦が想定され自衛隊の千島上陸も予定されているといわれている。

このように、三矢作戦とは、朝鮮を主戦場に設定し、中国、北朝鮮、ソ連を仮想敵とし、日本と南朝鮮人民の闘いを「敵性勢力」とする上組織みだてられた総力戦計画であり、自衛隊の直面すると考えられている課題に対する答案である。

第三動 研究 問題

一、七月二〇日までの状況に対し、逐次とった統幕、各幕としての措置ならびに防衛庁及び政府レベルにおいてとらるべき措置について、主要事項を列挙し、その骨子を述べよ。(状況下の研究No.10)

二、七月二一日実施された日米安保協議委員会について下記を研究せよ。(状況下の研究No.11)

(一) 情 勢 判 断

(二) 日本に対する事態の波及と日本防衛の準備

(注) 双方の立場に立って考究し、両者をつき合せて上合意に達すると認められたものは、協議決定事項とし、合意に達することと不可能と思考したものは協議成立に至らずとして記載すること。この場合、米太平洋軍の方針等については研究班の提案に対し必要に正し統幕部の所要の判定を与える。

三、七月二一日臨時閣議において決定されたわが国防衛の基本方針ならびに所要の国家施策についてその骨子を述べよ。

(状況下の研究No.12)

四、七月二一日下命された防衛出動待機命令に、内局、統幕、各幕の作成する行動の基本、指揮命令をそれぞれの形式によって記述せよ。(状況下の研究No.13)

五、七月二一日下命された治安出動に関連し、内局、統幕、各幕の

二、アジアの情勢

略

略

略

(三) 南北朝鮮におけるゲリラ的航空攻撃の応酬は、七月に入っても依然散発し、米軍はこれに対する要撃作戦について韓国軍に協力するとともに、北朝鮮内部の航空偵察を実施中であつたところ、中共の介入について確証を得たものごとく、七月七日一〇〇〇、在日米軍司令部および駐日米大使は、それぞれ防衛庁および外務省に対し、要旨次のような事項を連絡し、同時にワシントンにおいても国防省発表をおこなつた。

イ、共産側は朝鮮休戦を無視し、依然として韓国に対する航空攻撃をやめていない。

ロ、最近中共は、その兵力および増援物資を輸送中であり、米軍は北朝鮮における中共空軍機および陸軍部隊を確認した。過去一週間来、中共、平壤間の鉄道および自動車輸送は異常な活況をみせている。

ハ、平壤、元山をふくむ北朝鮮南部地域には、相当大規模の兵力集結がみられ、また北朝鮮要地においては新たにSAMが相当数配置された。

ニ、米国は以上の事態を極めて重大視し、中共、北朝鮮に対し北朝鮮の即時停止と中共軍の北朝鮮撤退を、またソ連に対しては、これらの実現について然るべき協力と責任を要求し、万一これが実現をみない場合には、米国として重大な決定を行なわざるをえない旨通告した。

マ、我が国は共産側の直接侵略の危機に直面している。祖国防衛のため国民のけっ起を要請する」と述べるとともに、自衛隊に対し防衛出動待機ならびに緊急作戦準備を下令したと発表した。七月二二日、統幕事務局と在日米軍司令部は、安保協議委員会の決定に基づき、日本防衛準備に関する細目調整会議を開催した。その席上、在日米軍司令官は在日米三軍の朝鮮作戦支援と日本防衛作戦における指揮関係について次のとおり補足説明をした。

イ 朝鮮戦線に対する支援作戦の指揮は、現在 USAF、CINCPACFLT、PACAF によってそれぞれ実施されており、在日米軍司令官は列外にある。

ロ、日本防衛のため必要な準備作戦（哨戒、偵察、警戒、作戦準備等）については、現在すでに在日米軍司令官の Control が承認されており、今後起るべき日本直接防衛のための作戦については特別のものを除き、在日米軍が指揮する。

ハ、在日米軍は現在のところ日本およびその周辺の防衛と朝鮮戦線に対する後方輸送支援の任務を与えられているが、朝鮮戦線の推移如何では、これが支援作戦の任務も付加されるであろう。また、太平洋軍の動きについて、次のとおり連絡があった。

(イ) ハワイおよび沖縄から STRICOM ID および TAG IW が南朝鮮に増派され、これらは現在ほぼ展開を終つて作戦を開始。

(ロ) 空母機動部隊はすでに洋上から朝鮮戦線の支援作戦に従事してゐる。

(ハ) 潜水艦隊の一部および戦略偵察機の一部はソ連の海空軍基地を隠密裡に偵察監視中であるが、今のところ特異な徴候は

略

略

略

略

略

(四) 七月一九日夕刻、突然中共空軍機をふくむと思われる北朝鮮側の戦爆大編隊が、韓国の主要空軍基地及び都市を奇襲攻撃し、夜半にはいつて、北朝鮮地上軍境界線にわたり攻撃を開始し、東部国境地区においては韓国反乱軍及び革命分子の策応もあつて、相当の進出をみたもようである。

北京、平壤両放送は、本行動を韓国革命政権の援助要請に基づく義勇軍の行動であると報じた。米韓軍はかなりの損害をうけたが、これを阻止及び反撃に転じつつあり、同時に在韓米軍司令官は、共産側の明白かつ組織的な侵略の開始を指摘して国連軍としての行動を開始することを宣言した。また米太平洋軍司令官は直ちに東北アジア所在の米三軍に対して韓国救援作戦の開始を発令した。

略

(五) 七月二二日、東京において日米安保協議委員会が開催され次の事項について連絡協議された。

イ、当面の情勢判断

ロ、米太平洋軍（在日米軍をふくむ）の行動方針と日本の協力ハ、日本に対する事態の波及と日本防衛準備

政府は同日夜臨時閣議を開き、その結果防衛庁長官は総理大臣の承認をえて、自衛隊に防衛出動待機を下令した。また政府は緊急声明を発表し、かつ総理大臣は自らテレビを通じ、「

認められない。

略

(六) 日本の南方海面を通じ、直接若しくは日本本土から、韓国に対する作戦輸送が激増しているが、今後これらに対する敵潜水艦隊及び航空機の妨害が予想される。

略

略

略

三、国内情勢

略

極秘

韓国情勢の推移に伴う国策要綱（要旨）

（昭三X、七・二一 閣議決定）

現下の情勢、とくに朝鮮半島における武力戦の進展にかんがみ、共産陣営からの直接の侵略が速からず我国に対しても生起することは、もはや免れ得ないものと判断される。

よつて政府は、民主主義を基調とするわが国の独立と安全をはかり、かつ世界恒久の平和に寄与するため国防の基本方針の主旨にのっとり、広く国民の理解と協力のもとに、次によつてわが国策を推進することに決定した。

一、自由陣営諸国との友好関係を増進し、なしうれば韓国との国交回復をはかる。

二、日米安全保障条約の適切な運営を期する。

三、侵略に対処するための自衛隊の態勢をすみやかに整備すると

もに、逐次その能力を強化する。

四、警察等治安関係機関の能力を強化するとともに民防衛態勢を整備する。

五、国民の防衛意識を高揚し、国内革命勢力を排除し、前三、四項と相いまって国民一体の防衛態勢を確立する。

六、心理戦活動を強化する。

前各号に應ずるため所要の立法、予算措置を講ずるとともに関連施策を推進する。この要綱の実施要領を別紙のとおり定める。

別紙第一、用兵の基本に関する事項

別紙第二、外交および安保条約の運営に関する事項

別紙第三、経済に関する事項

別紙第四、要員に関する事項

別紙第五、民防衛、治安に関する事項

別紙第六、心理戦に関する事項

別紙第七、国防中央機構の整備に関する事項

極 秘

別紙第七

国防中央機構等の整備に関する事項

一、国防中央機構等の整備は、情勢の推移を勘案して、法令の整備と相まって、逐次段階的にかつ機能発揮の均衡性を配慮しつつ実施する。

二、整備を必要とする機構等を次のとおりとする。

軍需を優先し、石油、鉄、稀少非鉄金属等を統制する。

ハ、物価統制

インフレ防止のため主要品目について実施する。

ニ、金融統制

軍需産業に優先投資する。

ホ、輸送統制

(イ) 外航海運の統制(略)

(ロ) その他の輸送の統制

(二) 経済の動員

イ、軍用物件の取用及び利用

(イ) 軍用資料

(ロ) 医療機関

(ハ) 輸送機関

(ニ) 土地、建造物、

(ホ) その他

ロ、生活必需物資及び軍需品増産諸施策の実施

ハ、重要戦略物資の備蓄、施策の実施

(三) 産業防衛

防空措置、治安対策と関連し、産業防衛の諸施策を実施する。

重要軍需産業については分散疎開及びできるだけ地下移行をはかる。

二、重要戦略物資の繰上げ輸入及び新規輸入を実施する。

(一) 石油

(二) 鉄、稀少非鉄金属

(三) 主食

(一) 戦争指導機構

基研第1に準ずるもの、ただし国家情報委員会は設置す

(二) 民防衛機構(郷土防衛隊)

(三) 国土防空機構

(四) 交通統制機構(航空をふくむ)

(五) 運輸統制機構

海 運

陸 運

空 輸

(六) 通信統制機構

(七) 放送、報道統制機構

(八) 経済統制機構

極 秘

別紙B

経済及び要員等に関する施策(要旨)

一、有事における民生安定をはかるとともに、軍需に應ずることを主眼として、逐次必要最少限度の経済の統制及び動員を行なうとともに、なしうる限りの産業防衛施策を実施するものとし、当面的の施策を準備し、情勢に応じ実施する。

(一) 経済の統制

イ、生活の確保を目途し、主食および大部分を輸入に依存してゐる物資を規制する。

ロ、戦略物資の統制

(四) その他

三、国策遂行を必要とする要員を確保するため必要な施策を推進するが、要員確保のための強制措置については当面これを保留し、情勢の推移に応じて決定する。なお、要員確保のための施策の優先順位を自衛隊、治安機関民防関係その他とする。

極 秘

別紙A

戦時諸法案と補正予算案の国会提出と成立

一、国会に提出する戦時諸法令を次のとおり区分する

(一) 緊急度に応じ、なるべく速かに法令化をはかるもの(第一グループ法令)

(二) 最悪の非常事態に対処するため、必要な法令を情勢の推移に応じて法令化をはかるもの(第二グループ法令)

二、各グループの法令の概要

(一) 第一グループ法令

イ、現行の防衛関係諸法令の実施を容易にするために改正を要するもの

(手続の簡単化、罰則の制定、権限等の一部拡張強化等関係法令又は適用除外)

ロ、自衛隊の行動を容易にするため制定を要するもの

(一部の物資の統制その他の臨戦態勢等で前項の法令とともに自衛隊の行動を容易にするもの)

ハ、防衛目的を達するため直ちに制定を要するもの(二二件)

(一) 前二項のほか、現段階で法令化の必要あるもの)
第二グループ法令

防衛目的を達するため情勢の推移に応じ制定を要するもの
(国家総動員体制に移行させるもの) 一〇件

三、略
四、法案成立の見とおし

(一) 五月三十一日を期してすべての法令の国会提出準備は完了した。すなわち隠密作戦準備期間を通じて防衛庁はこれらの法令について法制局を始め大蔵省、行官庁関係、各省各庁との調整を完了、次いで次官会議を経て閣議にもかけ、活版印刷一切の準備を完了した。

(二) 政府は国会に基き臨時国会の招集手続をとるのであるが、召集詔書に示された開会の期日は八月一日である。開会と同時に諸法令は政府によって緊急上程されるのであるが、その数合せ七七一八七件

(三) 情勢の推移、事態の緊迫化に鑑み、国会はこれらの緊急諸法令を衆参両院に上提、同時に審議を開始し、政府説明、質疑応答等迅速に行なわれ、その緊急度に応じてあるものは特別委員会を設けて審議を能率化しあるものは委員会省略即座に本会議に上提する等、国民の防衛意識を背景にして国会は政府の国策要綱の実施に協力する態勢で終始した。

(四) このようにして臨時国会成立後約二週間、八月中旬には政府提出全法令の成立を完了した。

極秘

状況下の研究 12 答解説明資料

一、答解を求められた「防衛の基本方針」の性格

七月二日臨時閣議において決定された防衛の基本方針は、いわゆる狭義の防衛力運用のための基本方針といったものではなく、国家防衛に関する全般にわたっての政府の方針的事項であると考へ、そのような立場にたつて研究を行なった。また、この方針的事項は当然重要国策として打ち出されるものである。答解の表現においては、この意味において「韓国情勢の推移に伴う国策要綱」とした。

なお、この種の文献として好凡例になるものに昭和一六年七月八日の御前会議において決定された独ソ開戦に伴う「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」がある。

二、国防の基本方針との関連

我国には昭和三二年五月二〇日に決定された国防の方針があるが、この基本方針は状況下のこのような事態においてもその主旨において何ら変更する必要のないものである。従つてこの答解の前文において特にその点を強調した。ただし情勢の推移、進展に応じてその方針を具体的政策として取上げる場合、そのテンポにおいて、また具体性において多少の補足を必要とすることはいうまでもない。

この答解の背景 (略)

三、答解作成の基本的考え方

(一) 前項でも述べたとおり、政府の声明からは、果たしてどの程度の危機が押迫しているのか、国民けつ起の内容は何か、戦時立法はどの種のものをどの程度に考えるのかが問題である。このことについては研究員がある程度の座標を設定して研究せざるをえない。この場合見解の相異に基づく論議が白熱することが当然予期されるし、状況下の研究といつてもある程度白紙的な面もあるので絶対的な結論はありえないし、むしろそのような論議をすること自体に研究のねらいがあるかもしれない。

ただ研究員の立場としては、研究を進める手段として情報見積の結論のように危機を予測し、答解に述べたように国民けつ起のあり方、戦時立法の内容を律して作業を進めたことを明らかにしておきたい。

極秘

三矢陸乙行防命第一号

陸上自衛隊行動命令

X・七、二一、一八〇〇

一、政府は、内外の情勢の変動、とくに韓国情勢の悪化に伴い、わが国内騒じように対する外部からの支援とともに、急速に武力攻撃のおそれが増大する事態に対処するため必要な措置をとるに決した。

また総理大臣は、陸海空自衛隊の防衛出動待機の発令を承認した。

二、陸上自衛隊は、随時治安対処しうる態勢を維持しつつ、防衛出

極秘

三矢陸上自衛隊指令第五号

陸上自衛隊指令

X・七、二一、一八〇〇

三矢陸乙行防命第一号に基づき、次のように指令する。
情勢主要素

動待機し、引続き作戦準備の促進をはかり、すみやかに防衛態勢を構成する。
三、各方面總監は随時治安対処しうる態勢を維持しつつ、指揮下全部隊を防衛させ緊急作戦準備を推進せよ。
四、京部方面總監は、第一空挺団及び富士教導団を随時、長官直轄にしうるよう準備せよ。
五、北部方面總監、東北方面總監は、所要の高射特科部隊をそれぞれ千歳、三沢及び横田の航空基地に配置し、防空を準備せよ。
六、各長官直轄部隊長及び各機関の長は、関係方面隊等の治安対処を支援しうる準備を整えたとともに、それぞれ防衛出動待機し、所要の緊急作戦準備を推進せよ。
七、細部については陸上幕僚長に指令させる。

防衛庁長官の命により

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

(末尾 略)

(注) 「状況下の研究 13、14」に対する答解の中より

- 一、革命勢力の軍事強化の状況は特に組織、拠点、勢力、装備、訓練及び国外からの武器、ゲリラ要員の導入に注意
- 二、韓国における作戦の推移、特に中共軍の介入に注意
- 三、在日米軍の行動に伴い、在日米軍基地を攻撃するか、特に共産軍空軍の動静に注意
- 四、日本近海における海空の行動は激化するか。特に日本海及び対馬海峡における潜水艦及び航空機による攻撃に注意。

フォーカス・レチナ作戦

一九六九年三月一日から二十六日まで、南朝鮮のソウル南方を中心に米韓大空輸演習フォーカス・レチナ（網膜の焦点）作戦が展開された。史上最上を誇るこの大空輸演習は何を目的にし、アジアにおける帝国主義支配秩序の崩壊的危機の中でどのような意味をもつものなのか。

まず、このフォーカス・レチナ作戦がどのような規模と内容をもった攻撃であるかを見よう。

同作戦は、「共産主義の侵略にたいして自由諸国の条約上の取りきめを守るため、海外に急ぎ戦略予備軍を展開する能力を誇示する」とうたった、米本国―沖縄―南朝鮮を結ぶのべ一万メートルに及ぶ史上最長の空輸作戦である。アメリカから第八十二空輸師団と二千五百人の降下部隊と兵站部隊が参加、最新型ジェット機C141とC130からなる輸送機など百六十五機を動員して、米ノースカロライナ州（東部）ボーブ基地からソウルまで一万三千七百公里を三十一時間で空輸するのがその計画である。図のようにボーブ基地から①アラス

- 五、韓国からの潜入事案は増加するか、特に西部日本に対し、避難韓国人に混入して潜入する北朝鮮系工作員に注意
- 六、北部日本に対し、ソ連が攻撃を行なうか、特に時期、場所及び規模に注意
- 七、革命勢力の自衛隊工作、特に隊員獲得、武器奪取及び反戦工作の状況は。

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

（末尾 略） 尾

（注）「状況下の研究」No.13 No.14「四に対する答解の中より

（「前進」47号より）

カ經由―嘉手納―南朝鮮と②ハワイ經由―嘉手納―南朝鮮の二コースがとられる。

同作戦に参加する輸送機の主力は、米輸送空軍（MAC）の最新鋭ジェット四発輸送機ロッキードC141スターリフターと、戦術空軍（TAC）のロッキードC141型四発プロペラ輸送機ハーキュリーズいずれも「あらゆる時、あらゆる場所」に対する緊急応力を誇る米空軍輸送機の花形といわれているものである。

演習は四段階に分けて遂行されたが、その頂点が第三段階の「奇襲・攻撃作戦」におかれていることはいうまでもない。『琉球新報』（二十一日付）によって十七日（十六日の予定が雪で延期）の演習

を見てみよう。

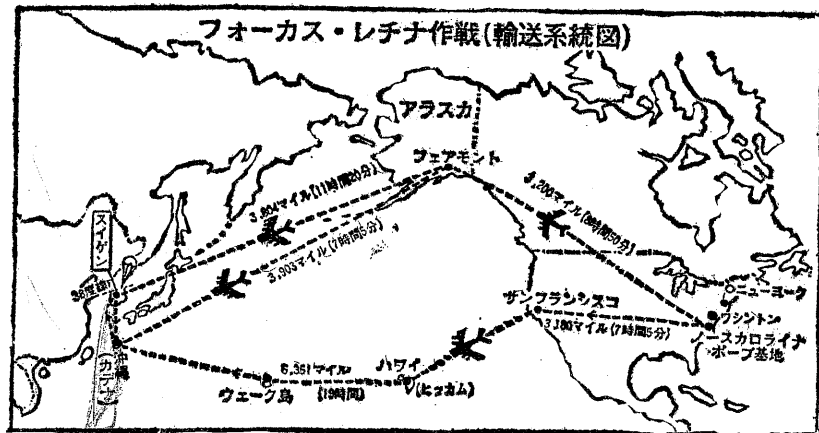
ソウル南東六十四キロ地点のヨグ川原の演習場で、朴大統領や在韓米軍要人ら五百人の見守る中、まず午後十時すぎ先発の二十四人の探捜乗員が降下したあと、韓国第一空輸特殊部隊六百人が十五機編隊のC130から降下、金浦基地から来たC130十五機がつづいてトラック三十六台、スリーコート車四十台、百ミリ砲八門などを投下した。つづいて十一時、嘉手納基地を午前八時に飛びたったC141二十九機が到着、重装備の六百九十七人が降下した。この間、空中には在韓米軍のF4Dファントムが飛びかい、落下傘部隊の防衛にあたる。また地上では対ゲリラ作戦、金日成官邸（に擬した建物の）爆破などの訓練、示威が続いた。

米本国から二千五百人の兵員を三十一時間で空輸したこの作戦は実戦さながらの訓練を韓国首都周辺で展開したのである。

沖縄基地の役割

次に、この作戦において沖縄基地がどのような役割を果たしたのかという点についても知っておく必要がある。米太平洋統合軍琉球代表部は十日「東アジアと太平洋地域における沖縄基地の戦略的重要性は、この演習で劇的に立証される」と語っているのである。

まず前述したように、沖縄の嘉手納基地は米本土と南朝鮮を結ぶ中継基地として使われた。使用された輸送機百六十五機のうちアラスカ經由で直接南朝鮮に向ったのは二十機にすぎず、パラシュート攻撃部隊を含む主力部隊はアラスカまたはハワイを経て沖縄にいったん集結した。嘉手納基地には輸送空軍の前進指令がおかれ、たち



作戦の規模
 △輸送距離 八千五百キロ
 △輸送機 二千五百機
 △参加兵員 七千人
 △参加物資 七千トン
 △参加のべ機数 百六十五機
輸送スケジュール
 第一段階（三月一日～三日）準備期間 △輸送機C141型一機、作戦要員六十三人、軍事物資五・八トン
 第二段階（九日～十四日）作戦準備期間 △輸送機C141型三十機、陸軍要員六百一十一人、軍事物資百九十九トン △輸送機C130型三十機、陸軍要員百七十九人、付随物資若干
 第三段階（十四日～十六日、奇襲・攻撃開始期間） △輸送機C141型三十七機、陸軍要員六百九十六人、軍事物資百七十四トン △輸送機C130型三機、陸軍要員六百人、付随物資若干
 第四段階（二十一日～二十六日）終了・撤退期間 △輸送機C141型三十七機 △輸送機C130型一機

よった輸送機の整備、燃料補給が行なわれた。また空いて部隊は在沖繩米軍から各種装備、食糧、宿舎などの提供をうけ文字どおりの「戦闘即応能力」となって南朝鮮へ移る。

第二に、在沖米軍そのものの演習への参加である。

演習に参加する特殊部隊は、沖繩の第一特殊部隊から二チーム（二十六人）が派遣され、「仮想侵入者」の役割をする兵員の訓練などにあたる。この演習の第三段階における奇襲、攻撃作戦の一環として、空輸部隊の降下地点から半径十六キロの地域で韓国陸軍による地上作戦が展開されたが、この作戦を遂行するには沖繩北部で訓練されぬいた米海兵隊の特殊部隊「グリーン・ベレー」の指導が不可欠であったのである。

要するに、沖繩基地は今回の演習において訓練基地、発進・作戦基地、兵站・補給基地としての本来の役割をことごとく動員して「貢献」したのである。

さらに本土の在日米軍も「部隊出動」こそしないが、演習の審判官や統制官などとして若干名派遣されている。また、この演習とはほぼ同時期に「七〇年安保のさい、暴徒が外国勢力と結び、直接侵略が始った」という想定のもとに、自衛隊のこれまで最大の規模による統合演習が計画されていた。これは直前になって中止されたが、この計画自身が朝鮮危機に対する日本帝国主義の対応を衝撃的に示唆するものである。

われわれは、なぜアメリカ帝国主義がいま朝鮮半島を舞台に米韓大空輸演習を、史上最大の規模で展開しなければならなかったかを巨視的に把握する必要がある。

帝国主義支配秩序の全面的動揺

一言でいってそれはアメリカ帝国主義を中軸に編成されたアジアにおける帝国主義支配秩序がベトナムを先頭にして音を立てて崩れつつあることに根ざしているのである。いまやアメリカ帝国主義はベトナムにおける泥沼の敗勢を維持することさえ困難な局面に直面している。

あらゆる「ポスト・ベトナム」論者の予測と期待に反して、アメリカ帝国主義はベトナムにおける一切の展望を失っている。米軍の公式発表によつてさえ、ベトナム侵略戦争開始以来の米軍の死者総数三万一千人のうち、約三分の一の二万人余が「ポスト・ベトナム」論がふりまかれた昨年五月のバリ会談開始以来の十カ月に死んでいるという事実を裏づけるものにほかならない。「息つき」としてのジョンソン声明は息つきどころか、より激しいアジア支配秩序の動揺を生みだしている。「ジョンソンのベトナム戦争」は「ニクソンのベトナム戦争」、ニクソンのアジア政策の破綻にそのまうけつがれた。

ベトナムにおける支配の瓦解はアジア全域にわたる支配秩序の雪崩のような動揺を意味しているのである。いったいアジアの中に安定を誇りうる国が一つでもあるだろうか。パキスタンしかり、インドネシアしかり、タイ、フィリピンしかりである。

しかも重要なことは、ベトナム危機の全アジア的危機への転化が何よりもまず東アジアとりわけ朝鮮に集中的にあらわれざるをえないことである。米日帝国主義による政治的・経済的・軍事的な奇型の成長の中で朴の政治路線がベトナム危機のあおりをもろに浴び

て全面的な破綻に直面しているのである。朴が自らの政治生命を賭けた五万人のベトナム派兵は「ベトナムは韓国の第二戦線」という朴の正しい危機意識に発したものであったが、ベトナムにおける敗北は当然にも「ベトナムの第二戦線としての韓国」という現実をもたらざるを得ないのである。

今回の大空輸演習は、まさに帝国主義のアジア支配秩序の危機が朝鮮をその第二の焦点として一そう深刻化していることを背景にした攻撃なのである。ベトナム危機を発火点にする朴支配体制の危機にたいして、この演習ほど大がかりで、強力な帝国主義的援助はないだろう。したがって、この演習は南と北の朝鮮人民に対する凶悪な攻撃なのである。

しかもこのベトナム危機の現実はいまだに日本（沖繩）危機に直結しているのである。沖繩基地がこの演習においてその基地機能をフルに発揮して重要な役割を果たしたことは、沖繩基地がアジアにおける帝国主義支配秩序の維持にとっていかに重大不可欠であるかをあらためて示すものとなっている。

最近、韓国政府および台湾政府が沖繩返還交渉に異常なほどの関心をよせ、沖繩返還に真向から反対し、あるいは日米両国間だけでの返還交渉に異を唱えていることは決して故なしとしない。米韓、米台その他の相互安保体制はいずれも沖繩をその結び目、軍事的要石として成立しているものであり、沖繩の本土復帰はその関係をがたがたに揺るがしてしまうのである。今回の演習において、米軍当局が声高に沖繩基地の位置を誇示したのも、米帝国主義にとってアジア支配秩序維持のためには沖繩の現状変更が本質的に不可能であることを示すものといえよう。

こうした関係をみれば、一部のマスコミ報道がふりまいている、「今回の演習は米本土からの直接発進が可能であることを実証するものであり、本土と沖繩の基地が次第に不要なものとなる」という「米極東戦略の合理化」論がいかに現実と合致しないバカげた議論であるかは明白であろう。そればかりでない。これらマスコミ報道はさらに決定的な問題を隠ぺいして、お人好しの「基地縮小幻想」をふりまいているのである。

すなわち、米本土からの最近距離海洋が日本（沖繩）と本土における基地支配体制の決定的危機の結果として試みられている、ということである。革命的左翼を中軸としてきりひらかれてきた日本の参戦国化と核武装に抗する十・八羽田から基地撤去・軍需輸送阻止へ葛進した十・二一新宿にいたる一年間の激闘、そして東大安田講堂の革命的闘いは、七〇年安保闘争の巨大な人民的反撃への広大な土壌を生みだしてきている。現在の沖繩と大学を両輪とする全学連、反戦青年委員会の革命的闘いは、七〇年へむけて重大な政治危機を作りだそうとしており、この力が本土の百四十七米軍基地支配をも安心して続けることのできない情勢を生みだそうとしているのだ。他方、沖繩においては問題はさらに深刻である。B52爆発を契機に燃えあがった米軍基地に対する全人民的闘いは、二・四ゼネストを直前に挫折せしめられたとはいえ、数万の基地包囲―基地機能マヒの闘いを展開しはじめていたのである。われわれは、われわれ自身が厳しい闘いの中できりひらいてきた地平をはっきりふまえなければならぬ。アジアにおける帝国主義支配秩序の危機は、ベトナム危機、朝鮮危機とともに、いまやそれを決定的なテコとして帝国主

義日本における革命的危機の招来としても深刻化しようとしているのである。

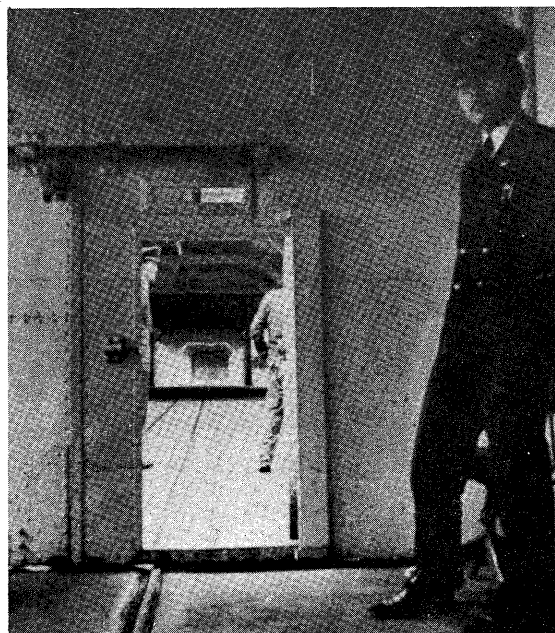
したがって、大空輸演習はまず第一に朝鮮人民に対する攻撃であると同時に、安保粉砕・日帝打倒の革命的決起に向かって前進しつつある日本の本土と沖縄の人民に対する攻撃でもある。米本国から直接朝鮮人民に攻撃を加えることができるということは、日本人民をも同様に攻撃の対象にしようことを保留するものといえよう。

朝鮮戦争に際して日本全土がただちに臨戦態勢化と政治的反動化の波に呑まれたことを想起するまでもなく、**A**トナム危機と朝鮮危機の結合は、帝国主義日本の危機に直結するものである。しかもその結び目―過渡的集約点が基地沖縄なのである。

われわれの沖縄奪還闘争は、この危機を革命的危機として促進し安保粉砕・日帝打倒への巨大な展望をきりひらく闘いである。そして日本帝国主義の革命的危機をつくりだす闘いは、アジアにおける帝国主義支配秩序全体を根底的にくつがえすものとなることはいうまでもない。崩壊の危機に立つ帝国主義のあがき、米韓大空輸演習に対するわれわれの回答はこれ以外にありえない。

第三部

入管法・入管体制 とは何か



大村収容所の大門口

闘う全学連

第九集 近刊！

全学連第28回定期全国大会報告決定集

全学連第28回定期全国大会は、日比谷野音を埋めつくす五千余の学生によって歴史的大成功をかちとった。六月決戦勝利の教訓を正しく総括し、日帝のアジア侵略を明解に分析した本大会は、今秋入管決戦の方針を大胆にうちだし、そのための一切の態勢を構築した。入管決戦の指針を明きらかにした議案書をはじめ、大会中に行なわれた破防法裁判に関する訴え、革共同陶山政治局員の記念講演、諸戦線からの報告などすべて収録。

全学連の歴史を知るために

『闘う全学連』バックナンバー

第四集(18回大会、61・12) 200円 第五集(19回大会、62・7) 200円
第六集(22回大会、68・7) 300円 第七集(23回大会、68・12) 280円
第八集(25回大会、69・7) 350円

全学連中央書記局情宣部

1. さらに改悪された入管法案

佐藤政府は、次期通常国会に、出入国管理法を再提出すること
を決定し、法務省はこのほどその内容をまとめた。この決定と前後
して、愛知外相は、在日韓国人の「永住権申請」を促進するため、
外務、法務、自治三省間で協力態勢をとることを、李厚洛（イ・フ
ラク）駐日韓国大使に約束し、佐藤首相も「協力」を約束した。佐
藤政府は、アジア侵略体制構築の攻撃を、まず在日アジア人民、朝
鮮人民に対する徹底的な弾圧の強化にすえて、開始することを決定
したのだ。

今回再上程される法案は、昨年夏に大学法とともに上程されたも
のと比べても、在日外国人の守るべき「順守事項」を大幅に厳しく
するといふ露骨な改悪がなされている。また、この入管法とだきあ
わせて提起されている、いわゆる日韓法的地位協定にもとづく「永
住権」申請の期限切れをひかえて日本政府が積極的に韓国籍登録を
強制するという攻撃をかははじめており、いまや在日朝鮮人防衛、
入管法再上程阻止の闘いは風雲急をうけていいる。

こうした日帝の攻撃の急テンポの進展の中でわれわれは、「今秋
入管総力戦」としていち早く提起した大路線の具体的スケジュール
を手前へ手前へとたぐりよせることを要請されているのである。

今回再提出される法案は、「順守事項」に関する規制がさらに一段と強め

られている。とくに、政治活動の禁止が明文化され禁止される政治活動は
「日本国の機関において決定した政策の遂行を妨げたり、国際的な
友好親善関係を阻害するおそれのある集会、示威運動の組織、これ
への参加または演説もしくは文書図画の頒布」にまで及ぶとみられ
（「毎日」八月六日付）、事実上完全に禁止されるのである。さら
にこの順守事項を守らない者には入管局が中止命令を出すことがで
き、それに従わぬ者には退去命令が出されるという機構が確立さ
れようとしている。そして、これらの一連の機構と関連して、日常
的監視の体制が飛躍的に強化されようとしていることもいうまでも
ない。

さて、今回の法案はまだその全容が発表されていない（八月中旬に
まとめる予定）ので、昨年度提案された法案について、その問題点
を簡単に見てみよう。

従来、わが国には「出入国管理令」という法律があり、「外国人
登録法」などと共に、日本に出入りする外国人、日本に在留する外
国人をとりしめる役割を果している。この「入管令」は、朝鮮戦争
二年目の一九五一年にアメリカ占領軍命令でつくられたボツダム政
令であり、主として当時勇敢な闘いにたちあがった在日朝鮮人の弾
圧に使われてきた。現実はこの法律で大村収容所へぶちこまれ、死

刑がまつ南朝鮮に強制送還されたのは、殆んどが朝鮮人であった。
（また在日朝鮮人は在日外国人の八・九割を占めている。）その後、
部分的改正を経てきたが、これを体系的に改編するのが出入国管理
法（案）である。問題点は次のとおりである。

① **上陸規制の強化**。主な一切の上陸を「許可制」（四、六条）
とし、その上法務大臣が勝手にきめられる「順守事項」を強制する
（八条）。こうした取り締りのため船舶長・飛行機長・運送業者に
「事前通報義務」（六五条）を課し違反者には過料二〇万円以下
（九〇条）という監視制度。

② **退去（追放）体制の強化**。在日外国人の政治活動の自由を一
切剥奪した上、「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を
行なったと認定する者」など解雇勝手な強制退去事項が二二項もあ
る（三七条）。ここには貧困者・病人・身体障害者等は外国人とい
うだけで追放されるという人殺しの非人道的規定も含まれている。
（しかも、在日朝鮮人の多くは、その歴史的社会的存在の故に貧困
重病等を余儀なくされているのだ！）しかも現在認められている
行政訴訟の道（裁判で争う権利）が事実上否定されるに至っている
（五五、六〇条）。外国人への規制だからといって安直に考えては
ならない。「日本国の利益又は公安を害する行為」などの規定は、
たちまち一転すれば、日本人自身に対する「売国奴」規定に連る論
理と思想なのだ。

③ **身体拘束（収容）と面会の禁止**。逮捕状は警察ではなく裁
判所が出すという令状主義は一切かなくなりすられ、管理官署の長
の判断で「令書」が乱発でき（四五条）、さらに「逃亡すると疑う

に足りる」（四八条）だけで警備官は令書なしの収容ができる。収
容所では「通信を検閲し、及びその発受を禁止し又は制限」するこ
とができるだけでなく、面会の制限・禁止（七八条）をも打出し、
これは弁護人との面会をも妨害する悪質な攻撃といわねばならない。
④ **在留活動への規制強化**。第八条による「順守事項」及びその
準用規定（三三条）を使って徹底的に規制監視し、一寸でも違反す
れば六ヶ月以下の懲役又は一〇万円の罰金（罰則規定八六条）↓次は
強制送還である。

⑤ **日本人への攻撃**。右のような監視体制はとても役人だけでは
できない。そこで入国警備官には違反調査の義務を（三八条）、国
又は地方公務員には通報の義務を（三九条）課す。それだけではな
い。国民一般に対して通報の道をひらき（三九条）その通報による
退去強制令書の発布が終わった段階で五万円以下の「報奨金」を交付
できる（八〇条）→文字通り全国民へのスパイ・システムが公然と法
文化されているのである。さらに、当局には違反調査の名目で「参
考人」「関係人」と称して、日本人に対する「取り調べ」（四〇条）
「臨検・捜査又は差し押え」（四一条）が許され、しかも急を要す
ると認められるときは、この場合（日本人に対して）でも裁判所の
許可が不要とされている。しかも、事実の調査（七三条）には質問
の強制をうけたり（黙秘権が認められないのだ！）、文書もしくは
物件の提示が求められる。そして「文書若しくは物件の提示を行な
う者」……質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述を行なっ
た者」には三万円以下の罰金（罰則規定八九条）が課せられるので
ある。

以上が主な問題点である。新聞報道によれば、政府は今回の法案成立を期するため昨年野党が問題にした点については若干の手直しを行なうとのことであるが、実質的には改悪・強化になることは疑いない。

この改悪された入管法案の再上程と並んで、後にもあがる法的地位協定に関する決定が行なわれた。即ち、愛知外相は四日、同日開催された日韓協力委と前後して行なわれた李厚洛駐日韓国大使との会談で、李大使の「在日朝鮮人の永住権申請促進のために日本政府が協力してほしい」との要請に対し、「外務、法務、自治の三省が協力促進態勢を固める」とこたえた。また、佐藤首相は五日首相官邸で、日韓協力委に出席した韓国側の金事務総長ら五人と会談し、この「永住権申請」問題に関して「申請の促進を中央官庁だけでなく、地方自治体にも徹底させて協力する」と表明した。

さらにこれらの発言を一層エスカレートさせ、それを裏から支えるものとして、六日保利長官は、山花社会党副委員長との話し合いの際、「在日朝鮮人の韓国籍から朝鮮籍への変更は一切認めない」と語ったのである。「永住権」申請すなわち韓国籍への登録を促進するだけでなく、逆に韓国籍から朝鮮籍への変更を「禁止する」とまで言いだしたのである。

これら一連の佐藤政府の表明は表面上は韓国政府の「永住権申請者」韓国籍登録者が在日朝鮮人の過半数（三十万人）に達しない、韓国政府の立場が苦しくなる。何とかしてほしい」という要請に「応える」という形をとりながら、実是在日朝鮮人に對し彼らの意思とは全くかわりなく、えて勝手にその「国籍」すなわちその

存在自体を強制し操作することによって事実上「植民地」人民に対する帝国主義支配者としてふるまうということの表明であり宣言なのである。

そしてそれは、今まで「朝鮮人商工業者には「永住者でない」と銀行取引をしない」、交通違反者には「事件処理を有利にするから」、服役中の者には「出所後の強制退去がいやなら申請せよ」などと、日本のブルジョアジー・国家権力が陰然と行なってきた「永住権」申請と韓国籍登録の強要を、今度は政府が公然とかつ強制的・暴力的に行なうというものである。重大な攻撃のエスカレーションであることはいうまでもないだろう。

日韓閣僚会議―日韓協力委を通して朴政権下の韓国に一億六千万ドルの円借款を約束し南朝鮮への本格的侵略を開始した日本帝国主義はそのための直接阻害物Ⅱ在日朝鮮人への予防的弾圧を入管法制定と「永住権」申請問題を決定的テコとする入管体制の超エスカレーションによって行なおうとしている。これに対する在日朝鮮人の直観的反撃はいたるところで開始されているが、朝鮮総連系の朝鮮人が行なっている「韓国籍を朝鮮籍に改める運動」もその一つといつてよい。

朝鮮総連中央本部の話では、全国四十六都道府県にそれぞれ「朝鮮籍に改める会」が結成され、「①文字を知らなかったので他人に登録を頼んだら韓国籍になっていた、②役所の手違いで韓国籍になった、③韓国にいる肉親に会いたくて韓国籍にしたが、自分は北朝鮮支持である」という人達の朝鮮籍登録運動が行なわれ、八月三・四日の第一波申請だけで東京が三百六十一人、大阪で約千人、神奈



川で約七百人、兵庫で約四百人などが申請を行ない、さらに大幅に増える見込みである。

この度の佐藤政府の宣言は、このような在日朝鮮人の反撃への、危機感にかられたまき返し宣言であり、また日韓協力委で確認された「日韓協力」の政治的表現である。他言すれば、在日朝鮮人総体に韓国籍を登録させることによって朴政権を承認させ朴政府の支配に服させ、そうすることによって日帝の支配下におく、とくにいつても強制送還できる状態におく―このドス黒い意図の貫徹のために日本帝国主義の公的権力全機構を発動することを宣言したものに他ならないのである。

われわれはこのような、入管法と日韓法的地位協定として具体的にあらわれている、在日外国人とりわけ在日朝鮮人への攻撃・入管体制の超エスカレーションを断じて許してはならない。日「華」協力委―日韓閣僚会議―日韓協力委をもって開始された、日韓台の結合の飛躍的強化Ⅱ日帝の南朝鮮・台湾侵略の本格化と、それにとともに在日朝鮮人・中国人への攻撃に関する日韓台政府間の諸確認を決して現実のものとしてはならない。

そしてその闘いの当面の政治的環が、入管法再上程阻止にあることは明らかであろう。事態は切迫している。

日本革命的左翼の資質と責任にかけて、入管法再上程を全力阻止せよ！

出入国管理令

昭和二六・一〇・四

政令 二一九号

関係法令ニ法令総覧（行政法）（出入国・旅券・移民）

改正 昭二七 — 法一二六（根拠変更）、法二六七

（不施行廃止）、法二六八、昭二八 — 法二一四、

昭二九 — 法七一、法一六三、法一六四、昭三〇

— 法六六、昭三三 — 法六、法一七、法一五

四、昭三七 — 法一四〇、法一六一、昭四〇 —

法四七

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この政令は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理について規定することを目的とする。

（定義）
第一条 この政令において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 本邦 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島で法務省令で定めるものをいう。
二 外国人 日本国籍を有しない者をいう。
三 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。
四 日本国領事館等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
五 旅券 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代る証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）をいう。
六 乗員手帳 船員手帳、旅券又はこれらに準ずる文

書で乗員が所持するものをいう。

七 通過 一の外国から本邦を経由して他の外国に旅行する目的で本邦に上陸し、その旅行目的に必要な期間本邦に滞在して出国することをいう。

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう。

十 入国審査官 第六十一条の二に定める入国審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で法務大臣が指定する審査官をいう。

十二 特別審査官 口頭審査を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三に定める入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をいう。

十五 入国者収容所 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）第十三条の十に定める収容場をいう。

十六 収容場 第六十一条の六に定める収容場をいう。

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国

（外国人の入国）

第三条 外国人は、有効な旅券又は乗員手帳を所持しなければ本邦に入つてはならない。

第二節 外国人の上陸

（在留資格）

第四条 外国人（乗員を除く。以下この条において同じ。）は、この政令中に特別の規定がある場合を除く外、左に掲げる者のいずれか一に該当する者としての在留資格（外国人が本邦に在留するについて本邦において左に掲げる者のいずれか一に該当する者としての活動を行うことができる当該外国人の資格をいう。以下同じ。）を有しなければ本邦に上陸することができない。

一 外交官若しくは領事官又はこれらの者の随員
二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者

三 通過しようとする者

四 観光客

五 本邦で貿易に従事し、又は事業若しくは投資の活

動を行おうとする者

六 本邦の学術研究機関又は教育機関において特定の研究を行い、又は教育を受けようとする者

七 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育を行おうとする者

八 本邦で音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は学術上の活動を行おうとする者

九 本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興業を行おうとする者

十 宗教上の活動を行うために外国の宗教団体より本邦に派遣される者

十一 外国の新聞、放送、映画その他の報道機関の派遣員として本邦に派遣される者

十二 産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者

十三 本邦でもっぱら熟練労働に従事しようとする者

十四 本邦で永住しようとする者

十五 第五号から第十三号までの各号の一に該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のない者

十六 前各号に規定する者を除く外、法務省令で特に定める者

(上陸の拒否)

第五条 左の各号の一に該当する外国人は本邦に上陸することができない。

一 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の適用を受ける患者

二 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）に定める精神障害者

三 貧困者、放浪、身体障害者等で生活上国又は地方公共団体の負担の虞のある者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。但し、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りではない。

五 麻薬、大麻又はあへんの取締に関する日本国又は日本国以外の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に定める麻薬、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に定める大麻若しくはあへん法（昭和二十九年法律七十一号）に定めるけし、あへん若しくはけしがら又は阿片煙吸食の器具を不法に所持する者

に規定する者の在留期間は、三年をこえない範囲内で法務省令で定める。

3 第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当するが、本邦に上陸しようとする時は、法務省令で定める手続きにより、あらかじめ、当該外国人がその在留資格に該当すると認める旨の証明書の交付を法務大臣に申請しなければならない。

4 前項の申請があった場合には、法務大臣は、当該在留資格に属する者の行いべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、その者が当該在留資格に該当すると認めたとときに限り、同項の証明書を交付することができるとする。

5 第一項第十四号に該当する者が、本邦に上陸しようとするときは、法務省令で定める手続きにより、あらかじめ、永住許可を法務大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

6 前項の申請があった場合には、法務大臣は、その者が左の各号に適合し、且つ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。

一 第五條第一項各号のいずれにも該当しないこと。
二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

七 売いん又はそのあつ旋、勧誘、その場所の提供その他の売いんに直接に関係がある業務に従事したことがある者

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲若しくは刀剣類又は火薬取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 第六号若しくは前号の規定に該当して上陸を拒否された者で拒否された日から一年を経過していないもの又は第二十四条各号（第四号オからヨまでを除く。）の一に該当して本邦からの退去を強制された者で退去した日から一年を経過していない者

十 第二十四条第四号オからヨまでの一に該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又これを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 左に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者
一 公務員であるという理由に因り、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊すること
を勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者
十四 前各号に掲げる者を除く外、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者

② 法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人が前項各号のいずれにも該当しない場合でも、その者の国籍又は市民権の属する国が同項各項以外の事由により日本人の上陸を拒否するときは、同一の事由により当該外国人の上陸を拒否することができる。

第三章 上陸の手續

第一節 上陸のための審査

(上陸の申請)

第六条 本邦に上陸しようとする外国人(乗員を除く。以下この節において同じ。)は、有効な旅券で日本国領

事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。但し、日本人の旅券に当該国官憲の査証を必要としない国の国籍若しくは市民権を有する外国人の旅券又は第一十六条の規定による再入国許可書を所持している者の旅券には、日本国領事官等の査証を必要としない。
2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手續により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があったときは、当該外国人が左に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る在留資格が虚偽のものでなく、且つ、第四条第一項各号の一に該当すること。なお、同項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者については、同条第三項の証明書を所持し、同条第一項第十四号に該当する者については、同条第五項の許可があったことを示す書類を所持すること。
三 申請に係る在留期間が第四条第二項の規定に基く

法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと

2 前項の審査を受ける外国人は、同項各号に掲げる上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならぬ。

(船舶等への乗込)

第八条 入国審査官は、前条の審査を行う場合には、船舶等に乗込むことができる。

(上陸許可の証印)

第九条 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七条第一項各号に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

2 前項の場合において、第五条第一項第一号又は第二号に規定に該当するかどうかの認定は、厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経た後に行ななければならない。

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。但し、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けて上

陸するものである場合は、この限りではない。

4 第一項の規定により上陸許可の証印をする場合を除く外、入国審査官は、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならない。

5 外国人は、旅券に第一項の規定による上陸許可の証印を受けなければ上陸してはならない。

第二節 口頭審理及び異議の申出

(口頭審理)

第十条 特別審理官は、前条第四項の規定による引渡を受けたときは、当該外国人に対し、すみやかに口頭審理を行わなければならない。

2 特別審理官は、口頭審理を行った場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。

3 当該外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理に当って、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

4 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち合わせることができる。

5 特別審理官は、職権に基き、又は当該外国人の請求に基き、法務省令で定める手續により、証人の出頭を

命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

- 6 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人が第七條第一項各号に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときには、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 7 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人が第七條第一項各号に規定する上陸のための条件に適合していないと認定したときは、当該外国人に対し、すみやかに理由を示してその旨を知らせるとともに、第十一條の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

- 8 前項の通知を受けた場合において、当該外国人が同項の認定に服したときは、特別審理官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。

(異議の申出)

- 第十一條 前條第七項の通知を受けた外国人は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続きにより、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣

に対して異議を申し出ることができる。

- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があったときは、前條第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

- 3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由あるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。
- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、すみやかに当該外国人に対しその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

- 第十二條 法務大臣は、前條第三項の裁決に当って、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が左の各号の一に該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができる。

- 一 再入国の許可を受けているとき。

- 二 永住許可を受けているとき。

- 三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

- 2 前項の許可は、前條第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第三節 仮上陸

(仮上陸の許可)

- 第十三條 主任審査官は、この章に規定する上陸の手續中において特に必要があると認める場合には、その手續が完了するときまでの間、当該外国人に対し仮上陸を許可することができる。

- 2 前項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に仮上陸許可書を交付しなければならない。

- 3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附し、且つ、二十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

- 4 前項の保証金は、当該外国人が第十條第六項若しくは第十一條第四項の規定により上陸許可の証印を受け

たとき、又は、第十條第八項若しくは第十一條第五項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

- 5 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基き附された条件に違反した場合には、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼び出に応じないときは同項の保証金の全部、その他のときはその一部を没取するものとする。

- 6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書を発付して入国警備官に当該外国人を收容させることができる。

- 7 第四十條から第四十二條第一項までの規定は、前項の規定による收容に準用する。この場合において、第四十條中「前條第一項の收容令書」とあるのは「第十三條第六項の收容令書」と「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「收容すべき事由」と第四十一條第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手續が完了するまでの間において、主任審査官が必

要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二條第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。

第四節 上陸の特例

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人がその船舶等が同一の出入国港にある間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望するときは、その船舶等の長の申請に基き、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。但し、第五条第一項各号の一に該当する者に対しては、この限りではない。

2 前号の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に寄港地上陸書を交付しなければならぬ。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認める制限を附し、且つ、必要があると認めるときは、指紋を押させることができぬ。

(観光のための通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人(乗員を除く。)が船舶が本邦にある間、臨時観光のため

その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望するときは、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請に基き、当該外国人に対し観光のための通過上陸を許可することができる。

2 前項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に観光のための通過上陸許可書を交付しなければならない。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を附することができぬ。

4 前条第一項但書の規定は、第一項の場合に準用する。

(転船上陸の許可)

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員が、本邦の他の出入国港にある他の船舶に転船のため通過することを希望するときはその者が乗っている船舶を運航する運送業者の申請に基き、それぞれ当該船員に対し転船上陸を許可することができる。

2 前項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該乗員に転船上陸許可書を交付しなければならない。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を附することができる。

4 第十四条第一項但書の規定は、第一項の場合に準用する。

(緊急上陸の許可)

第十七条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人が疾病その他の事故により治療のため緊急に上陸する必要を生じたときは、当該外国人が乗っている船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請に基き、厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、その事由がなくなるまでの間、当該外国人に対し緊急上陸を許可することができる。

2 前項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付しなければならない。

3 第一項の許可があったときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急上陸を許可された者の生活費、治療費、葬儀費その他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(水難による上陸の許可)

第十八条 入国審査官は、遭難船舶がある場合において

当該船舶に乗っていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めるときは、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定による救護事務を行う市町村長又は当該外国人を救護した船舶の船長の申請に基き、当該外国人に対し水難による上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、海上保安官から前項の外国人の引渡を受けたときは、直ちに同項の水難による上陸を許可するものとする。

3 前二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に水難による上陸許可書を交付しなければならない。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動の範囲その他必要と認める制限を附することができる。

第四章 在留及び出国

第一節 在留、在留資格の変更及び在留期間の更新
在留期間の更新

(在留)

第十九条 本邦に在留する外国人は、第十三条から前条までに規定する上陸の許可を受けた場合を除く外、第九条第三項の規定により決定された在留資格をもって在留するものとする。

2 前項の外国人は、その在留資格に属する者の行うべき活動以外の活動をしようとするときは、法務省令で定める手続により、あらかじめ法務大臣の許可を受けなければならない。

3 第十四及び第十六条から前条までに規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、この政令の適用については、引き続き乗員とみなす。

(在留資格の変更)

第二十条 第四条第一項第五号から第八号まで、第十号から第十二号まで又は第十五号に該当する者としての在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項までにおいて同じ。）の変更を受けることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。但し、第十四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定

めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があり、且つ、第四条第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたときに限り、これを許可することができる。

4 前項の許可があつたときは、当該外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣又は入国審査官から旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換を受けなければならない。

5 前項の外国人は、同項の書換を受けたときから、当該書換を受けた在留資格及び在留期間をもって在留するものとする。

(在留期間の更新)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣

に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 前項の許可があつたときは、当該外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣又は入国審査官から旅券に記載された在留期間の書換を受けなければならない。

(永住許可)

第二十二条 在留資格を変更しようとする外国人で第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が左の各号に適合し、且つ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

3 前項の許可があつたときは、当該外国人は、法務省

令で定める手続により、法務大臣又は入国審査官から旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受け、且つ、当該旅券に永住許可の証印を受けなければならない。

(在留資格の取得)

第二十二條の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由に因り第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項から第五項までの規定は前項に規定する在留資格の取得の申請（第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く）の手続に準用する場合において、第二十条第三項中「在留資格への変更」とあり、又は「在留資格の変更」

とあるのは「在留資格の取得」と、同条第四項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と、同条第五項中「書換」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、前条第一項中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同条第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間のまっ消を受け、且つ、当該旅券に「永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」と読み替えるものとする。

第二節 在留の条件

(旅券又は許可書の携帯及び呈示)

第二十三条 本邦に在留する外国人は、常に旅券又は仮上陸許可書、寄港地上陸許可書、観光のための通過上陸許可書、転船上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは水難による上陸許可書を携帯していなければならない。但し、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)

による外国人登録証明書を携帯する場合は、この限りでない。

2 前項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当り、同項の旅券又は許可書の呈示を求めたときは、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、第一項の旅券又は許可書の呈示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項本文の規定は、十四才に満たない外国人には適用しない。

(退去強制)

第二十四条 左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手續により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 第九条第五項の規定に違反して本邦に上陸した者
三 前二号に該当する者を除く外、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けないで本邦に上陸した者

四 本邦に在留する外国人(仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者を除く)で左に掲げる者の一に該当するもの

イ 旅券に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行方、べき活動をもっぱら行っていると明らかに認められる者

ロ 旅券に記載された在留期間を経過して本邦に残留する者

ハ らい予防法の適用を受けているらい患者

ニ 精神衛生法に定める精神障害者で同法に定める精神病院又は指定病院に収容されているもの

ホ 貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になっているもの

ヘ 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁以上の刑に処せられた者。但し、執行猶予の言渡を受けた者を除く

ト 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する少年でこの政令施行後に長期三年をこえる懲役又は禁に処せられたもの

チ この政令施行後に麻薬取締法、大麻取締法、あ

へん法又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ へからチまでに規定する者を除く外、この政令執行後に無期又は一年をこえる懲役若しくは禁に処せられた者。但し、執行猶予の言渡を受けた者を除く。

ヌ 売いん又はそのあつ旋、勧誘、その場所の提供その他売いんに直接に関係がある業務に従事する者

ル 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けた者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは、主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ウ 左に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由に因り、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊するこ

とを勧奨する政党その他の団体

③ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

④ オまたはワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、領布し、又は展示した者

⑤ イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者

五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないもの

六 寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七 第二十二條の二第三項において準用する第二十条第四項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間

を経過して本邦に残留する者

第三節 出国

(出国の手續)

第二十五条 本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとする外国人(乗員を除き、第二十六条の規定により再入国の許可を受けて出国する外国人を含む。)は、その者が出国する出入国港において、入国審査官から旅券に出国の証印を受けなければならない。

2 前項の外国人は、旅券に出国の証印を受けなければならない。

(再入国の許可)

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人(乗員及び第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者を除く。)がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定める手續により、その者の申請に基き、再入国の許可を与えることができる。

2 前項の許可があったときは、当該外国人は、法務省令で定める手續により、法務大臣又は入国審査官から再入国許可書の交付を受けなければならない。

3 第一項の許可は、再入国の許可を受けた日から起算

して一年をこえない在留期間を有する外国人にあって

はその在留期間内に本邦から出国し、且つ、その在留期間の満了の日以前に再入国しないとき、再入国の許可を受けた日後なお一年をこえる在留期間を有する外国人にあってはその者が当該許可を受けた日から六月以内に出国しないとき、又は許可を受けた日から一年以内に再入国しないとき、それぞれの効力を失う。

第五章 退去強制の手續

第一節 違反調査

(違反調査)

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各項の一に該当すると思料する外国人があるときは、当該外国人(以下「容疑者」という。)につき違反調査をすることができる(違反調査について必要な取調及び報告の要求)。

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この政令中に特別の規定がある場合でなければすることができない。

2 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(容疑者の出頭要求及び取調)

第二十九条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該容疑者を取り調べるることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調査に記載しなければならない。

3 前項の調査を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

4 前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調査に附記しなければならない。

(証人の出頭要求)

第三十条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人を取り調べるることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調査に記載しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。

(臨検、搜索及び押収)

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができる。

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜策しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、搜索又は押収をさせることができる。

(必要な処分)

第三十二条 入国警備官は、搜索又は押収をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

(証拠の携帯)

第三十三条 入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする場合には、その身分を示す証拠を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(搜索又は押収の立合)

第三十四条 入国警備官は、住居その他の建造物内で搜索又は押収をするときは、所有者、借主、管理者又はこれらの者に代るべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

らない。

(時刻の制限)

第三十五条 入国警備官は、日出前、日没後には、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、搜索又は押収のため、住居その他の建造物内に入つてはならない。

2 入国警備官は日没前に搜索又は押収に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

3 左の場所で搜索又は押収をするについては、入国警備官は第一項に規定する制限によることを要しない。
一 風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができ場所。但し、公開した時間内に限る。

(出入禁止)

第三十六条 入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする間は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出入することを禁止することができる。

(押収の手続)

第三十七条 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

(調書の作成)

第三十八条 入国警備官は、臨検、搜索又は押収をしたときは、これらに関する調書を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

2 前項の場合において、立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

第二節 収容

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

(収容令書の方式)

第四十条 前条第一項の収容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、

有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(収容の期間及び場所並びに留置の嘱託)

第四十一条 収容令書によって収容することができる期間は、三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。

2 収容令書によって収容することができる場所は、入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 警察官は、主任審査官が必要と認めて依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

(収容の手続)

第四十二条 入国警備官は、収容令書により容疑者を収容するときは、収容令書を容疑者に示さなければならない。

2 入国警備官は、収容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び収容令書が発付されている旨を告げて、その者を収容することができる。但し、収容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条各号の一に明らかに該当する者が収容令書の発付をまわっていては逃亡の虞があると信ずるに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付をまたずに、その者を収容することができる。

2 前項の収容を行ったときは、入国警備官は、すみやかにその理由を主任審査官に報告して、収容令書の発付を請求しなければならない。

3 前項の場合において、主任審査官が第一項の収容を認めないときは、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

(容疑者の引渡)

第四十四条 入国警備官は、第三十九条第一項の規定により容疑者を収容したときは、容疑者の身体を拘束した時から四十八時間以内に、調書及び証拠物とともに当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、前項の規定により容疑者の引渡を受けたときは、容疑者が第二十四条各号の一に

該当するかどうかをすみやかに審査しなければならない。

2 入国審査官は、前項の審査を行った場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号から第三号までの一に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると認定したときは、すみやかに理由を付した書面をもって、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

3 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

4 第二項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請

求をしない旨を記載した文書に署名させ、すみやかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(口頭審理)

第四十八条 前条第二項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもって、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があったときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があったときは、容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行わなければならない。

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行った場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第五項までの規定は、第三項の口頭審理の手続に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第二項の認定が事実と相違すると判定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第二項の認定

が誤りがないと判定したときは、すみやかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができ旨を知らせなければならない。

8 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、すみやかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(異議の申出)

第四十九条 前条第七項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 主任審査官は、前項の異議の申出があったときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

3 第一項の許可は、前条第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第四節 退去強制令書の執行

(退去強制令書の方式)

第五十一条 この政令に基き発付される退去強制令書には、退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならぬ。

(退去強制令書の執行)

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないために主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写を示して、すみやかにその者を第五十三条に規定する送還先に送還しなければならない。但し、第五十九条の規定によ

う。

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、すみやかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当って、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が左の各号の一に該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留期間その他必要と認める条件を附することができる。

り運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、主任審査官は、その者の申請に基き、これを許可することができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦以外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

6 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

(送還先)

第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

- 一 本邦に入国する直前に居住していた国
- 二 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 四 出生地の属する国
- 五 出生時にその出生地の属していた国
- 六 その他の国

第五節 仮放免

(仮放免)

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、且つ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免する

ことができる。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもって保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(仮放免の取消)

第五十五条 入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出に応ぜず、その他仮放免に附された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

2 前項の取消をしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、収容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないことを理由とする仮放免の取消をしたときは保証金の全部、その他の理由によるときはその一部を没収するものとする。

4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合

には、その者に仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

5 入国警備官は、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。但し、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任

(協力の義務)

第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、この政令に規定する入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

(報告の義務)

第五十七条 本邦に入り、又は本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が到着し、又は出発する出入国港の入国審査官の要求があったときは、乗客名簿及び乗員名簿を提出しなければならない。

2 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券又は乗員手帳を所持しない外国人がその船舶等に乗っていることを知ったときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

3 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する出入国港の入国審査官の要求があったときは、寄港地上陸の許可を受けた者又は観光のための通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか、転船上陸の許可を受けてその船舶に転船すべき乗員がその船舶に転船しているかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗っているかどうかを報告しなければならない。

(上陸防止の義務)

第五十八条 本邦に入る船舶等の長は、前条第二項に規定する外国人がその船舶等に乗っていることを知ったときは、当該外国人が上陸することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第五十九条 左の各号の一に該当する外国人が乗っていた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等を運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、すみやかに本邦

の地域に送還しなければならない。

一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者。

二 第二十四条第五号又は第六号に該当して本邦からの退去強制を受けた者。

三 前号に規定する者を除く外、上陸後五年以内に、第二十四条各号の一に該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となった事実があることを明らかに知っていたと認められるもの。

2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができるときは、その責任と費用で、すみやかに他の船舶等により返還しなければならない。

第七章 日本人の出国及び帰国

(日本人の出国)

第六十条 本邦外の地域におもむく意図をもって出国する日本人(乗員を除く)は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、入国審査官からの旅券に出国の証印を受けなければならない。

2 前項の日本人は、旅券に出国の証印を受けなければ出国してはならない。

(日本人の帰国)

第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く)は、有効な旅券を所持し、その者が上陸する出入国港において、入国審査官からその旅券に帰国の証印を受けなければならない。

第八章 補 則

(入国審査官)

第六十一条の二 入国者収容所及び入国管理事務所に、入国審査官を置く。

2 入国審査官は、左の事務を行う。

一 上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理を行うこと。

二 収容令書又は退去強制令書を発付すること。

三 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

3 入国管理事務所に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

(入国警備官)

第六十一条の三 入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2 入国警備官は、左の事務を行う。

一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。

二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三 入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用については、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、国家公務員の階級制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)に基く職務の分類が定められるまでは、政令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関

し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に害を加えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するため他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(制服及び証票)

第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外国人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又はの身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

(収容場)

第六十一条の六 入国管理事務所に、収容令書の執行を

受ける者を収容する収容場を設ける。

(被収容者の処遇)

第六十一条の七 入国者収容所又は収容場に収容されている者(以下「被収容者」という。)には、入国者収容所又は収容場の保安上支障がない範囲においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被収容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所又は収容場の設備は、衛生的でなければならぬ。

4 入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5 入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6 前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の八 法務省入国管理局、入国者収容所又は

入国管理事務所の長は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関その他の関係行政機関に対し、この政令の規定による事務の遂行に關して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができぬ。

2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに當って前項の外国人を知ったときは、その旨を通報しなければならない。

3 矯正施設の長(分監及び分院の長を含む。以下同じ)は第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由(仮出獄を除く。)に因り釈放されるるとき、又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の処分を受けて退院するときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮出獄又は仮退院の許可決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

5 前四項の通報は、書面又は口頭をもって、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。

(刑事手続との関係)

第六十三条 第二十四条各号の一に該当する外国人について刑事訴訟に關する法令、刑の執行に關する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に關する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章(第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは、「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して、」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡を受けたときは、」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑

うに足りる理由があるときは、」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基き、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に關する法令、刑の執行に關する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に關する法令の規定による手続が終了した後、その執行を行うものとする。但し、刑の執行中においても、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができぬ。

3 入国審査官は、第四十五条の審査に當って、容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるときは、検査官に告発するものとする。

(身柄の引渡)

第六十四条 検査官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取った場合において、公訴を提起しないと決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示を待って、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、当該外国人に対し収容令書又は退去強制令書の発付があったときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまて、釈放と同時にそ

の者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、收容令書が発付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（司法第二百一十一条及び第二百六十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続きをしなければならない。

(報償金)

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基いて退去強制令書が発付された時は、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

(手数料)

第六十七条 外国人は、第二十条第二項の規定による在留資格の変更、第二十一条第二項の規定による在留期間の更新、第二十二条第一項の規定による永住許可又は第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けた場合には、それぞれ第二十条第四項若しくは第二十一条第四項の規定による旅券の記載の書換、第二十三条第三項の規定による証印又は第二十六条第二項の規定による許可書の交付を受けるときに左の区分に従い国に手数料を納付しなければならない。

- 一 在留資格の変更 一件につき一千円
- 二 在留期間の更新 一件につき一千円
- 三 永住許可 一件につき二千円
- 四 再入国の許可 一件につき一千円

第六十八条 削除

(省令への委任)

第六十九条 この政令の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

第九章 罰 則

第七十条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

定する期間を経過して本邦に残留する者

- 一 第三条の規定に違反して本邦に入った者
- 二 第九条第五項の規定に違反して本邦に上陸した者
- 三 前二号に該当する者を除く外、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けないで本邦に上陸した者

四 旅券に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行ひべき活動をもつぱら行っているとき明らかに認められる者

- 五 旅券に記載された在留期間を経過して本邦に残留する者
- 六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないもの。
- 七 寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

八 第二十二条の二第三項において準用する第二十条第四項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規

第七十一条 第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 收容令書又は退去強制令書によって身柄を拘束されている者で逃走した者
- 二 第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないもの

第七十三条 第十九条第二項の規定に違反して許可を受けなかった者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(併科規定)

第七十四条 第七十条から前条までの罪を犯した者には懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第七十五条 第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由なくして出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、三万円以下の罰金に処する。

の者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、收容令書が発付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（司法第二百一十一条及び第二百六十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続きをしなければならない。

(報償金)

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基いて退去強制令書が発付された時は、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

(手数料)

第六十七条 外国人は、第二十条第二項の規定による在留資格の変更、第二十一条第二項の規定による在留期間の更新、第二十二条第一項の規定による永住許可又は第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けた場合には、それぞれ第二十条第四項若しくは第二十一条第四項の規定による旅券の記載の書換、第二十三条第三項の規定による証印又は第二十六条第二項の規定による許可書の交付を受けるときに左の区分に従い国に手数料を納付しなければならない。

- 一 在留資格の変更 一件につき一千円
- 二 在留期間の更新 一件につき一千円
- 三 永住許可 一件につき二千円
- 四 再入国の許可 一件につき一千円

第六十八条 削除

(省令への委任)

第六十九条 この政令の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

第九章 罰 則

第七十条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

定する期間を経過して本邦に残留する者

- 一 第三条の規定に違反して本邦に入った者
- 二 第九条第五項の規定に違反して本邦に上陸した者
- 三 前二号に該当する者を除く外、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けないで本邦に上陸した者

四 旅券に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行ひべき活動をもつぱら行っていると明らかに認められる者

五 旅券に記載された在留期間を経過して本邦に残留する者

六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないもの。

七 寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

八 第二十二条の二第三項において準用する第二十条第四項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規

第七十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 收容令書又は退去強制令書によって身柄を拘束されている者で逃走した者

二 第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないもの

第七十三条 第十九条第二項の規定に違反して許可を受けなかった者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(併科規定)

第七十四条 第七十条から前条までの罪を犯した者には懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第七十五条 第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由なくして出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十六条 第二十三条第一項又は第二項の規定に違反

して旅券若しくは許可書を携帯せず、又はその呈示を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

(過料)

第七十七条 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十六条の規定に違反して入国審査官の行い審査その他入国審査官の職務の執行を拒み、又は妨げた者

二 第五十七条第一項の規定に違反して名簿の提出せず、同条第二項の規定に違反して報告せず、又は同条第三項の規定に違反して報告を拒み、若しくは報告をしなかった者

三 第五十八条の規定に違反して上陸することを防止しなかった者

四 第五十九条の規定に違反して送還を怠った者

(没収)

第七十八条 第七十条第一号の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。

2 犯人以外の者が、犯罪の後、前項の船舶等を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められないときは、その船舶等を没収する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この政令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

(廃止する政令)

2 左の政令は廃止する。

出入国の管理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十九号)

不法入国者等退去強制手続令(昭和二十六年政令第三十三号)

(経過規定)

3 外国人登録令第十一条第一項に規定する者以外の者でこの政令による同令の改正前に同令第十二条に掲げる罪を犯したものの処罰については、なお従前の例による。

4 前項に掲げる者は、第二十四条の適用については同条第一号に該当する者とみなす。

5 この政令による改正前の外国人登録令第十六条又は第十七条の規定に基いて発付されている退去強制令書は、この政令に基いて発付された退去強制令書とみなす。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六号)第二条第六項に該当する者の子で同法の施行の日以後本邦で出生したものの在留期間の更新については、政令で定める日(昭四四・四・二七・昭三〇政一二三三・昭四三政一〇五号)まで第六十七条の規定を適用しない。

第二条 1 5 (省略)

(出入国管理令の一部改正に伴う経過規定)

6 日本国との平和条約の規定に基く同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの(昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。)は出入国管理令第二十二条の二第一項の規定にかかわらず別に法律でさだめるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

(将来存続すべき命令)

第四条 第一条及び前条に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

附 則 (昭和二七・四・二八法一二六号・抄)

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和三〇・七・一二法六六号)

出入国管理法案（六九年）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一、本邦 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島で政令で定めるものをいう。
- 二、外国人 日本の国籍を有しない者をいう。
- 三、乗員 船舶又は航空機の乗組員をいう。
- 四、日本国領事館等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
- 五、旅券 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府

又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代る証明書（日本国領事館等の発行した渡航証明書を含む。）をいう。

- 六、乗員手帳、船員手帳又はこれに準ずる文書をいう。
- 七、出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場として政令で定めるものをいう。
- 八、運送業者 船舶又は航空機により人又は物を運送する事業を営む者及びその者のために通常その事業に属する取引の代理をする者で法務省令で定める者をいう。
- 九、在留資格 外国人が本邦に在留することができる資格をいう。
- 十、在留期間、在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。
- 十一、在留資格は次のように区分する。
 - 一、日本国政府が承認した外国政府の外交使節団の構成員又は条約若しくは慣行によりこれらの者の同様の特権

及び免除を受ける者としての在留資格

- 二、本邦で日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者としての在留資格
- 三、外国の宗教団体により本邦に派遣されて布教上の活動に従事するものとしての在留資格
- 四、外国の報道機関により本邦に派遣されて取材活動に従事する者としての在留資格
- 五、本邦の学術研究機関若しくは教育機関において研究の指導若しくは教育に従事し又は本邦で学術上若しくは芸術上の活動に従事する者としての在留資格
- 六、本邦で貿易に従事し又は企業、投資その他の営利事業の管理業務に従事する者としての在留資格
- 七、本邦の学術研究機関又は教育機関において研究を行ない、又は教育を受ける者としての在留資格
- 八、本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得する者としての在留資格
- 九、本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者又はこれらの興行に演出若しくは出場する者としての在留資格
- 十、本邦で熟練労働その他特殊な技術又は技能を要する労働に従事する者としての在留資格
- 十一、本邦で永住する者としての在留資格

十二、日本人又は第二号から前号までに規定する者の配偶者のない者としての在留資格

十三、観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡の目的その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在する者としての在留資格

十四、前各号に規定する者以外の者で、法務省令で定めるものとしての在留資格

3 前項各号（第一号及び第十一号を除く。）の在留資格を有する者の在留期間は、三年をこえない範囲内で政令で定める。

第二章 入 国

第三条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入ってはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りではない。

2 前項の規定の適用については、本邦において乗員となろうとする外国人その他の外国人で法務省令で定めるものは、乗員とみなす。

第三章 上 陸

第一節 上陸許可

(上陸許可)

第四条 外国人は、この法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより上陸許可を受けなければ本邦に上陸してはならない。

(上陸許可の要件)

第五条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができる。

一、第二条第二項各号（第十一号を除く。）に規定する者（次号に該当する者を除く。）で、日本国領事官等の有効な査証を受け、かつ、第九条第一項の規定により事前認定を受けなければならない者にあつては、同項の事前認定を受けているものただし、条約又は政府間の取極めにより査証を免除されている者は、査証を受けていることを要しない。

二、有効な再入国の許可を受けている者で、再入国の許可を受けた当時における在留資格の区分の在留資格をもって本邦に在留しようとするもの

第六条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上

陸許可をすることができない。

一、伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の適用を受ける患者

二、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百三十三号）に規定する精神障害者又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬中毒者

三、貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担となるおそれのあるもの

四、日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者（政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く）で、当該刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後十年を経過していないものの五、麻薬、大麻又は阿片の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六、売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行なったことのある者

七、他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けたことのある者

八、麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法（昭和二十

三年法律第二百二十四号）に規定する大麻若しくは阿片法

（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するけし、阿片若しくはけしがら又は阿片煙を吸食する器具を不法に所持する者

九、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する銃砲若しくは刀剣類又は火薬等取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に規定する火薬類を不法に所持する者

十、前二号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの

十一、第三十七条の規定により退去を強制されて本邦から退去した者で、当該退去の日から三年を経過していないもの

十二、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは、主帳する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十三、次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ、公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の

団体

ロ、公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ、工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十四、前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てるもの

十五、前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 前項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者は、上陸許可を受けることができない。

(特別上陸許可)

第七条 法務大臣は、前二条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができる。

一、再入国の許可を受けている者

二、かつて日本人として本邦に本籍を有したことがある者

三、前二号に規定する者を除くほか、法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認める者

(遵守事項)

第八条 法務大臣は、必要があると認めるときは、あらかじめ、上陸許可を受けようとする外国人に対し、その者が本邦に在留するについて守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる。

2 法務大臣は、前条の規定による上陸許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に係る外国人に対し、その者が本邦に在留するについて守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる

(事前認定)

第九条 上陸許可を受けようとする外国人で、第二条第二項第五号から第十号まで、第十二号又は第十四号の在留資格の決定を受けることを希望するものは、あらかじめ、当該在留資格により本邦に在留することを適当であると認める旨の法務大臣の事前認定を受けなければならない。ただし、法務大臣の定める要件に該当する者については、この限りでない。

2 法務大臣は、第二条第二項第五号から第十号までの

在留資格の決定を受けることを希望する者について、前項ただし書の要件を定め、又は同項の規定により事前認定をする場合においては、それぞれ当該各号に規定する活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。

第二節 上陸許可の手續

(上陸許可の申請及び審査)

第一〇条 上陸許可を受けようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し、上陸許可の申請をして、審査を受けなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、前項の申請をした者が第五条各号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第六条に規定する者のいずれにも該当しないと認定したときでなければ、上陸許可をしてはならない。

3 入国審査官は、前項の規定による上陸許可に係る者の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

4 第二項の規定による上陸許可は、当該許可に係る者の所持する旅券に係る者の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をして行なうものとする。

に当って、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

4 外国人は、地方入国管理官署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち合わせる事ができる。

5 地方入国管理官署の長は、口頭審理に当って、職権に基づき、又は外国人の請求に基づき、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて宣誓をさせ、証言を求めることができる。

6 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

7 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができないときは、当該外国人に対し、すみやかにその理由を示してその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

8 前条第八項の規定は第一項の口頭審理について、同条第二項及び第四項から第六項までの規定は第六項の規定により上陸許可をする場合について準用する。

(異議の申出)

第二二条 前条第七項の通知を受けた外国人は、異議あ

5 入国審査官は、第五条第二号に掲げる者について上陸許可をする場合には、第三項の規定による在留資格の区分及び在留期間の決定並びに前項の規定によるこれらの事項の記載をすることを要しない。

6 第四項の場合において、入国審査官は、第八条第一項の規定により遵守事項が定められているときは、その旨を旅券に記載しなければならない。

7 入国審査官は、第二項の規定による上陸許可をすることができない場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署（入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所の出張所をいう。以下同じ。）の長に報告しなければならない。

8 入国審査官は、第一項の審査をする場合において必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入することを禁止することができる。

(口頭審理)

第二一条 地方入国管理官署の長は、前条第七項の報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、すみやかに口頭審理を行なわなければならない。

2 地方入国管理官署の長は、口頭審理を行なった場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。

3 外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理

るときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の異議の申出があったときは、意見を付して、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 地方入国管理官署の長は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときはすみやかに第一項の異議の申出をした外国人に対しその旨を通知し、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは直ちに在留資格の区分及び在留期間を決定して上陸許可をしなければならない。

5 第十条第四項から第六項までの規定は、前項の規定により上陸許可をする場合について準用する。

(特別上陸許可の手続)

第一三条 地方入国管理官署の長は、十一条第七項の規定による通知に係る者について法務大臣に第七条の規定による上陸許可を上申することができる。

認める場合には、第十条第一項の申請をした外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられるまでの間、その者に対し仮上陸を許可することができる。

2 前項の許可は、外国人に仮上陸許可書を交付して行なうものとする。この場合において、地方入国管理官署の長は、当該外国人の仮上陸中の住居を定めなければならない。

3 第一項の許可を受けた外国人は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出しがあったときは、これに応じなければならない。

4 第一項の許可をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該許可に係る外国人に対し、法務省令で定めるところにより、その者が本邦に仮上陸するについて守るべき行動の範囲その他の事項を定め、又は五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

5 前項の保証金は、次項の規定により国庫に帰属させない限り、外国人が上陸許可を受けたとき、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

6 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところ

2 第十条第一項の申請をした外国人は、第十一条第七項の規定による通知を受けた日から三日以内（その者が前条第一項の規定による異議の申出をした場合においては、同条第四項の規定による異議の申出が理由がないと裁決した旨の地方入国管理官署の長からの通知を受けた日から三日以内）に地方入国管理官署の長を経由して法務大臣に第七条の規定による上陸許可を出願することができる。

3 法務大臣は、第一項の規定による上申又は前項の規定による出願があった場合において、相当と認めるときは在留資格の区分及び在留期間を決定して上陸許可をするものとし、相当でない認めるときは上陸許可をしない旨を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 前項の規定による上陸許可は、地方入国管理官署の長に当該外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をさせて行なうものとする。

5 地方入国管理官署の長は、第八条第二項の規定により遵守事項が定められているときは、その旨を旅券に記載しなければならない。

(仮上陸)

第一四条 地方入国管理官署の長は、特に必要があると

により、第一項の許可を受けた外国人が逃亡し、又は第三項の規定に違反して呼出しに応じないときは第四項の保証金の全部、同項の規定による遵守事項の定め違反し、又は第二十六条の規定に違反したときはその一部を国庫に帰属させるものとする。

7 地方入国管理官署の長は、地一項の許可を受けた外国人が逃亡すると擬うに足りる相当の理由があるときは、收容令書を発付して、必要と認める期間、入国警備官に当該外国人を收容させることができる。

8 第四十五条第三項の規定は前項の規定により発布する收容令書（以下「仮上陸者收容令書」という。）について、第四十六条及び第四十七条の規定は、前項の規定による外国人の收容について準用する。この場合において、第四十五条第三項中「容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の氏名、国籍、收容すべき事由」と、第四十七条第二項中「容疑事実の要旨」とあるのは「收容すべき事由」と読み替えるものとする。

(退去命令)

第一五条 地方入国管理官署の長は、第十条第一項の申請をした外国人が次の各号の一に該当するに至った場合は、その者に対し、出国期限を定めて本邦からの退去を

命じなければならぬ。ただし、第一号若しくは第二号に該当するに至った場合において第十三条第一項の規定による上申がなされているとき、又は第三号に該当するに至った場合において第十二条第一項の規定による異議の申出がなされているときは、この限りでない。

一、第十一条第七項の規定による通知を受けた場合において文書により第十二条第一項の規定による異議の申出及び第十三条第二項の規定による出願をしない旨を明らかにしたとき、又は第十一条第七項の規定による通知を受けた日から三日以内に第十二条第一項の規定による異議の申出及び第十三条第二項の規定による出願をしないとき。

二、第十二条第四項の規定による異議の申出が理由がないと裁決した旨の地方入国管理官署の長からの通知を受けた場合において文書により第十三条第二項の規定による出願をしない旨を明らかにしたとき、又は第十二条第四項の規定による異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けた日から三日以内に第十三条第二項の規定による出願をしないとき。

三、第十三条第一項の規定による上申に係る者について同条第三項の規定による上陸許可をしない旨の通知がなされたとき。

四、第十三条第二項の規定による出願に係る者について同条第三項の規定による上陸許可をしない旨の通知がなされたとき。

2 前項の命令は、外国人退去命令書を交付して行なうものとする。

3 地方入国管理官署の長は、第一項の規定により退去を命ずる場合には、当該外国人が乗ってきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者にその旨を通知しなければならない。

第三節 一時上陸

(寄港地上陸)

第十六条 入国審査官は、本邦に入国した外国人である乗員(第三条第二項に規定するものを含む。以下この条及び次条において同じ。)又は通過者(本邦外の地域から本邦を経由して他の本邦外の地域へおもむこうとする者で乗員以外の者をいう。以下同じ。)が、同一の出入国港において、その乗ってきた船舶若しくは航空機に乗って、又は他の船舶若しくは航空機に乗り換えて出国するまでの一時当該出入国港の周辺に上陸することを希望するときは、その者の乗っている船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に

基づき、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて寄港地上陸を許可

することができる。ただし、当該外国人が、第六条に規定する者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、当該外国人の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外国人に寄港地上陸許可書を交付して行なうものとする。

3 入国審査官は、第一項の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、その者が本邦に寄港地上陸するについて守るべき行動の範囲その他の事項を定め、かつ、必要があると認めるときは、当該外国人に指紋を押しさせることができる。

(緊急上陸)

第十八条 入国審査官は、船舶又は航空機に乗っている外国人が疾病その他の理由による生命又は身体の危険を避けるため緊急に上陸する必要があるときは、当該外国人の乗っている船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づき、必要があると認めるときは厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて緊急上陸を許可することができる。

2 前項の許可は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付

して行なうものとする。

3 入国審査官は、第一項の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、その者が本邦に緊急上陸するについて守るべき行動の範囲その他の事項を定めることができる。

4 第一項の許可があったときは、同項の船舶もしくは航空機の長又は運送業者は、第一項の許可を受けた者の生活費、治療費その他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(避難上陸)

第十九条 入国審査官は、船舶又は航空機が遭難した場合において、その船舶又は航空機に乗っていた外国人の救護のため緊急の必要があると認めるときは、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定による救護の事務を行なう市町村長、その船舶若しくは航空機に係る運送業者又は当該外国人を救護した船舶の長の申請に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて避難上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、海上保安官から前項の外国人の引渡しを受けたときは、直ちに同項の避難上陸を許可するものとする。

3 第一項の許可は、当該外国人に避難上陸許可書を交付して行なうものとする。

4 入国審査官は、第一項の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、その者が本邦に避難上陸することについて守るべき行動の範囲その他の事項を定めることができる。

5 第一項の許可があったときは、遭遇した船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、第一項の許可を受けた者の生活費その他避難上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(許可の取消し)

第二〇条 地方入国管理官署の長は、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は前条第一項の許可(以下「一時上陸の許可」という。)を受けた外国人が第十六条第三項、第十七条第三項、第十八条第三項若しくは前条第四項の規定による遵守事項の定め違反したとき又は第二十六条の規定に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第四節 直行通過区域

第二一条 航空機により本邦に入国した外国人は、同一の出入国港において、その航空機に乗って、若しくは他

の航空機に乗り換えて出国し、若しくは他の出入国港におもむくため、第三章第二節に規定する上陸許可の手続のため、又は第十六条第一項若しくは第十七条第一項の許可を受けるため、相当の期間、法務大臣と協議して指定する出入国港内の区域(以下「直行通過区域」という)とどまることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項に規定する外国人で、正当な理由がないのに直行通過区域にとどまっているもの又は相当な期間を経過した後も直行通過区域にとどまっているものに対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。

3 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により退去を命ずる場合について準用する。

4 第一項に規定する外国人で直行通過区域を経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入るものに関するこの法律の規定適用については、直行通過区域以外の本邦に立ち入ることを上陸とする。

第四章 在 留

第一節 在留の原則

(在留の原則)

第二二条 外国人は、第十四条第一項の許可又は一時上陸の許可を受けた場合その他この法律に別段の定めがある場合を除き、在留資格を有しなければ本邦に在留することができない。

(在留活動者)

第二三条 第二条第二項第二号から第十号までの在留資格を有する外国人(以下「在留活動者」という。)は、それぞれ当該各号に規定する活動(以下「在留活動」という。)を行なうべき者として本邦に在留するものとする。

2 在留活動者は、在留資格の区分を変更することなく、他の区分の在留活動者が行なうべき在留活動をし、又は、在留活動以外の活動に係る職業につき、若しくは在留活動以外の報酬を受ける活動をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、入国審査官に当該外国人の所持する旅券又は第三十二条第四項若しくは第六十条第五項の在

留許可書(以下第三十一条までにおいて「在留許可書」という。)に当該許可に係る活動の内容及び当該許可の有効期間を記載させて行なうものとする。

(家族)

第二四条 第二条第二項第十二号の在留資格を有する外国人(以下「家族」という。)は、在留資格の区分を変更することなく、在留活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(短期滞在者)

第二五条 第二条第二項第十三号の在留資格を有する外国人は、在留活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十三条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(一時上陸者等)

第二六条 第十四条第一項の許可又は一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人は、在留活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をしてはならない。

(中止命令等)

第二十七条 地方入国管理官署の長は、本邦に在留する外国人が第二十三条第二項、第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の規定に違反したとき、又は第八条(第三十三条及び第六十条第六項において準用する場合を含む。)の規定による遵守事項の定め違反したときは、当該外国人に対し、書面をもって、当該違反に係る行為の中止その他必要な命令をすることができる。

2 地方入国管理官署の長は、在留活動者で、正当な理由がないのに、相当期間、その行なうべき在留活動をしていないものに対し、書面をもって、当該活動を行なうことを命ずることができる。

(旅券等の携帯及び提示)

第二十八条 本邦に在留する外国人は、常に旅券若しくは在留許可書又は第十四条第二項の仮上陸許可書、第十六条第二項の寄港地上陸許可書、第十七条第二項の通過上陸許可書、第十八条第二項の緊急上陸許可書若しくは第十九条第三項の避難上陸許可書(以下この条において「旅券等」という。)を携帯していなければならない。ただし、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)による登録証明書を携帯する者及び十四歳に満たない者については、この限りでない。

2 前項の外国人(同項ただし書に規定する者を除く。)は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、税関職員その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当り、旅券等の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二節 在留資格の区分の変更等

(在留資格の区分の変更)

第二十九条 法務大臣は、在留活動者、家族又は第二条第二項第十四号の在留資格を有する外国人(以下「特定在留者」という。)が他の区分の在留資格(同項第十一号の在留資格を除く。)への変更を希望する場合には、その者の申請に基づき、当該申請に係る区分の在留資格変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することができる。

2 法務大臣は、第二条第二項第五号から第十号までの在留資格への変更を希望する者について前項の許可をする場合においては、それぞれ当該各号に規定する活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。ただし、第

九条第一項ただし書の法務大臣の定める要件に該当する者については、この限りでない。

3 第一項の許可は、入国審査官に当該外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな在留資格の区分及び在留期間を記載させて行なうものとする。

(永住許可)

第三〇条 法務大臣は、在留活動者、家族又は特定在留者が第二条第二項第十一号の在留資格への変更を希望する場合には、その者の申請に基づき、当該外国人が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。

一、引き続き五年以上本邦に在留すること。

二、素行が善良であること。

三、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

2 前項の許可は、入国審査官に、当該外国人の所持する旅券に永住許可の証印をさせ、又は当該外国人に対し永住許可書を交付させて行なうものとする。

(在留期間の延長及び出国猶予期間)

第三十一条 法務大臣は、本邦に在留する外国人が、在留資格の区分を変更することなく、在留期間の延長を希望する場合には、その者の申請に基づき、在留期間の延長

を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、新たな在留期間を定めてこれを許可することができる。

2 前項の許可は、入国審査官に当該外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな在留期間を記載させて行なうものとする。

3 法務大臣は、第一項の許可をしない場合でも、当該外国人の出国準備のため必要があると認めるときは、その者の在留期間の満了する日から六十日の範囲内で出国猶予期間を定め、その者の在留を許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に係る者に対し、その者が本邦に在留するについて守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる。

4 前項の許可は、入国審査官に当該外国人の所持する旅券又は在留許可書に出国猶予期間を記載させて行なうものとする。

5 法務大臣は、第三項の許可を受けた外国人が同項の規定による遵守事項の定め違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

(在留資格の取得等)

第三十二条 日本の国籍の喪失、出生その他の事由により第三章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該時由が生じた日

から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する外国人が第二条第二項第十一号の在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合には、その者の申請に基づき、当該申請に係る区分の在留資格の取得を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することができる。

3 前項の許可の申請は、第一項に規定する事由が生じた日から三十日以内にしなければならない。

4 第二項の許可は、入国審査官に、当該外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、在留資格取得許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した在留許可書を交付させて行なうものとする。

5 第二十九条第二項の規定は、第二項の許可をする場合について準用する。

6 家族は、その有する在留資格の決定の基礎となった身分関係その他の要件がなくなつたときは、その在留資格を失うものとする。

7 前項の規定により在留資格を失つた者は、第一項から第五項までの規定の適用については、第三章の規定に

よる上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人とみなす。この場合において、第一項中「当該事由が生じた日」とあり、第三項中「第一項に規定する事由が生じた日」とあるのは「その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の事由がなくなつた日」とする。

(準用規定)

第三三条 第八条第二項及び第十三条第五項の規定は、第二十九条第一項、第三十一条第一項又は前条第二項の許可をする場合について準用する。この場合において、第十三条第五項中「地方入国管理官署の長であるのは」「入国審査官」と、「旅券」とあるのは「旅券又は在留許可書」と読み替えるものとする。

第五章 出 国

(出国の手続)

第三四条 本邦に在留する外国人（一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人を除く。）は、本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとするときは、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する外国人は、同項の規定による出国の

確認を受けなければ出国してはならない。

(出国確認の留保)

第三五条 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとする場合において、関係機関から、当該外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けているときは、二十四時間を限り、当該外国人の出国の確認を留保することができる。

一、死刑若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に犯したる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者。

二、禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでのもの

(当該刑につき仮出獄を許されている者を除く。)

三、逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定より仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

(再入国の許可)

第三六条 法務大臣は、在留資格を有する外国人がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、その者の申請に基づき、再入国の許可をすることができる。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、一次又は数次往復の別を定めるとともに、当該許可の日から起算して一年をこえない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

3 第一項の許可は、入国審査官に当該外国人に対し一次又は数次往復の別及び当該許可の有効期間を記載した再入国許可書を交付させて行なうものとする。

4 第一項の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員は、第三十四条第一項の規定による出国の確認を受けることなく出国し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することができる。

5 法務大臣は、第二条第二項第十一号の在留資格を有する者が第一項の許可を受けて出国した場合において、再許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可書の有効期間の延長を

許可することができる。

6 前項の許可は、再入国許可期間延長許可書を交付して行なうものとし、その事務は、日本国領事館に委任するものとする。

7 法務大臣は、第一項又は第五項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可書に係る外国人に対し、その者が守るべき渡航先その他の事項を定めることができる。

8 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人が前項の規定による遵守事項の定め違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第六章 退去強制

第一節 退去強制の対象者

第三七条 次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一、第三条第一項の規定に違反した者
- 二、第四条の規定に違反した者
- 三、第十四条第一項の許可を受けた者で、逃亡し、又は正当な理由がないのに同条第三項の規定に違反して呼出

しに応じないもの

四、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五、第二十一条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

六、第三十二条第一項に規定する者（同条第七項に規定する者を含む。）で、同条第二項の許可を受けることなく、同条第一項に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの

七、在留期間（第三十一条第三項の出国猶予期間を含む。）を経過した後も本邦に残留する者又は同項の許可を取り消されたもの

八、一時上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留するもの又は当該許可を取り消されたもの

九、第二十七条第一項又は第二項の規定による命令に従わない者

十、らい予防法の適用を受けているらい患者

十一、精神衛生法第二十九条の規定の適用を受け、同条に定める精神病院若しくは指定病院に収容されている精神障害者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同条に定める麻薬中毒者医療施設に収容されてい

る麻薬中毒者

十二、貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になっている者

十三、外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十四、麻薬取締法、あへん法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二編

第十四章に規定する罪により刑に処せられた者

十五、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）第二十六条若しくは第二十七条又は刑法第百八十二条に規定する罪により刑に処せられた者

十六、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）に規定する少年で、長期三年をこえる懲役又は禁錮に処せられたもの

十七、第十三号から第十五号までに掲げる者を除くほか、無期又は一年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十八、他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおお、そのかし、又は助けた者

十九、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

二十、次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

二十一、前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

二十二、前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なったと認定する者

第二節 違反調査

(違反調査)

第三八条 入国警備官は、前条各号（第四号を除く。以下同じ。）の一に該当すると思料される外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査することができる。ただし、強制の処分は、この節に特別の規定がある場合でなければできない。

(通報)

第三九条 何人も、容疑者を知ったときは、その旨を通報することができる。

2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当って容疑者を知ったときは、その旨を通報しなければならない。

3 前四項の通報は、書面又は口頭をもって、所轄の地方入国管理官署の長に対してしなければならない。

4 地方入国管理官署の長は、第一項又は第二項の通報を受理したときは、直ちに所属の入国警備官に対して前条の調査（以下「違反調査」という。）をすることを命じなければならない。

(容疑者の取調べ等)

第四〇条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、

これらの者を取り調べ、又はこれらの者が遺留し、若しくは提出した物件を領置することができる。

2 第十条第八項の規定は、入国警備官が容疑者又は参考人を取り調べる場合について準用する。

3 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押え)

第四一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、同項の処分をすることができる。

3 入国警備官は、前二項の許可を請求しようとするときは、違反調査の対象者が容疑者であることを示す資料を提出するとともに、次の各号に掲げる場合にはそれぞれ当該各号に掲げる資料を添付しなければならない。

一、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとする

て必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

3 入国警備官は、住居その他の建造物内で臨検、搜索又は差押えをするときは、住居主、所有者若しくは管理者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

4 臨検、搜索又は差押えは、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合を除き、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、日没前に開始した臨検、搜索又は差押えについて必要があると認めるときは、日没後も継続することを妨げない。

5 入国警備官は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

6 第十条第八項の規定は、入国警備官が臨検、搜索又は差押えをする場合について準用する。

(調書の作成)

第四三条 入国警備官は、容疑者又は参考人を取調べた

する場合その場所が違反調査の対象となっている事件（以下「違反事件」という。）に關係があると認めるに足る状況があることを示す資料

二、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について搜索しようとする場合、差し押えるべき物件の存在及びその物件が違反事件に關係があると認めるに足る状況があることを示す資料

三、容疑者以外の者の物件を差し押えようとする場合その物件が違反事件に關係があると認めるに足る状況があることを示す資料

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、搜索又は差し押えをさせることができる。

第四二条 入国警備官は、臨検、搜索又は差押えをする場合には、これらの処分を受ける者に許可状を提出しなければならない。

2 入国警備官は、臨検、搜索又は差し押えをするについ

ときは、その供述を調書に記載し、容疑者又は参考人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

2 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、その調書を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

3 前二項の場合において、取調べを受けた者又は立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記すれば足りる。

(押収目録の交付及び押収物の返還)

第四四条 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、押収物の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

(収容)

第四五条 入国警備官は、容疑者が第三十七条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

入国警備官は、地方入国管理官署の収容場、入国者収容所その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所とする。

2 警察官は、地方入国管理官署の長が必要と認める囑託書により依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

(収容の手続)

第四七条 入国警備官は、調査対象者収容令書により容疑者を収容するときは、収容令書を容疑者に示さなければならない。

2 入国警備官は、調査対象者収容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び収容令書が発付されている旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、調査対象者収容令書は、できるだけ速やかに示さなければならない。

(要急収容)

第四八条 入国警備官は、容疑者が第三十七条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、調査対象者収容令書の発付をまわって逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、調査対象者収容令書をまたずに、容疑事実の要旨を告げてその者を収容することができる。

2 前項の収容を行なったときは、入国警備官は、直ち

2 地方入国管理官署の長は、入国警備官の請求により、前項の収容令書を発布するものとする。ただし、次の各号の一に該当する容疑者については、収容令書を発布しないことができる。

一、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定により身体を拘束されている者

二、老幼、疾病その他身体の故障により収容にたえることが困難であると認められる者

三、逃亡のおそれなく、かつ、収容を猶予すべき事情があると認められる者

3 前項の規定により発付する収容令書（以下「調査対象者収容令書」という。）には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

4 入国警備官は、調査対象者収容令書によって容疑者を収容したときは、当該容疑者の指紋を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することができる。

(収容の場所及び留置の囑託)

第四六条 調査対象者収容令書によって容疑者を収容す

にその旨を地方入国管理官署の長に報告して、調査対象者収容令書の発付を請求しなければならない。この場合において、調査対象者収容令書が発付されないときは、直ちにその者の身体の拘束を解かなければならない。

(容疑者引渡し等)

第四九条 入国警備官は、第四十五条第一項又は前条第一項の規定により容疑者を収容したときは、容疑者の身体を拘束した時から四十八時間以内に、書類及び証拠物とともに、当該容疑者を地方入国管理官署の長に引き渡さなければならない。

2 入国警備官は、違反調査を終えたときは、前項の場合を除き、すみやかに書類及び証拠物とともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き渡さなければならない。

第三節 口頭審理及び異議の申出

(口頭審理)

第五〇条 地方入国管理官署の長は、前条の規定により容疑者又は違反事件の引渡しを受けたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行わなければならない。

2 第十条第八項及び第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の口頭審理について準用する。

3 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、容疑者が第三十七条各号の一に該当すると認定したときは、当該容疑者に対し、すみやかに理由を付した書面をもってその旨及び次条第一項の規定により異議を申し立てることができる旨を通知しなければならない。

(異議の申出)

第五条 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の異議の申出があったときは、意見を付して、口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 地方入国管理官署の長は、前項の通知を受けたときは、容疑者にその旨を通知しなければならない。

(収容)

第五二条 地方入国管理官署の長は、第四十九条の規定

により容疑者又は違反事件の引渡しを受けたときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該容疑者を収容させるものとする。ただし、当該容疑者が第四十五条第二項各号の一に該当する者である場合は、収容させないことができる。

2 第四十五条第三項の規定は前項の規定により発布する収容令書（以下「審理対象者収容令書」という。）について、同条第四項、第四十六条及び第四十七条の規定は前項の規定による容疑者の収容について準用する。

3 第一項の場合において、同項の規定による容疑者の収容が第四十五条第一項の規定による収容に引き続くものであるときは、地方入国管理官署の長は、収容令書の発付に代えて、当該容疑者に係る調査対象者収容令書に容疑者の引渡しを受けた日時及び容疑者の収容を継続する旨を記載し、これに記名押印するものとする。

4 第一項の規定により容疑者を収容することができる期間は、同項の規定による収容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、地方入国管理官署の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二十日を限り延長することができる。

5 審理対象者収容令書（第三項の場合にあっては、調査対象者収容令書。以下同じ。）は、地方入国管理官署

の長が第五十条第一項の口頭審理の決果第三十七条各号のいずれにも該当しないと認定したとき又は前条第三項の規定により法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、その効力を失う。

第五三条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定により収容されている者が第四十五条第二項各号の一に該当するに至ったときは、その者の収容を一時解除することができる。

2 前条第一項の規定により収容されている者又はその代理人、補佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、地方入国管理官署の長に対し、前項の規定による収容の一時解除を請求することができる。

3 第一項の規定による収容の一時解除をする場合には、地方入国管理官署の長は、収容の一時解除を受ける者の住居を定めなければならない。

4 収容の一時解除を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼び出しがあったときは、これに応じなければならない。

5 第一項の規定による収容の一時解除をする場合には、地方入国管理官署の長は、収容の一時解除を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、その者が守るべき行動の範囲その他の事項を定め、又は百万円をこえな

い範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6 前項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、収容の一時解除を受ける者以外の差し出した保証書をもって保証金に代えることを許すことができる。

7 前項の保証書には、保証金及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(一時解除の取消し)

第五四条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定による収容の一時解除を受けた者が逃亡し、逃亡すると疑うに足る相当の理由があり、同条第四項の規定に違反して呼出しに応ぜず、又は同条第五項の規定による遵守事項の定め違反したときは、収容の一時解除を取り消すことができる。

2 前項の規定により収容の一時解除の取消しをしたときは、地方入国管理官署の長は、収容一時解除取消書を作成し、審理対象者収容令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は前条第四項の規定に違反して呼出しに応じないことを理由として収容の一時解除の取消し

をしたときは保証金の全部、同条第五項の規定による遵守事項の定め違反したことを理由として收容の一時解除の取消しをしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第六項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

4 前項後段の命令は、執行力のある債務命議と同一の効力を有する。

5 入国警備官は、第一項の規定により收容の一時解除を取消された者がある場合には、その者に第二項の收容一時解除取消書（以下「收容一時解除取消書」という。）及び收容令書を示して、その者を收容しなければならぬ。

6 入国警備官は、收容一時解除取消書及び審理対象者收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により收容の一時解除を取り消された者に対し、收容の一時解除が取り消された旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、收容一時解除取消書及び審理対象者收容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

（送還先）

第五十六条 退去を強制される者は、その国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 地方入国管理官署の長は、前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないと認めるに足りる相当の事情があるときは、次に掲げる国のいずれかを送還先に指定することができる。

一、本邦に入国する直前に居住していた国

二、本邦に入国する前に居住していたことのある国

三、本邦に向けて船舶又は航空機に乗った港又は飛行場の属する国

四、出生地の属する国

五、出生時にその出生地の属していた国

六、前号に掲げるもののほか、退去を強制されるものが希望する国

（退去強制令書の執行）

第五十七条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官がたりないため地方入国管理官署の長が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行

第四節 退去強制令書の執行及び特別在留許可

（退去強制令書）

第五十五条 外国人の退去強制は、次項の規定により発付された退去強制令書によって行なう。

2 地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至った場合には、退去強制令書を発付しなければならぬ。

一、第五十条第三項の規定による通知を受けた場合において文書により第五十一条第一項の規定による異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は第五十条第三項の規定による通知を受けた日から三日以内に第五十一条第一項の規定による異議の申出をしなかったとき。

二、第五十一条第四項の規定による異議の申出が理由がないと裁決した旨の地方入国管理官署の長からの通知を受けたとき。

三、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないとき。

3 前項の退去強制令書（以下「退去強制令書」という。）には、退去を強制される者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還の方法、送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去を強制される者に退去強制令書又はその写を示したうえ、すみやかにその者を送還しなければならない。この場合において、第六十五条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、入国警備官は、その者に退去を強制される者を引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去を強制される者が、自らの負担により、自ら退去しようとするときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

5 第三項の場合において、退去を強制される者を直ちに送還することができないときは、入国警備官は、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、地方入国管理官署の收容場その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所に收容することができる。

（退去強制令書の執行停止）

第五十八条 地方入国管理官署の長（前条第五項の規定により入国者收容所に收容されている者については、入国者收容所長。第五項において同じ。）は、退去強制令書の執行によって、退去を強制される者が著しく健康を害

するとき又は生命を保つことができないおそれがあるときは、その者の前条第三項の規定による送還又は同条第五項の規定による收容を停止させることができる。

2 地方入国管理官署の長は、第五十五条第二項第一号又は第二号に該当する者について同項の規定により退去強制令書を発付したときは、その日から三日を経過する日までの間、その者の前条第三項の規定による送還を停止せなければならぬ。ただし、文書により第六十条第三項の規定による出願をしない旨を明らかにした者については、この限りでない。

3 地方入国管理官署の長は、第六十条第二項の規定による上申をしたとき又は同条第三項の規定による出願があったときは、同条第四項の規定による通知があるまでの間、当該上申又は出願に係る者の前条第三項の規定による送還を停止せなければならぬ。

4 地方入国管理官署の長は、第六十条第二項の規定による上申をしたとき、又は同条第三項の規定による出願があったときは、同条第四項の規定による通知があるまでの間、当該上申又は出願に係る者の前条第五項の規定による收容を停止させることができる。

5 地方入国管理官署の長は、前条第五項の規定により收容されている者又はその代理人、補佐人、配偶者、直

系の親族又は兄弟姉妹の請求に基づき、特に必要があると認めるときは、同項の規定による收容を停止させることができる。

6 第一項、第四項又は前項の規定により收容を停止させる場合には、地方入国管理官署の長（入国者收容所長が收容を停止させる場合にあつては、入国者收容所長。第八項及び第九項において同じ。）は、收容の停止を受ける者の住居を定めなければならない。

7 收容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長（入国者收容所長が收容を停止させた者については、入国者收容所長。次条において同じ。）から呼出しがあつたときは、これに應じなければならない。

8 第一項、第四項又は第五項の規定により收容を停止させる場合には、地方入国管理官署の長は、收容の停止を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、その者が守るべき行動の範囲その他の事項を定め又は百万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

9 前項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、收容の停止を受ける者以外の者の差し出した保証書をもって保証金に代えることを許すこと

ができる。

10 前項の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金と納付する旨を記載しなければならない。

（執行停止の取消し）

第五十九条 地方入国管理官署の長は、前条第一項、第四項又は第五項の規定による收容の停止を受けた者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由あり、前条第七項の規定に違反して呼出しに應ぜず、又は同条第八項の規定による遵守事項の定め違反したときは、收容の停止を取り消すことができる。

2 前項の規定により收容の停止の取消しをしたときは、地方入国管理官署の長は、退去強制令書執行停止取消書を作成し、退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は前条第七項の規定に違反して呼出しに應じないことを理由として收容の停止の取消しをしたときは保証金の全部、同条第八項の規定による遵守事項の定め違反したことを理由として收容の取消しをしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第九項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

4 前項後段の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 入国警備官は、第一項の規定により收容の停止を取り消された者があつた場合には、その者に第二項の退去強制令書執行停止取消書（以下『退去強制令書執行停止取消書』という。）及び退去強制令書を示して、その者を收容しなければならない。

6 入国警備官は、退去強制令書執行停止取消書及び退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により收容の停止を取り消された者に対し、收容の停止が取り消された旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、退去強制令書執行停止取消書及び退去強制令書はできるだけすみやかに示さなければならない。

（特別在留許可）

第六〇条 法務大臣は、退去を強制される者が次の各号の一に該当する場合には、その者の在留を特別に許可することができる。

一、永住許可を受けていたものであるとき。

二、かつて日本人として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三、前二号に掲げる場合を除くほか、法務大臣が特別に

在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣に前項の許可を上申することができる。

3 退去を強制される者は第五十五条第二項第一号又は第二号に該当するに至った日から三日以内に地方管理官署の長を経由して法務大臣に第一項の許可を出願することができる。

4 法務大臣は、第二項の規定による上申又は前項の規定による出願があつた場合において、相当と認めるときは在留資格の区分及び在留期間を決定して第一項の許可をするものとし、相当でないと認めるときは同項の許可をしない旨を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

5 前項の規定による許可は、地方入国管理官署の長に、当該外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、特別在留許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した留許可書を交付させて行なうものとする。

6 第八条第二項及び第十三条第五項の規定は、第四項の規定により、第一項の許可をする場合について準用する。この場合において、第十三条第五項中『旅券』とあるのは『旅券又は第六十条第五項の在留許可書』と読み

替えるものとする。

7 退去強制令書は、第一項の許可があつたときは、その効力を失う。

8 前各項の規定は、第三十七条第四号に該当する者については、適用しない。

第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任

(事前通報等の義務)

第六十一条 船舶（本邦の港と本邦以外の港との間を運航する船舶をいう。以下同じ。）又は航空機（本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。）の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港しようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を通報しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りではない。

2 船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に入港したときは直ちに、出入国港から出港するときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りではない。

3 前項の場合において、船舶又は航空機の長は、入国審査官の要求があつたときは、乗員名簿を提出しなければならない。

(報告の義務)

第六十二条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人（乗員又は第三条第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く。）が、当該船舶又は航空機に乗っていることを知ったときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第三十四条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して出国しようとする者が当該船舶又は航空機に乗っていることを知ったときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

(船舶又は航空機の長の行為の代行)

第六十三条 前二条の規定により船舶又は航空機の長がなすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。

(上陸防止の義務)

第六十四条 船舶又は航空機の長は、第六十二条第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗っていること

を知ったときは、当該外国人が本邦に上陸することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第六十五条 次の各号の一に該当する外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用ですみやかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一、第十六条第一項の規定により退去を命ぜられた者
二、第三十七条第三号から第五号まで又は第八号に該当することを理由として同条の規定により退去を強制されるもの。

三、第三十七条第一号又は第二号に該当することを理由として入国又は上陸後三年以内に同条の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者が第三条第一項又は第四条の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しようとしている者であることを明らかに知っていたと認められるもの。

四、第六条第一項各号に係る事実があることを理由として上陸後三年以内に第三十七条の規定により退去を強制

される者のうち、その者が乗ってきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者の上陸のときにその者について当該事実があることを明らかに知っていたと認められるもの。

2 前項の場合において、外国人を同項に規定する船舶又は航空機により送還することができないときは、運送業者は、その責任と費用で、すみやかに他の船舶又は航空機により送還しなければならない。

(指示に従う義務)

第六八条 船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当たり必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

第八章 日本人の出国及び帰国

(日本人の出国)

第六七条 本邦以外の地域におもむく意図をもって出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでない。

帳を所持するものについては、この限りでない。

2 前項の日本人(同項ただし書に規定する者は除く)は、同項の規定による出国の確認を受けなければ出国してはならない。

(日本人の帰国)

第六八条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。前条第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第九章 管理機関

(入国審査官)

第六九条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国管理事務所に入国審査官を置く。

2 入国審査官は、この法律の規定による職務を行なうため必要があるときは、船舶若しくは航空機に乗り込み又は関係人に質問し、若しくは旅券、乗員手帳その他の文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管理域外においても、職務を行なうことができる。

(入国警備官)

第七〇条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2 入国警備官の階級は、政令で定める。

3 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二の規定の適用については、警察職員とみなす。

4 入国警備官は、外国人が第四条の規定に違反して本邦に上陸することを防止するため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込み、関係人に質問し、又は旅券、乗員手帳その他の文書の提示を求めることができる。

5 入国警備官は、前項の行為がまさに行なわれようとするのを認めたときは、予防のため関係人に必要な警告を発し、又はその行為を制止することができる。

6 前条第三項の規定は、入国警備官について準用する。

(小型武器の携帯及び使用)

第七一条 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができる。ただし、次

の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合。

二、仮上陸者収容令書、調査対象者収容令書(第七十五条を除き、以下「収容令書」という。)若しくは退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国警備官の職務の執行に対して抵抗する場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(地方入国管理官署の長の職務の代行等)

第七二条 地方入国管理官署の長に事故のあるとき、又は地方入国管理官署の長が欠けたときは、その官署の入国審査官が、法務大臣の定める順序により、臨時にこの法律の規定による地方入国管理官署の長の職務を行なう。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定する入国審査官に第十一条第一項又は第五十条第一項に規定する口頭審理を取り扱わせることができる。

(事実の調査)

第七三条 法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官署の長に事実の調査を命ずることができる。

2 地方入国管理官署の長は、この法律によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、事実の調査をすることができる。

3 地方入国管理官署の長は、前二項の調査のため必要があるときは、所属の入国審査官若しくは入国警備官に関係人に対し質問させ、又は文書若しくは物件の提示を求めさせることができる。

4 地方入国管理官署の長は、第一項又は第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(制服の着用及び証票の携帯)

第七四条 入国審査官及び入国警備官は、この法律の規定による職務を行なうときは、制服を着用し、かつ、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

2 入国審査官及び入国警備官の制服及び証票は、法務大臣が定める。

第一〇章 補 則

(刑事訴訟法の特例)

第七五条 司法警察員は、第八十三条の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取った場合には、調査対象者收容令

書又は審理対象者收容令書が發布され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三条(同法第二百一条及び第二百六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束されたときから四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならぬ。

(刑事手続等との関係)

第七六条 刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導員の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行なわれている者について退去強制令書が発付された場合には、これらの法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。ただし、これらの法令(刑事訴訟に関する法令を除く。)の規定による手続が終了しない場合でも、関係機関の同意を得たときには、退去強制令書の執行をすることができる。

(收容場の設置)

第七七条 地方入国管理官署に、收容令書又は退去強制令書の執行を受ける者を收容する收容場を設ける。

(被收容者の処遇)

第七八条 收容令書又は退去強制令書により第四十六条第一項又は第五十七条第五項に規定する場所(以下「收容場所」という。)に收容されている者(以下「被收容者」という。)には、收容場所の保安場所の保安上支障がない範囲においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被收容者には一定の機具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被收容者に対する給養は、適正でなければならない。收容場所の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長(第五十七条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合にあつては、当該警察官又は海上保安官の属する官署の長。次項及び第六項において同じ。)は、收容場所の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被收容者の身体、所持品若しくは衣類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置することができる。

5 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長は、收容場所の保安上必要があると認めるときは、被收容者の面会を制限し、若しくは禁止し、又はその発受する通信を

検閲し、その発受を禁止し、若しくは制限することができる。

6 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長は、被收容者から処遇に関して不服の申出があつた場合において、当該不服に係る事項を処理したときは、その結果を当該申出人に対し告知するものとする。

7 前各項に規定するものを除くほか、被收容者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

8 前各項の規定は、第四十六条第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により容疑者を警察署に留置する場合について準用する。この場合において第四項中「入国者收容所長又は地方入国管理官署の長(第五十七条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合にあつては、当該警察官又は海上保安官の属する官署の長。次項及び第六項において同じ。)」とあり、第五項及び第六項中「入国者收容所長又は地方入国管理官署の長」とあるのは、『警察署長』と読み替えるものとする。

(手数料)

第七九条 外国人は、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第二項又は第三

十六條第一項若しくは第五項の許可を受ける場合には、政令で定めるところにより、四千円をこえない範囲内で定める額の手数料を納めなければならない。

(報償金)

第八〇条 法務大臣は、第三十九條第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基づいて退去強制令書の発付があったときは、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。

(権限の委任)

第八一條 この法律に規定する法務大臣の権限は、政令の定めるところにより、地方入国管理官署の者に委任することができる。

(省令への委任)

第八二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省で定める。

第一章 罰 則

第八三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁こ又は十万円以下の罰金に処する。

一、第三條第一項の規定に違反した者

二、第四條の規定に違反した者

三、第十四條第一項の許可を受けた者で、逃亡し、又は

同条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの。

四、第十五條第一項又は第二十一條第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者。

五、第三十二條第一項に規定する者(同条第七項に規定する者を含む。)で同条第二項の許可を受けることなく、同条第一項に規定する期間を経過した後も本邦に残留する者。

六、在留期間(第三十一條第三項の出国猶予期間を含む。)を経過した後も本邦に残留する者。

七、一時上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留する者。

第八四條 第三十四條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は十万円以下の罰金に処する。

第八五條 收容令書又は退去強制令書によって身体を拘束されている者で逃走したものは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第八六條 第二十七條第一項又は第二項の規定による命令に従わなかった者は、六月以下の懲役若しくは禁こ又は十万円以下の罰金に処する。

第八七條 第八十三條から前条までの罪を犯した者には、懲役又は禁こ及び罰金を併料することができる。

第八八條 第十一條第五項(第五十條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令に違反して出頭せず、又は同項の規定による宣誓若しくは証言を拒み、若しくは虚偽の証言をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第八九條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一、第二十八條第一項又は第二項の規定に違反した者

二、第六十九條第二項若しくは第七十條第四項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第六十九條第二項若しくは第七十條第四項に規定する文書の提示を拒んだ者

三、第七十三條第三項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項に規定する文書若しくは物件の提示を拒んだ者

(過料)

第九〇條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一、第六十一條第一項若しくは第二項の規定に違反した者又は同条第三項の規定に違反して名簿を提出せず、若

しくは虚偽の記載をした名簿を提出した者

二、第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者

三、第六十四條の規定に違反した者

四、第六十五條の規定に違反して送還を怠った者

五、第六十六條の規定に違反した者

(没収)

第九一條 第八十三條第一号の犯罪行為の用に供した船舶又は航空機で犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶又は航空機が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一、第八十三條第一号の犯罪が行なわれることをあらかじめ知らないでその犯罪が行なわれた時から引き続きその船舶又は航空機を所有していると認められるとき。

二、前号に掲げる犯罪が行なわれた後、その情を知らないでその船舶又は航空機を取得したと認められるとき。

附 則 (略)

旅券法案

(目的)

第一条 この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。

二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。

三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によって外国に渡航する者(その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者)が所属する各省各庁(衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省をいう。以下同じ。)の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。但し、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。

四 都道府県 本邦から一般旅券によって外国に渡航する者の住所又は居所の所在地を管轄する都道府県をいう。

五 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。

六 旅券の名義人 旅券の発給又は再発給を受けた者(第十一条の併記がされている者を除く。)をいう。

(一般旅券の発給の申請)

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、左の各号に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてははもよりの領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。)に出頭の上領事官(領事館の長をいう。以下同じ。)に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。但し、国内において申請する場合において、急を要し、且つ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書二通

二 戸籍謄本又は戸籍抄本(提出の日前六月以内に作成されたものとする。以下同じ。)一通

三 申請者の写真(提出の日前六月以内に撮影された五センチメ

ートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身の背景なしのもので裏面に氏名を記入したものとし、第十一条の併記を求められる者で提出のときに六歳未満のものについては、省略することができる。以下同じ。)二葉

四 渡航費用の支払能力を立証する書類一通

五 領事官が発給した呼寄、再渡航等に関する証明書又は渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者については、その書類

六 前号に掲げるものを除く外、渡航先及び渡航目的によって特に必要とされる書類

七 その参考となる書類を有する者については、その書類

2 前項第二号及び第四号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合に、外務大臣。以下この条において同じ。)が、国外においては領事官が、第二号に掲げる書類についてはその者の身分上の事実、第四号に掲げる書類についてはその者が渡航費用の支払能力を有する事実がそれぞれ明らかであると認めるときは、提出することを要しない。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、やむを得ない理由により申請者の出頭が困

難であると認めるときは、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

5 第一項の場合において、本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復しようとする者は、その旨及び理由を一般旅券発給申請書に記載して、数次往復用の一般旅券の発給を申請することができる。

(公用旅券の発給の請求)

第四条 公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者がもよりの領事館に出頭の上領事官に、左の各号に掲げる書類及び写真を提出しようとするものとする。

一 公用旅券発給請求書一通

二 公用旅券の発給を受けようとする者の写真二葉

三 使用人については、戸籍謄本又は戸籍抄本一通

四 国外において公用旅券の発給を受けようとする者については、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類一通

2 前条第五項の規定は、数次往復用の公用旅券の発給の請求の場合について準用する。

(旅券の二重受給の禁止)

第四条の二 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。ただし、外務大臣又は領事館がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(旅券の発行)

第五条 一般旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第三条の規定による発給の申請に基いて発行する。この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

2 公用旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第四条の規定による発給の請求に基づき、その発給を受けようとする者が外国に渡航するつと発行する。ただし、外務大臣又は領事官は、同条第二項の請求があった場合において、数次往復の必要を認めるときは、五年以内の期間を付した数次往復用の公用旅券を発行することができる。

(旅券の記載事項)

第五条の二 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 旅券の種類、番号及び発行年月日
- 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
- 三 渡航先及び渡航目的
- 四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項

2 前項第三号の渡航先を地域名をもって包括記載する場合の地域の範囲は、外務大臣が官報で告示するところによる。

(旅券の交付)

第六条 第五条第一項の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請又は当該申請に係る第十一条第一項の一括申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。但し、国内において交付する場合において、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、外務大臣が、国外においては領事官が、第三条の規定による発給の申請に基いて発行する。この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

三 前二号に掲げるもののほか、渡航目的によって特に必要とされる書類

2 公用旅券の渡航先の追加の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては渡航先の追加を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券渡航先追加請求書一通（国外においては、外務大臣の定めるところにより、渡航先の追加を必要とする理由が新たに生じたことを立証する書類一通を含む。）及び、公用旅券の交付の後においては、当該公用旅券を提出するものとする。

3 第三条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は第一項の申請の場合について、第六条の規定は第一項の申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中、「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(記載事項の訂正)

第九条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の渡航目的以外の記載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館の領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請しなければならない。

一 一般旅券訂正申請書一通

二 記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通

2 公用旅券の記載事項の訂正の請求は、国内においては各省各庁

務大臣がその必要を認めるときは、外務大臣が、国外においては領事官が、第三条の規定による発給の申請に基いて発行する。この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

2 第五条第二項の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

(渡航目的の変更)

第七条 一般旅券の発行（再発行を含む。以下この項において同じ。）後本邦を出国する前に当該一般旅券の渡航目的を変更しようとする者は、当該一般旅券を返納の上（一般旅券の発行後まだその交付を受けていない者については、当該一般旅券の交付を受けた後これを返納の上）、第三条の規定に従って新たに一般旅券の発給申請しなければならない。

2 公用旅券の渡航目的の変更の場合には、各省各庁の長が、第四条の規定に従って新たに公用旅券の発給を請求するものとする。この場合において、公用旅券の交付の後においては、当該公用旅券を返納の上、請求するものとする。

(渡航先の追加)

第八条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、当該一般旅券及び左の各号に掲げる書類を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に提出して渡航先の追加を申請しなければならない。

一 一般旅券渡航先追加申請書一通

二 渡航先の追加に因って生ずる必要な渡航費用の支払能力を立証する書類一通

の長が外務大臣に、国外においては当該公用旅券の名義人がよりの領事館の領事官に、遅滞なく、当該公用旅券及び公用旅券訂正請求書一通（国外においては、記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通を含む。）を提出してするものとする。

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第六条及び前条第三項後段の規定の第一項の申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は誤りがあることを知った場合には、当該旅券の名義人（公用旅券でその名義人が国内にあるものについては、各省各庁の長。次項において同じ。）に対し、当該旅券の提出を求めて、その記載事項を訂正することができる。

5 第一項の申請又は第二項の請求に係る旅券で、当該申請又は請求に係る訂正をすることにより旅券面の体裁を著しく損ずるおそれがあると外務大臣又は領事官が認めてその旨を当該旅券の名義人に通知したものは、次条第一項又は第二項の損傷に係る旅券とみなして、同条の規定を適用する。

(再発給)

第十条 一般旅券の交付を受けた後当該一般旅券を紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷し、又は当該一般旅券の査証欄に余白がなくなったことに因り当該一般旅券の再発給を受けようとする者は、一般旅券再発給申請書一通及び申請者の写真二葉を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、再発給を申請しなければならない。この場合において、著しく損傷し、

又は査証欄に余白がなくなったことに因り再発給を受けようとする者は、当該若しくは損傷し、又は査証欄に余白がなくなった一般旅券を返納の上、申請しなければならない。

2 公用旅券の再発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては再発給を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券再発給請求書一通及び再発給を受けようとする者の写真二葉を提出してするものとする。この場合において、著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなったことに因り再発給を受けようとするときは、当該著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなった公用旅券を返納の上、請求するものとする。

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第五条及び第六条の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の再発行及び交付について、それぞれ準用する。(同伴される子の併記)

第十一条 第三条第一項の場合において、一般旅券の発給を受けようとする者が、十五歳未満であつて、かつ、同時に一般旅券の発給を受けようとするその父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるとき、又は六歳未満であつて、かつ、一般旅券の名義人である父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるときは、当該父又は母は、それぞれの一般旅券発給申請書又は一般旅券訂正申請書にこれらの子をその一般旅券に併記することを求める旨を記載して、これらの子に係る一般旅券の発給の申請を一括して申請することができる。この場合において、併記される子の数は、一般旅券一部につき通算して三人までとする。

2 前項の規定は、第四条第一項又は第九条第二項の請求をする場

合における子の併記について準用する。

3 旅券に併記されている者は、旅券の名義人に同伴される場合を除くほか、本邦から出国するため当該旅券を行使することができない。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の渡航先の追加、記載事項の訂正、再発給、合冊又は査証欄の増補の申請又は請求があつた場合その他旅券の提示があつた場合において、当該旅券に併記されている者が当該申請若しくは請求又は提示の日に十五歳以上に達しているときは、その者を当該旅券から抹消する。

(旅券の合冊及び査証欄の増補)

第十二条 一般旅券の発給(再発給を含む。以下第十九条までにおいて同じ。)を受けようとする者(前条の併記を求められる者を除く。)又は一般旅券の名義人は、その者の効力を失つた一般旅券に記載された外国の官憲による査証等であつて現に有効であり、又は有効となるものを使用するため、新たに発給される一般旅券又は現に発給されている有効な一般旅券と当該効力を失つた一般旅券との合冊を受けようとする場合には、その合冊を受けようとする一般旅券及び一般旅券合冊申請書を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館の領事官に提出して、合冊を申請することができる。

2 一般旅券の名義人は、査証欄に余白がなくなった当該一般旅券を引き続き使用しようとする場合には、当該一般旅券及び一般旅券査証欄増補申請書を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館の領事官に提出して、一回に限り査証欄の増補を申請することができる。

3 公用旅券の合冊又は査証欄の増補の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の名義人がよりの領事館の領事官に、合冊又は査証欄の増補を受けようとする公用旅券及び公用旅券合冊請求書又は公用旅券査証欄増補請求書を提出するものとする。

4 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項又は第二項の申請の場合について、第六条及び第八条第三項後段の規定は第一項若しくは第二項の申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

5 効力を失つた旅券で有効な旅券に合冊されたものの査証欄は、当該有効な旅券の一部とみなす。

(一般旅券の発給等の制限)

第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者

二 死刑、無期若しくは長期五年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状、若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第二十三条の規定に該当して刑に処せられた者

四の二 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等

に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)第一条に規定する帰国者で、同法第二条第一項の措置の対象となつたもの

又は同法第三条第一項若しくは第四条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの

五 前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第五号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

(一般旅券の発給等をしない場合の通知)

第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないと決定したときは、すみやかに、理由を付した書面をもって一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(署名)

第十五条 旅券の発給を受けようとする者(第十一条の併記を求められる者を除く。)は、当該旅券の交付を受ける際、旅券面の所定の場所に署名しなければならない。

(外国滞在の届出)

第十六条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事官に届け出なければならない。

(紛失又は焼失の届出)

第十七条 旅券の名義人は、当該旅券を紛失し、又は焼失した場合

には、遅滞なく、国内においては都道府県知事又は外務大臣に、国外においては領事官に、その旨を届け出なければならぬ。届出の後においてその旅券を発見した場合にも、また、同様とする。

(旅券の効力)

第十八条 旅券は、左の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。

一、旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失ったとき。ただし、第十一条の併記がある旅券について、これに併記されている者で日本の国籍を失わない者がある場合には、その者が帰国したとき。

二、旅券の発給を申請し若しくは請求した者が当該旅券の発行(再発を含む。)の日から六月以内に当該旅券を受領せず、又は旅券の名義人(数次往復用の旅券の名義人を除く。次号において同じ。)が当該旅券の発行日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。

三、旅券の名義人が本邦に帰国したとき。

四、数次往復用の一般旅券にあっては、その有効期間を経過したとき、数次往復用の公用旅券にあっては、これに付された期間を経過した日において、その公用旅券の名義人が国内にある場合にはその経過したとき、国外にある場合にはその後初めて帰国したとき。

五、旅券の発給の申請又は請求に当って返納された旅券にあっては、当該申請又は請求に係る旅券が発行され、又は再発行されたとき。

六、紛失し、又は焼失した旅券にあっては、当該紛失し、又は焼

失した旅券の再発給の申請又は請求に係る旅券が再発行されたとき。

六、次条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあっては、同項の期限内に返納しなかったとき、又は外務大臣若しくは領事官が当該返納された旅券が効力を失うべきことを適当と認めるとき。

2 外務大臣は、旅券が前項第五号又は第六号に該当して効力を失ったときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

(返納)

第十九条 外務大臣又は領事官は、左に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一、一般旅券の名義人が第十三条第一項各号の一に該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合

二、一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第十三条第一項各号の一に該当するに至った場合

三、錯誤に基き、又は過失に因り旅券の交付をした場合

四、旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

五、一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合

2 第十三条第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三条第一項第五号に該当するかどうかを認定しようとするときに準用する。

3 第十四条の規定は、一般旅券の名義人に対して第一項の規定により一般旅券の返納を命ずる場合に準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第十九条第一項」と、「発給又は渡航先の追加をしない」とあるのは「返納を命ずることを」と、「発給又は渡航先の追加を申請した者」とあるのは「名義人」と読み替えるものとする。

4 旅券の名義人が現に所持する旅券が前条第一項第一号から第三号まで又は第五号の一に該当してその効力を失ったとき、及び公用旅券の場合においてその発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、国内においては、一般旅券にあってはその名義人が都道府県知事又は外務大臣に、公用旅券にあっては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては旅券の名義人が領事官に、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。

5 旅券の発給の申請又は請求に当って旅券を返納すべき場合及び前項の場合において、返納すべき旅券の名義人がこれを保存することを希望するときは、返納を受けた都道府県知事、外務大臣又は領事官は、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名義人に還付することができる。

(帰国のための渡航書)

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、外国にある日本国民のうち次の各号の一に該当する者で本邦に帰国することを希望するものに対し、その者の申請に基づいて、必要があると認める場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。

一、旅券を所持しない者であって緊急に帰国する必要がある、かつ、旅券の発給を受けるいとまがないもの

二、旅券の発給を受けることができない者

三、前条第一項の規定による旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者

2 渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書一通その他の外務省令で定める書類及び写真をもよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航書の発給を申請するものとする。この場合において、その者の現住する地方に領事館が設置されていないとき、その他その者が当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、その者の親族その他外務省令で定める関係者が外務省又はもよりの領事館に出頭の上外務大臣又は領事官に申請するものとする。

3 前項の申請に基づいて発行された渡航書は、外務大臣又は領事官が、当該渡航書の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

4 外務大臣又は領事官は、第一項各号の一に該当する者の帰国のため特に必要があると認める場合には、前三項の規定にかかわらず、申請に基づかずに渡航書を発給することができる。

5 外務大臣又は領事官は、第一項又は前項の規定に基づき渡航書を発給する場合には、渡航書の有効期間及び帰国の経路を指定することができる。

(手数料)

第二十条 国内において次の各号に掲げる処分を受けようとする者(第十一条の併記を求められる者を除く。)は、当該各号に掲げる額の手料を国に納付しなければならない。

一、一般旅券(数次往復用のものを除く。第五号において同じ。)

の発給

- 二 数次往復用の一般旅券の発給 三千円
- 三 一般旅券の渡航先の追加 六千円
- 四 一般旅券の記載事項の訂正 千円
- 五 一般旅券の再発給 五百円
- 六 数次往復用の一般旅券の再発給 二千円
- 七 一般旅券の合冊又は査証欄の増補 四千元
- 八 渡航書の発給 千五百円
千五百円

2 前項の手数料は、旅券又は渡航書の受領証に収入印紙をはって納付するものとする。

3 国外における一般旅券及び渡航書の手数料に関しては、政令で定める。

4 一般旅券の記載事項の訂正又は再発給を必要とする原因が関係官庁の過失によって生じた場合には、前三項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

5 永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、第一項の手数を減額することができる。

(査証)

第二十一条 旅券の査証を必要とする国へ渡航しようとする者は、当該国の官憲から必要な査証を受けなければならない。

(事務の委任)

第二十二条 外務大臣は、政令で定めるところにより、一般旅券に關する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

2 外務大臣は、第十九条第三項において準用する第十四条の通知

(没収)

第二十五条 第二十三条第一項又は第二項に掲げる者の旅券又は渡航書は、外務大臣が没収することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(従前の旅券に關する経過措置)

2 改正前の旅券法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なもの（以下「旧旅券」という。）は、改正後の旅券法（以下「新法」という。）第五条又は第十条の規定に基づいて発行された旅券とみなして、新法の規定を適用する。ただし、数次往復用の旧旅券（当該旅券につきこの法律の施行後に新法第十条の規定により再発給される旅券を含む。）については、旧法第十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(従前の申請又は請求に關する経過措置)

3 旧法に基づいてされた旅券に關する申請又は請求でこの法律の施行の際当該申請又は請求に対する処分がされていないものは、新法の相当規定に基づいてされた旅券に關する申請又は請求とみなす。この場合において、旧法第九条の規定に基づいてされた旅券の書換発給の申請又は請求は、新法第九条の規定に基づいてされた旅券の記載事項の訂正の申請又は請求とみなす。

に係る書面の交付に關する事務を入国審査官に委任することができる。

(外務省令への委任)

第二十二条の二 この法律の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、外務省令で定める。

(罰則)

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 この法律に基づく申請又は請求に關する書類に虚偽の記載をすることその他の不正の行為によって当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付を受けた者

二 他人名義の旅券又は渡航書を行使した者

三 行使の目的をもって、旅券もしくは渡航書を他人に譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の旅券若しくは渡航書の譲渡若しくは貸与を受けた者

四 第十九条第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかった者

五 効力を失った旅券又は渡航書を行使した者

2 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者

二 渡航書に帰国の經由地が指定されている場合において、經由地以外の地域に渡航した者

(国外犯罪)

第二十四条 前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

(手数料に關する経過措置)

4 前項前段の申請に基づく一般旅券（数次往復用のものを除く。）の発給、当該申請に基づく一般旅券の渡航先の追加及び再発給並びに附則第二項ただし書に規定する旧旅券につき新法第十条の規定により行なわれる再発給に關する手数料については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旅券法の特例に關する法律の一部改正)

6 旅券法の特例に關する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「おいてする」を「おいては、」に改め、「

第九条第一項」を削り、「經由して」の下に「旅券法第九条第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請は、沖縄事務所長を経由して、」を加え、ただし書を削り、同条第三項中「又は第八条第三項」を削り、「外務大臣の下に」以下この条において同じ。」を、「領事官」との下に「あり、同条第三項中「都道府県知事」とあり、又は同条第四項中「国内においては都道府県知事が、国外においては領事官」とを加え、同条第四項中「本文」を削り、「第八条第四項、第九条第三項又は第十条第三項」を「第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項又は第十二条第三項」に改める。

第三条の見出し中「発行」を「発行等」に改め、同条第一項中「発行」の下に「その他の処分」を加え、同条第二項中「規定によ

り発行された」を「規定の適用を受ける」に改める。

第四条中「第十二条第一項中「国内」とあるのは「沖繩」と、「本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖繩と特定の一又は二以上の外国との間」を「第三条第五項中「本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復」とあるのは、「沖繩と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間」に改める。

第五条中「第九条第一項若しくは」を削り、「第十八条第一項第一号中」の下に「帰国」とあるのは「沖繩に再入域し、又は帰国」と、同項第一号の二中」を加え、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定する旅券については、旅券法第十一条第三項中「本邦」とあるのは、「沖繩から出域し、又は本邦」とする。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

7 附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による改正前の旅券の特例に関する法律の適用を受ける旅券に關して準用する。

(地方自治法の一部改正)

8 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(八)中「(昭和二十六年法律第二百六十七号)」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「を受理し、及び一般旅券等の交付」を「等の受理及び一般旅券の交付等」に改める。

△解説▽

旅券法改正案は、現行の旅券法が、激増する日本人の海外渡航の実状にあわなくなつたという名目で出されてきた。ここでも手続き

の簡素化という隠れみのを使いながら、日本人の中国、北朝鮮、北ベトナム等の未承認国への渡航をできる限り制限しようとするものである。

改正案の主な問題点は以下の通りである。

- 一、数次往復旅券を発給する際、承認国と未承認国との差別、制限を拡大している。(3条5項)
- 二、旅券に記載されていない国への渡航を禁止したいわゆる「横すべり規制」を明確にし(8条)、それに対する罰則を、罰金(23条2項)、返納命令、帰国命令(19条)、無効宣言(18条)、没収(25条)、次の旅券発給停止(13条)などで強化している。
- 三、外国に3カ月以上滞在する場合、その領事館に滞在届を出すことを義務づけている。(第16条)

2. 在日朝鮮人の法的地位

日韓法的地位協定を粉碎せよ

日帝のアジア侵略体制構築と「協定永住権」申請期限切れの意味

日韓をめぐる情勢と日帝の狙い

一九六五年、日韓条約締結の際に、その一部として、日帝と朴かいらい政権の間に結ばれた、いわゆる「在日韓国人の法的地位協定」は、来年一月十六日で発効。以来五年目をむかえ「協定」にもとづく「永住権申請」の期限をむかえる。この「法的地位協定」にもとづく「永住権申請」の期限を目前にして「永住権申請」を利用した、在日朝鮮人六十万に対する攻撃は激しさをまし、日韓闘争の敗北の重みはいよいよおもしく在日朝鮮人民のうえにのしかかっているのだ。今また在日朝鮮人民は民族の分断と、日帝による一層の迫害を強いられようとしている。在日朝鮮人民にとって、事実上の死をも意味する「強制送還」を背後にちらつかせて、在日朝鮮人民に今また加えられてきているこれらの弾圧は、日帝のアジア侵略体制構築の要をなすだけでなく、在日朝鮮人民一人ひとりの生活過程ににくい込む具体的、日常的な攻撃であるという把握なしに、われわれはこれらの問題を語ることを、どのような意味からも許されないのである。

日帝にとって、「アジア侵略の道」は六月安保決戦をひかえた五月のカンボジア侵略加担決定にみられたように体制的重みをかけた選択の余地のない硬直した政策であるのだ。そのための侵略体制構築の幾つかのメルクマールは(国家的ゲワルトの強権的発動と帝国主義軍隊化、公認反政府勢力の体制内化、革命的左翼の一挙的解体等々)すべて熱狂的民族排外主義イデオロギーの存在に依拠しておりそれなしの侵略への踏み出しは日帝にとって死を意味する。だからこそ在日アジア人民への抑圧Ⅱ反日(帝)闘争を呼び起す挑発は自覚的に、歴史上常にアジア侵略への先駆として行なわれてきた。そして植民地的外資導入政策による経済的破綻に触発された南朝鮮民衆のあの「食べていけない、替えてみよう!」の闘いが朴軍事ボナバルティズム政権の言語を絶する圧政をものり越えて爆発し、その激高が在日朝鮮人の反日(帝)闘争を点火し、日本階級闘争が内乱に向けて激成されていくという構図をその階級の本能で感知し

ている日帝ブルジョアジーは在日朝鮮人の反朴（反日）活動を、（それが歴史的に朝鮮本土の民衆の闘いと相互媒介的のものであるが故に）絶対に許すことはできないし、赤ん坊であろうともその存在自体がその「危険性」をもつものとして弾圧してくるのだ。

すなわち、日帝の対在日朝鮮人政策の基調は排外主義的治安弾圧ということにあるのだ。現在の法体系、すなわち外国人登録法・入管令・日韓法的地位協定（及びそれに伴う入管特別法）は、その法制的表現をなしている。そして、排外主義的治安弾圧が問題である以上、法文上の規定をこえて抑圧・迫害・弾圧の攻撃が加えられてきたのである。この攻撃の一段のエスカレーションとして今回の永住権申請期限切れ問題はあのである。

つまり日帝の「永住権」申請と入管法再上提にかけた狙いは、「永住権」取得をエサに「韓国籍」を強要し、日帝への屈服を迫ると共に後にみるように懲兵義務や「犯罪人」引渡し条約をとうして朴かいらい政権にいわば二重にニラミを利かせ、反朴運動をも根絶やしにしようとするものであり同時に「永住権」の非道な内実や日帝への屈服に生活実感から反発し拒否する者には新「入管法」で非申請が抑圧と迫害と死かの選択を恫喝的に迫まる——この時来年一月と今秋の入管法上提との時間表はびったりと符号するのである。

「永住権」獲得は何をもたらすか

そもそも在日朝鮮民衆が「永住権」などをことさら「申請」しおしいたことが必要なのか？いや断じて否である。在日朝鮮人六〇万のほとんどは日帝統治時代の被強制連行者とその家族ならびに日帝復活の礎をなした朝鮮戦争時の避難者であることを考える

懲兵令が在日韓国青年宅に舞込で実証されている。

(C) 「永住権」申請資格者の不当、不合理な選別。協定第一条の規定「①一九四五年八月一日以前から申請のときまで引き続いて居住している者、②右①の子、孫などで協定の効力発生の日から五年以内に日本で生まれた者、③右①②の子供でこの協定の効力発生の日から五年以後に日本で生まれた者」に基くもので所謂「戦後入国者」「一時帰国者」はこの規定からはずれ資格がない。①の起点日を一九五二年四月二十八日とするだけで戦中妻子だけで朝鮮に疎開していたり、日本兵として闘い米軍の捕虜となっていた人、たった数日戦後朝鮮に渡っていた人など二〇万人が有資格者になるという。

これは「永住権」者を増やしたい日帝・朴政権にとって矛盾するようだが、実は国外追放したい在日朝鮮人は有資格者でその家族の一人が無資格である時その家族を国外退去させることによって本人も退去させたり、「一時帰国」の有無について容しやない内偵調査によって日常的な抑圧、思想調査を行なうという目的にかなったもので矛盾はしないのである。

(D) 外国人登録法、入管令は全面的に適用される。

(E) 無権利状態の法的確認（就職時などの差別はそのままである。

(F) 民族的教育や民族文化・言語に対する抑圧。

以上「永住権」取得はそれ自体としても何等の恩典をもたらさずにもむしろ在日朝鮮人の権利剝奪を合法化する物でしかないのである。

在日朝鮮人の怒りと闘い

以上のような恐るべき日帝の意図と永住権の内実は在日朝鮮人の

ならボツダム・カイロ宣言をひくまでもなくブルジョア国際法的にも彼らは「保護」（否、歴史の清算だ）されるべき存在である。ところが、日韓条約締結と同時に多額の借款（実は資本輸出・経済的支配）との取りひきとして結ばれた「法的地位協定」による、韓国籍を条件とする「永住権」は、その裏にひそむ日帝の意図はもとより、純粹にその内容を検討しても驚くべき内実を持っているのである。

(A) 「永住権」取得強制送還の合法化であること。

本協定に附随する「合意議事録」によると「韓国」は送還者の受け取りを拒めず（シ）「永住権者」に関しては国際法上合法的に送還できることになっている。さらに協定第三条AとDの退去強制事由の項は功妙に陰蔽してあるものの実質的には入管令の規定よりはるかに過酷なものとなっている。一例としてB項「日本国において外交に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首外交使節またはその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ日本国外交上の重大な利益を害した者」という規定を挙げれば充分だろう。この恣意によってどのようにでも解釈できる抽象的表現は実際には「在日韓国領事私邸の扉に「日韓会谈反対！」のビラを貼り、「建造物損壊罪」で逮捕起訴され懲役一ヶ月（！）執行猶予付き（シ）の判決をうけ、韓国（死刑か重刑だけが待つ）へ強制送還される」という事態を意味するのである。

(B) 韓国国内法の適用と「犯罪人」引渡し条約による反朴活動の監視と禁止。「永住権」の取得の為には韓国籍をとらざるを得なかった人々に韓国の懲兵令や治安維持法を適用し拒否すれば「引き渡し条約」で送還する。これは実際に65年頃ひんびんと

憤激を買い「永住」を申請しない者に対する処遇が朝鮮民主主義人民共和国との何らの条約がないため本協定に付随する「法相談話」で「北朝鮮人は絶対に日本にいられると言われればたしかにそうなる」と言わざるを得なかった事と相まって、最近（七月二十二日）の日韓閣僚会議で崔外務部長官発言にみられるように「公式」発表でも今年六月末までの申請者二・三万（許可者一・六万！）という



数字に端的に在日朝鮮人の感情が露出している。これに慌てた日帝「朴かいらい政権」民団幹部は悪らつな申請強要策動を開始している。朝鮮人商工業者には「永住者でない」と銀行取引をしない、交通違反者には「事件処理を有利にするから」、服役中の者には「出所後の強制退去がいやなら申請せよ」、「万博見物に南朝鮮の家族を呼ぶには申請」等々。（朝鮮時報一月二四日号より）これに対して民団さん下の「韓国青年同盟」の人々をも含めてねばり強い申請拒否の運動が続いている。韓青同に関しては申請拒否しないまでも「在日同胞はいずれ日本に帰化する運命にある」と発言する本国の「政府高官」や「法的地位要求貫徹運動」を弾圧し「本協定は八〇％よく出来た。これを歓迎する」と言って私腹を肥やす民団幹部に鋭い不信を表わし末端から「民主的家族的要求運動」が盛り上っているのだ！（韓青新聞から）

在日朝鮮人の解放とは何か

帝国主義とスターリン主義によるヤルタリジュネーブ協定的世界分割支配体制による民族の分断、軍事基地国家の出現による米帝の世界戦略への民族丸ごとの包摂といった「民族の悲劇」は右に見てきたような露骨な攻撃に對する在日朝鮮人の戦線にも影を落している。それは前項「反共」団体居留民団さん下の韓字同、韓青同の闘いが朴政権や民団幹部の腐敗を鋭く指弾し、「朴三選阻止」まで掲げながら最終的に「本国政府は對在日同胞政策の基調を民権擁護におき、在日同胞問題をその本質において深く理解し、一方では外交折衝によって他方では在日同胞の民権運動そのものを保障、あるいは支援しなければならない」と「要求」し、「これを救い上げるのは民団で

なければならない」と叫ばねばならない苦悩にくっきりと浮きぼりにされているだろう。「在日朝鮮人の解放とは何か？」この解答こそは朝鮮南北統一革命に媒介された日帝打倒によって終結する反帝・反スターリン主義日本革命以外にありえないのだ。また第二項で見てきたように南朝鮮人民の決起→在日朝鮮人の闘い→日帝軍隊の出動→内乱→という日本革命の考えうべき構図からしてそのことは正しいであろう、にもかかわらず闘う在日朝鮮人が朝鮮総連と民団とを問わず革命的左翼であろうとなかろうと「日本人」と語り合う事さえしないという現実をわれわれ革命的共産主義運動に携さる者は徹底して自己批判的に総括し、冒頭にふれたように入管体制や欺瞞的地位協定粉砕の闘いが超具体的、生活過程的な課題であることを踏まえ革命的祖国敗北主義の立場に立ちきり在日朝鮮人が応えるか否かを問題にせずには在日朝鮮人防衛の闘いに起たねばならない。血と汗と涙で築かれない在日朝鮮人に対するプロレタリア国際主義などわれわれには存在しない。今秋入管闘争に起て。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

発効 昭和四一・一・一七

昭和四〇・一二・八 条約 二八号

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至っていることを考慮し、これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間及び両国民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に伴ない、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請のときまで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 1(b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後出生したものゝ永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たっては、この協議の基礎となつてい

(b) 日本国において国交に関する罪により禁こ以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁こ以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 営利の目的をもって麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁こに処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁こに処せられた者

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなった場合を除くほか、日本国からの退去を強されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁こ以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く）

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

(a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む）が日本

国で永住する意志を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の保障として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

（以下略）

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定について合意された議事録

大韓民国政府代表及び日本国政府代表は、本日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定に関し次の了解に達した。

第一条に関し、

1 同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民国の国籍を有していることを証明するため、

(i) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民国の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(ii) 大韓民国政府の権限のある当局は、日本国政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答するものとする。

2 同条1(b)の適用上「(a)に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引き続き日本国に居住していた大韓民国国民を含むものとする。

第三条に關し、

- 1 同条(b)の適用上「その公館」とは、所有者のいかんを問わず大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地（外交使館の住居であるこれらのものを含む）をいう。
- 2 日本国政府は、同条(c)又は(d)に該当する者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。
- 3 大韓民国政府は、同条の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた者について、日本国政府の要請に従い、その者の引取りについて協力する。
- 4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者に關しては、その者の永住が許可された場合には協定第三条(a)ないし(b)に該当する場合を除く

3 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者とするため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格を有している者を含む）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。このため、

(i) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に關しては、法令の範囲内で、その携帶品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たり得る限りの考慮を払うものとする。

(ii) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に關しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一万合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に應じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

ほか日本国からの退去を強制されないことにかんがみ、その者について退去強制手続きを開始した場合において、

(i) その者が永住許可の申請をしているときには、その許可が決定するまでの間、また、

(ii) その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をするかしないかを確認し、申請をしないときには、その許可が決定するまでの間、その者の強制送還を控える方針である。

第四条に關し、

1 日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が日本国の公の小学校又は中学校へ入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認める。

2 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する生活保護については当分の間従前どおりとする。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

E・S
T・W・L

在日韓国人の法的地位協定に關する討議の記録

在日韓国人の法的地位及び待遇に關する協定の締結のための交渉に際し、韓日双方よりそれぞれ次の発言がなされた。

日本側代表

(a) 日本国政府は、協定第一条1(a)の適用に當つては、兵役または徴用により日本国から離れた時から復員計画に従つて帰還するまでの間を日本国に引き続き居住していたものとして取り扱う方針である。

(b) 協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする者が提出又は提示する者には含まれることとする。

- (i) 永住許可申請書
- (ii) 写真
- (iii) 家族関係及び日本国における居住経歴に関する居住経歴に関する陳述書
- (iv) 外国人登録証明書
- (c) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の1でいう「必要と認める措置」とは、文部省が現行法令に従って行なう指導、助言及び勧告をいう。
- (d) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」には、厚生省令の改正が含まれる。もっとも、そのような措置を執るためには相当な準備期間が必要であるので、日本国政府は、協定の効力発生の日から一年を経過した日の属する会計年度の次の会計年度の初日からそれらの者が国民健康保険の被保険者となるようにするものとする。
- (e) 外国人の財産取得に関する政令に基づく告示において、同政令の適用除外国として韓国を指定しているが、日本国政府は、協定の効力発生に際してこれを削除する意図はない。
- (f) 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本

- 国で永住することを許可されている大韓民国国民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取り計らう方針である。
- 韓国側代表
- (a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の規定により日本国からの退去を強制されることとなった大韓民国国民の引取りについて、大韓民国政府は、日本国政府に協力する方針である。
- (b) 大韓民国政府は、協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限りすみやかに執られることを期待するものである。
- (c) 大韓民国政府は、日本国に居住する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じできる限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

M・Y
K・H・L

○法的地位協定締結にあたって行つた、石井法務大臣の声明

(昭和四十年六月二十二日付)

日韓協定の調印にあたり戦後入国者の取扱いに関し、次の通り声明する。

終戦以前から日本国に在留していた大韓民国国民であつても終戦後平和条約発効までの期間に一時韓国に帰国したところのあるものは「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する協定」第一条の対象とはならないが、これらの人々については現在まですでに相当長期にわたり本邦に生活の根拠を築いている事情をも考慮し、協定発効後はわが国におけるその在留を安定させるため好意的な取扱いをすることとし、本大臣において特別に在留を許可するとともに、さらに申請があつた場合にはその在留状況等を考慮して可能な限り入国管理法による永住を許可する方針をとることとした。

右に伴い、前段に該当しない大韓民国国民である戦後入国者についても平和条約発効日以前から本邦に在留していたことが確証される場合には情状によりこれに準ずる措置を講ずることとしたい。

○石井法務大臣談話

(昭和四十年六月二十二日付)

この協定が発効すれば、在日韓国人の待遇はよくなつてゆくだろうが、北朝鮮系の人たちの扱い方は今までと少しも変わらない。北朝鮮系の人たちには今までやつてきた通りに対処するつもりであり、少なくとも現状より悪くならないといえる。

外国人登録法

(昭和二七・四・二八)
法律一二五号

施行 昭和二七・四・二八

改正 昭和二七法二六八、昭和二八法二四、昭和二九法

七〇・法一六三、昭和三一法九六、昭和三三法三、

昭和三七法一三三

(目的)

第一条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第二条① この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島で法務省令で定めるものをいう。

② この法律において「外国人」とは、日本の国籍を有しないもののうち、出入国管理令(昭和二六年政令第三百十九号)の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸

の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。

③ 日本の国籍以外の二以上の国籍を有する者は、この法律の適用については、旅券(出入国管理令第二条第五号に定める旅券をいう。以下同じ。)を最近に発給した機関の属する国の国籍を有するものとみなす。

(新規登録)

第三条① 本邦に在留する外国人は、本邦に入ったとき、(出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したときを除く。)はその上陸の日から六十日以内に、本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により出入管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれの外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、

らない。

一、登録番号

二、登録の年月日

三、氏名

四、出生の年月日

五、男女の別

六、国籍

七、国籍の属する国における住所又は居住

八、出生地

九、職業

十、上陸した出入国港(出入国管理令に定める出入国港をいう。以下同じ。)

十一、旅行番号

十二、旅券発行の年月日

十三、上陸許可の年月日

十四、在留資格(出入国管理令に定める在留資格をいう。)

十五、在留期間(出入国管理令に定める在留期間をいう。)

十六、居住地の地番

十七、世帯主の氏名

十八、世帯主との続柄

その居住地の市町村(東京都の特別区の有する区域及び地方自治(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区。以下同じ。)の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。

一、外国人登録申請書一通

二、旅券

三、写真(提出の日前六箇月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽かつ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものである。以下同じ。)

② 前項の申請の場合において、十四才に満たない者については、写真を提出することを要しない。

③ 市町村の長は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、同項に定める期間を六十日を限り延長することができる。

④ 外国人は、第一項の申請した場合には、重ねて同項の申請をすることができない。

第四条① 市町村の長は、前条第一項の申請があったときは、当該申請に係る外国人について左の各号に掲げる事項を外国人登録原票(以下「登録原票」という。に)登録し、これを市町村の事務所に備えなければなら

十九、勤務所又は事務所の名称及び所在地
二十、市町村の長の職氏名

② 市町村の長は、前項の登録をし書場合には、その写票二葉を作成し、その一葉を都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

③ 都道府県知事は、送付を受けた当該登録原票の写票を分類整理しておかなければならない。

④ 市町村の長は、都道府県知事の承認を受けた場合を除く外、第一項の登録原票を当該市町村の事務所の外に移動してはならない。（登録証明書の交付）

第五条① 市町村の長は、前条第一項の登録した場合に、当該申請に係る外国人について同条同項各号に掲げる事項を記載した登録証明書を作成し、これを当該申請した者に交付しなければならない。

② 前項の場合において、第三条第一項の申請に関する調査その他事務上やむを得ない理由によりその場で登録証明書を交付することができないときは、市町村の長は、法務省令で定めるところにより、書面で期間を指定して、その期間内にこれを交付することができる。（登録証明書の引替交付）

第六条① 外国人は、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損した場合には、その居住地の市町村の長に對

の外国人の登録原票を新たな登録原票に書き換えることができる。

（登録証明書の再交付）

第七条① 外国人は、紛失、盗難又は滅失に因り登録証明書を失った場合には、その事実を知ったときから十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

一 登録証明書再交付申請書一通

二 写真三葉

三 前各号に掲げるものを除く外、市町村の長が特に必要と認める書類

② 前項の申請の場合において、十四日に満たない者については、写真を提出することを要しない。

③ 市町村の長は、第一項の申請があった場合には、当該登録証明書の紛失、盗難又は滅失があったと認められるときに限り、登録原票に基づき、登録証明書を再交付するものとする。

④ 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

⑤ 第三項の規定により登録証明書を再交付したときは、紛失又は盗難に係る登録証明書は、その効力を失う。

⑥ 外国人は、登録証明書を再交付を受けた場合におい

し、左の各号に掲げる書類及び写真にその登録証明書を添えて提出し、登録証明書の引替交付を申請することができる。

一 登録証明書引替交付申請書一通

二 写真三葉

② 前項の申請の場合において、十四日に満たない者については、写真を提出することを要しない。

③ 市町村の長は、第一項の申請があった場合において、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損しているとき、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付し、著しくき損し、又は汚損していないと認めるときは、提出された登録証明書を返還しなければならない。

④ 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

⑤ 市町村の長は、著しくき損し、又は汚損した登録証明書を携帯する外国人に對し、当該登録証明書を返納して第一項の申請をすべきことを命ずることができる。

⑥ 第三項の規定により新たに登録証明書を交付した市町村の長は、き損し、又は汚損した登録証明書を都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

⑦ 市町村の長は、第一項の申請があった場合には、そ

て、紛失又は盗難に因り失った登録証明書を回復するに至ったときは、すみやかにその居住地の市町村の長に對し、当該登録証明書を返納しなければならない。

⑦ 市町村の長は、前項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

⑧ 前条第七項の規定は、第一項の申請があった場合に準用する。

（居住地変更登録）

第八条① 外国人は、居住地を変更した場合（同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合を除く。）には、新居住地に移転した日から十四日以内に、新居住地の市町村の長に對し、居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

② 外国人は、同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合には、新居住地に移転した日から十四日以内に、その市町村の長に對し居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

③ 外国人は、第一項又は前項の申請をする場合には、その所持する登録証明書を提出しなければならない。この場合において、市町村の長は、当該登録証明書の居住地の記載を書き換えてこれを当該外国人に返還し

なければならない。

④ 市町村の長は、第一項の申請があったときは、旧居住地の市町村に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

⑤ 前項の規定による請求を受けた市町村の長は、請求した市町村の長に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票を送付しなければならない。

⑥ 市町村の長は、第二項の申請があったとき、又は前項の規定による登録原票の送付を受けたときは、当該外国人に係る登録原票に居住地変更の登録をしなければならない。

⑦ 市町村の長は、第一項又は第二項の申請の申請の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に定める期間を十四日に限り延長することができる。

（居住地の変更と登録証明書の交付）

第八条の二 第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の申請をした外国人が、その申請に伴って交付される登録証明書を受領する前に前条第一項の申請をしたときは、同条の規定によるほか、次の各号の定めるところによる。

一 登録証明書の交付は、新居住地の市町村の長を経

由して行う。

二 新居住地の市町村の長は、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、書面で、旧居住地の市町村の長が第五条第二項（第六条第四項、第七条第四項及び第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定した期間を変更することができる。

三 旧居住地の市町村の長は、前条第四項の規定による請求を受けたときは、新居住地の市町村の長に対し、すみやかに、当該外国人に交付すべき登録証明書を送付しなければならない。

（居住地以外の記載事項の約更登録）

第九条① 外国人は、登録原票の居住地以外の記載事項に変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

② 前条第三項及び第六項の規定は、前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項の申請の期間についてそれぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「居住地の記載」とあるのは「居住地以外の記載」と、同条第六項中「居住地変更の登録」とあるのは「居住

地以外の記載事項の変更の登録」と読み替えるものとする。

（市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録）
第十条① 市町村の長は、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更は、名称の変更により登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、登録原票に変更の登録をしなければならない。

② 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する外国人が、前項に規定する理由によりその記載が事実と合わなくなった登録証明書を提出したときは、その記載を書き換えなければならない。

（登録の訂正）

第十条の二① 第八条第一項及び第二項、第九条第一項並びに前条第一項に規定する場合を除くほか、市町村の長は、登録原票の記載は事実と合っていないことを知ったときは、その記載を訂正しなければならない。

② 市町村の長は、前項の規定を行ったときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を提出すべきことを命ずることができる。

③ 前項の規定による登録証明書を受けた市町村の長は、当該登録証明書の記載を訂正してこれを当該外国人に返還しなければならない。

（登録証明書の切替交付）

第十一条① 外国人は、第四条第一項の登録を受けた日から三年を経過する日前三十日以内に、その居住地の市町村の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認を申請しなければならない。確認を受けた日から三年を経過する日前三十日以内においても、同様とする。

一 登録事項を確認申請書一通

二 旅券

三 写真三葉

② 前項の申請の場合において、十四才に満たない者については、写真を提出することを要しない。

③ 市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。

④ 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

⑤ 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

⑥ 市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したときは、交付の日前当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項

の規定による登録証明書を交付することができない。

- ⑦ 第三項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

- ⑧ 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復するに至ったときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

- ⑨ 第六条第七項の規定は、第一項の申請があった場合に準用する。

- ⑩ 市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

(登録証明書の返納)

- 第十二条① 外国人は、本邦を出国する場合(出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国する場合を除く。)には、その者が出国する出入国港において入国審査官(出入国管理令に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。

- ② 外国人は、外国人でなくなった場合には、その事由が生じた日から十四日以内に、居住地の市町村の長に

の長に対し、登録証明書の返還を申請しなければならない。

- ④ 市町村の長は、前項の申請があったときは、第二項の規定により送付を受けた登録証明書を当該外国人に返還しなければならない。

- ⑤ 第二項の規定による登録証明書の送付を受けた市町村の長は、法務大臣から当該外国人に係る再入国の許可がその効力を失った旨の通知を受けたときは、当該登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

(登録証明書の受領、携帯及び呈示)

- 第十三条① 外国人は、市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならない。ただし、十四才に満たない外国人は、登録証明書を携帯していることを要しない。

- ② 外国人は、入国審査官、入国警備官(出入国管理令に定める入国警備官をいう。)、警察官、海上保安官、鉄道公安職員その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当り登録証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しなければならない。

- ③ 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の呈示を求める場合には、その身分を

登録証明書を返納しなければならない。

- ③ 外国人が死亡した場合には、第十五条第二項各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、その死亡の日から十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならない。但し、当該外国人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

- ④ 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

- (再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書)
第十二条②① 外国人は、出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国する場合には、その者が出国する出入国港において入国審査官に登録証明書を提出しなければならない。

- ② 入国審査官は、前項の規定による登録証明書の提出を受けたときは、当該外国人の出国前の居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該登録証明書を送付しなければならない。

- ③ 第一項の外国人は、本邦に再入国したときは、再入国した日から十四日以内に、出国前の居住地の市町村

示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(指紋の押なつ)

- 第十四条① 十四才以上の外国人は、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の申請をする場合には、登録原票、登録証明尺及び指紋原紙二葉に、指紋を押さなければならない。第十五条第二項の規定により、代理人が代ってその申請をする場合における本人についても、同様とする。

- ② 前項の規定は、出入国管理令の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人には、適用しない。ただし、その者が、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができることとなつた後は、この限りでない。

- ③ 前項本文の外国人は、同項ただし書に規定する在留期間の更新または在留資格の変更に係る第九条第一項の申請をする場合には、登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に、指紋を押さなければならない。第十五条第二項の規定により、代理人が代ってその申請をする場合における本人についても、同様とする。

- ④ 前項の規定は、第三条第一項の申請をした日(第六

条第一項又は第七条第一項の申請をしたことがある者であるときは、その申請をした日において十四才未満であつた外国人には適用しない。

⑤ 第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領と同時に押すものとし、その受領が第二項の規定により代理人によつてなされたときは、同条同項に規定する疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

⑥ 指紋の押なつた方法、前項に規定する時期に押すことができないか又は相当でない場合における指紋の押なつた時期その他第一項又は第三項の規定による指紋について必要な事項は、政令で定める。

（本人の出頭義務と代理人による申請等）

第十五条① この法律に定める申請、登録証明書の受領、提出（第十二条の二第一項の規定によるものを除く。

）若しくは返納（第十一条第五項の規定によるものに限る。）又は指紋の押なつたは、自ら当該市町村の事務所に出頭して行なわなければならない。

② 外国人が十四才に満たない場合又は疾病その他身体の故障に因り自ら申請若しくは登録証明書の受領、提

出若しくは返納をすることができない場合には、前項に規定する申請又は登録証明書の受領、提出もしくは返納は、当該外国人と同居する左の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、当該外国人に代つてしなければならない。外国人又は外国人であつた者が十四才に満たない場合においては、第十二条の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七条第六項、第十一条第八項若しくは第十二条第一項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納についても、同様とする。

一 配偶者

二 子（十四才に満たない者を除く。）

三 父又は母

四 前各号に掲げる者以外の親族

五 その他の同居者

（事実の調査）

第十五条の二① 市町村の長は、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十二条の二第三項の申請があつた場合において、申請の内容について事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、外国人登録の正確な実施を図るため、その職員に事実の調査をさせることができる。この場合において、必要があるときは、当該申請

をした外国人に出頭を求めることができる。

② 前項の調査のため必要があるときは、市町村の職員は、当該申請をした外国人その他の関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

③ 市町村の職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該申請をした外国人その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（変更登録の報告）

第十六条① 市町村の長は、第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項の規定により変更登録をした場合には、都道府県知事及び都道府県知事を経由して法務大臣にその旨を報告しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた場合には、登録原票の写票の記載事項の書換をしなければならない。

（実施規定）

第十七条 この法律に政令で委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

（罰則）

第十八条① 左の各号の一に該当する者は、一年以下の

役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定に違反してこれらの規定による申請をしな

いでこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

二 第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者

三 第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定による申請（第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。）を妨げた者

四 第三条第四項の規定に違反した者

五 第六条第五項若しくは第十条の二第二項の規定による命令に従わず、又はこれらの規定による命令による申請若しくは登録証明書の提出（第十五条第二項の規定による場合の申請若しくは提出を含む。）を妨げた者

六 第七条第六項、第十一条第五項若しくは第八項、

第十二条第一項若しくは第二項又は第十二条の二第一項の規定に違反した者

六の二 第七条第六項、第十一条第五項若しくは第八項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十二条の二第一項の規定による登録証明書の返納又は提出（第十五条第二項の規定による場合の返納又は提出を含む。）を妨げた者

七 第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書を受領せず、これを携帯せず若しくはその掲示を拒み、又は市町村の長が交付し若しくは返還する登録証明書の受領（第十五条第二項の規定による場合の受領を含む。）を妨げた者

八 第十四条の規定に違反して指紋の押なつをせず、又はこれを妨げた者

九 他人名義の登録証明書を行使した者

十 行使の目的をもって、登録証明書を譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸与を受けた者

② 前項の罪を犯した者には、懲役又は禁じ及び罰金を併科することができる。

第十九条 第十五条第二項に規定する場合において、同項各号に掲げる者が、第三条第一項、第七条第一項、

いては、なお、従前の例による。

④ この法律施行前にした行為に対する旧外国人登録令第十四条から第十六条までの適用については、なお、従前の例による。

⑤ 旧外国人登録例の規定による外国人登録証明書及び外国人登録簿は、それぞれこの法律の規定による外国人登録証明書及び外国人登録原票とみなす。この場合において、旧外国人登録令の規定による登録証明書の有効期間は、この法律の日から六月とす。

⑥ 旧外国人登録令第十一条第一項に規定する者で同令の規定による登録証明書を所有する者は、第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の規定に基づいて登録証明書の交付を受けた外国人とみなす。

⑦ 旧外国人登録令の規定による登録の申請でこの法律施行の際当該申請に対する処分がされていないものは、この法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。

⑧ 旧外国人登録令の規定による登録証明書を有する外国人は第五項後段に規定する当該登録証明書の有効期間の満了前三十日以内に、第十一条第二項の規定により、新たに登録証明書の交付を申請しなければなら

附 則（昭和三一・五・七法九六）

第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項若しくは第十二条の二第三項の規定に違反して、これらの規定による申請をせず、第六条第五項若しくは第十条の二第二項の規定による命令に従わず、第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を受領せず、又は第七條第六項、第十一条第五項若しくは第八項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十二条の二第一項の規定に違反して登録証明書の返納若しくは提出をしなかったときは、五千円以下の過料に処する。第十二条第三項本文の規定に違反して登録証明書の返納をしなかった者も、同様とする。

（過料の裁判の管轄）

第二〇条 過料の裁判は、簡易裁判所が行う。

附 則（抄）

① この法律は日本国との平和条約の最初の効力発生の日（昭和二七・四・二八）から施行する。但し、第十四条及び第十八条第一項第八号の規定は、この法律施行の日から三年以内において政令で定める日（昭和三〇・四・二七 昭和三〇政二五）から施行する。

② 外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）は廃止する。

③ この法律施行前にした行為に対する罰則の適用につ

① この法律は公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日（昭和三一・八・一 昭和三一政一六一）から施行する。

② この法律の施行の際現に外国人登録原票が作成されている外国人に対するこの法律による改正後の外国人登録法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定の適用に関しては、当該外国人がこの法律による改正前の外国人登録法（以下「旧法」という。）第三条第一項の申請をした日（当該外国人が旧法第十一条第二項の申請をしたことがある者であるときは、最後にその申請をした日）をもって、新法第四条第一項の登録を受けた日（当該外国人が旧法第十一条第二項の申請をしたことがある者であるときは、確認を受けた日とし、新法第十一条第一項中「三年」とあるのは「二年」とする。ただし、当該外国人がこの法律の施行後最初に新法第十一条第一項の申請をした後は、この限りでない。

③ この法律の施行前に出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて本邦に入つたときは、この法律の施行後最初に本邦に入つたときは、この法律の最初に本邦に入つたときに限り、再入国の許可によ

い、で本邦に入つたものとみなす。

法律一二六号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（出入国管理令の一部改正）

第一条 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二号を次のように改める。

二 外国人 日本国籍を有しない者をいう。

第四章第一節中第二十二條の次に次の一條を加える。

（在留資格の取得）

第二十二條の二 日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由に因り第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九條第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本国籍を離脱した日又は出生その他該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本国籍を離脱した日又は出生その他該事由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

第二十四條第一項第四号へ中「外国人登録令」を「外国人登録に関する法令」に改める。

第二十四條第一項に次の一号を加える。

七 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者。

第七十條に次の一号を加える。

八 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

附則第一項但書を削る。

附則第三項から附則第十八項までを削り、附則第十九項を附則第三項とし、以下順次十六項ずつ繰り上げる。

（出入国管理令の一部改正に伴う経過規定）

第二条 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一に該当するものが引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月とする。

一 連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者

二 昭和二十年九月二日以前から引続き外国人として本邦に在留する者

3 第二十條第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く。）の手續に準用する。この場合において、第二十條第三項中「在留資格への変更」とあり、又は同條第五項中「在留資格の変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第六項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と、同條第七項中「書換」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

4 前條の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、前條第一項中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受け、且つ、当該旅券に永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項中「外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）による登録証明書」を「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による外国人登録証明書」に改める。

三 日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による外国人登録証明書を所持する者

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものの入国管理庁長官に対する在留資格の取得の申請の期間は、出入国管理令第二十二條の二第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月以内とする。

3 この法律施行の際現に連合国最高司令官から入国の許可を受けている外国人でまだ本邦に上陸していないものが所持する連合国最高司令官から入国の許可があったことを示す文書は、当該許可を受けた日から六月を限り、出入国管理令の適用については、同條第六條第一項に規定する日本領事官等の査証とみなす。

4 この法律施行の際現に連合国最高司令官から再入国の許可を受けている外国人の所持する旅券にされている再入国許可の証印は、当該証印に明記された有効期間中は、出入国管理令の適用については、同令第二十六條第二項に規定する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合国最高司令官の再入国許可を受けて本邦から出国しようとする外国人又は当該許可を受けて現に出国している外国人については、出入国管理令第九條第三項但書の規定にかかわらず、再入国に際し上陸許可の証印をするときに当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

6 日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九

月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ。

（入国管理庁設置令の一部改正）

第三條 入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

入国管理庁は、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とする。

第四條第十五号、第十六号及び第十八号中「出入国管理令（外国人登録令第十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「出入国管理令」に改め、同條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第七條第四号中「外国人登録令及び臨時措置令」を削り、同條第七号中「外国人登録令」を「外国人登録法」に改める。

第八條第八号中（七）を削る。

第十六條第二項の表中

仙台出張所	仙台市	北海道	宮城
県	福島県	岩手県	青森県
	山形県	秋田県	

札幌出張所

札幌市

北海道

仙台出張所

仙台市

宮城県

福島県

岩手県

青森県

山形県

秋田県

に改める。

（将来存続すべき命令）

第四條 第一條及び前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

（命令の廃止）

第五條 左の命令は、廃止する。

一 朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令（昭和二十一年厚生省令、内務省令、司法省令第一号）

二 北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を次のように改める。

二十 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による外国人の登録に関する事務を行うこと。

外務大臣	吉田茂
内閣総理大臣	吉田茂

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年十二月十七日公布。法律第四百四十六号）

（協定に基づく永住）

第一條 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第一條1及び2に規定する大韓民国国民は、法務大臣の許可を受けて本邦（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める本邦をいう。）で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が協定第一條1から3までに定める期間内に前項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

（申請）

第二條 前條の許可の申請は、居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては区。以下同じ。）の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真を提出して行なわなければならない。ただし、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

2 十四歳に満たない者についての前條の許可の申請は、親権を行なう者又は後見人が代わってしなければならない。

3 第一項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

4 市町村の長は、第一項の書類及び写真の提出があったときは、前條の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査したうえ、これらの書類（法務省令で定める書類を除く。）及び写真を、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

（調査）

第三條 法務大臣は、第一條の許可を受けようとする者が同條第一項に規定する者に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があると

きは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載)

第四条 法務大臣は、第一条の許可をしたときは、永住許可書を、都道府県知事及び市長村の長を経由して、交付するものとする。

2 都道府県知事又は市長村の長は、第一条の許可を受けた者については、その者に係る外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に定める外国人登録原票の写票又は同法に定める外国人登録原票及び登録証明書に同条の許可があったことを記載するものとする。

(許可の失効)

第五条 第一条の許可を受けている者が大韓民国の国籍を失ったときは、その許可は、効力を失う。

(退去強制)

第六条 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により次の各号の一に該当することとなった場合に限ることができる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したものの

四 営利の目的をもって、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)又は刑法第十四章に規定する罪を犯し、無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

五 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法第十四章に規定する罪により三回(この法律の施行日前の行為によりこれらの罪により三回以上刑に処せられた者については、二回)以上刑に処せられた者

六 無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

3 第一条の許可を受けている者に関しては、出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第六条第一項各号」とする。

十年法律第四百四十六号。以下「法」という。
第二条第一項の書類及び写真、次のとおりとする。

一 永住許可申請書二通

二 旅券(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に定める旅券をいう。以下同じ)若しくは国籍を証する文書、又は大韓民国の国籍を有している旨の陳述書
三 写真(提出の日前六か月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、かつ、正面上半身のもので裏面に氏名出生の年月日を記入したものとす)二葉
四 家族関係、及び居住経歴に関する陳述書二通。
五 登録証明書(外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に定める登録証明書をいう。以下同じ)

2 前項第一号の永住許可申請書の様式は別記第一号様式に同項第二号の大韓民国の国籍を有している旨の陳述書の様式は別記第二号様式に、同項第四号の家族関係及び居住経歴に関する陳述書の様式は別記第三号様式による。

第二条 市町村(法第二条第一項に規定する市町村をいう。以下同じ)の長は、法第二条第二項に規定する場合において、必要があると認めるときは、親権を行なう者、又は後見人であることを証する書面の提出を求めることができる。

(出入国管理令の適用)

第七条 第一条の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令による。

(省令への委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一、虚偽の申請をして第一条の許可を受け又は受けさせた者
二、威力を用いて第一条の許可の申請を妨げた者

附 則

この法律は、協定発生の日から施行する。

日本国に居住する大韓 国国民の法的地位及び待遇 に関する大韓民国と日本国 との間の協定実施に伴う出 入国管理特別法施行規則

(昭和四十年十二月十七日公布
法務省令第三十六号)

第一条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四

第三条 1 法第二条第三項の場合には、申請しようとする者の配偶者又は同居の親族、その他の親族又は同居者を、この順位により、代理人とすることができ。

2 市町村の長は、前項の代理人に対して、次の各号に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 法第一条第二項の申請をしようとする者が出頭することができないことを証する書面
- 二 代理人であることを証する書面

第四条 法第二条第四項に規定する法務省令で定める書類は旅券又は国籍を証する文書及び登録証明書とする。

第五条 法第四条第一項に規定する永住許可書の様式は、別記第四号様式による。

第六条 1 都道府県知事は、法務大臣から永住許可書の送付を受けたときは、その者に係る外国人登録原票の写票（外国人登録法に定める外国人登録原票の写票をいう。以下同じ）に法第一条の許可があつたことを記載し、当該永住許可書を市町村の長に送付しなければならない。

2 市町村の長は、都道府県知事から永住許可書の送付を受けたときは、その者に係る外国人登録原票（外国人登録法に定める外国人登録原票をいう。以下同じ）に法第一条の許可があつたことを記載しなければならない。

3 市町村の長は、永住許可書を交付する場合に、当該許可を受けた者の登録証明書にその旨を記載するものとする。

4 市町村の長は、法第一条の許可を受けている者に対し、外国人登録法の規定により登録証明書を交付する場合には当該登録証明書にその者が同条の許可を受けていることを記載しなければならない。

第七条 1 市町村の長は、法第五条の規定により法第一条の許可がその効力を失ったときは、その旨を、当該許可を受けた者に係る外国人登録原票及びその者の登録証明書に記載し、都道府県知事を経由して法務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、外国人登録原票の写票に当該許可の効力が失われたことを記載しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

ブルジョアジーによる解説

池上努（元 日韓会談法的地位問題日本側委員）

「法的地位協定200の質問」より（傍点は編集者がつけたもの）

第一問 在日韓国人の法的地位とは何のことか。

外国人の「法的地位」という言葉が意味することは色々あるのであるが、本書で説明しようとしているのは、在日の韓国人が日本における在留、出入国について日本の国内法令上どのような認め方をされ、また、その在留に当って、どのような待遇を受けることが国内法令で決められるか、という問題についてである。

第四問 では、在日韓国人の永住権というのは権利ではないのか。

だから、厳密に言えば権利といえないかも知れない。日韓間の協定においても「一定の要件に当てはまる韓国人に對し、日本政府がその日本永住を許可することと決められているわけである。しかし、日本政府が一定の要件に当てはまっている韓国人に對して、必ず永住を許可するということを韓国政府との間で、協定により約束した以上は、そのような要件に当てはまる韓国人には永住を許可する義務があり、従ってそのような要件に当てはまる韓国人には、日本政府から永住を許可して貰う権利があるということが出来る。その意味では「永住権」といってよい。本書でも、以後は「永住権」という言葉を使うこととする。

第七問 日韓両国間で決めた特別な永住権を与えられるための要件は何か。

わかりいように述べてみると次のようになる。

- 1、一九四五年八月以前から永住許可の申請をする時まで引き続き日本に在留している大韓民国の国民
- 2、右の者の直系卑属（即ち、子や孫等）たる大韓民国国民で、一九四五年八月一六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本で生れ、かつ、永住許可の申請をする時まで引き続き日本に在留している者
- 3、右1及び2の者の中、本協定による永住権を貰った者の大韓民国国民たる子（直系卑属でないから、子一代だけである）で、本協定の効力発生の日から五年経過後に日本で生れ、六〇日以内に永住許可の申請をした者。

第三問 いままで説明のあつた範囲外の子孫は一体どうなるのか。それらの者の日本在留については何の保証もないのか。

協定の第二条に「第一、第二、第三の種類に当てはまって永住権を得た者の直系卑属の日本における居住については、大韓民国政府

の要請があれば、日本政府は本協定の効力発生後二十五年を過ぎるまでの間は、これに應じて協議する」「その協議に当っては、本協定の基礎になっている精神及び目的が尊重される」と定められており、結局二十五年が過ぎるまでの間に何らかの形で再協議がなされると思われる。もっとも、それまでの間に問題の大部分は事実上解決されているのではないかと思われる。

それはそれとして、再協議するまで又は再協議が成立しない場合でも、日本に強固な永住権を持った者の子や孫と一緒に住んでおり、日本の社会に知られないような韓国人に対し、これを無下に韓国に強制送還することは考えられず、本協定によるような極めて特殊な永住権は与えられないとしても、その在留を日本政府が何らかの形で認めるであろうことは十分明らかである。

第二七問 大韓民国の国民であるという要件は必要なのか。

必要である。第一に、今回の協定は韓国政府が日本政府との間で結んだものである。従って、この協定に定める特別な法的地位や待遇を与えられるのは大韓民国の国民に限られるわけである。第二に、その反論として、韓国政府は朝鮮半島における唯一の合法政府であって、在日の韓民族はすべて大韓民国の国民であるといふことがいわれるかも知れないが、日本政府としては誰が大韓民国の国民であるか、個人個人については全く分らないのであるから、この点を要件として協定に明らかにしておく必要がある。

第三四問 日韓両国政府が合意して決めたというのだが、手

つて、全く自由にその在留、待遇を決めることができるということになる。

具体的にどんな特別の利益が保証されているかは、この先でそれぞれ頃を分けて説明しよう。協定に従って永住権を取れば一定の利益のある待遇が保証されているのに反して、それ以外の者には何らの保証もないという明らかな差がある。

第四六問 日韓間の協定で決められた永住権を得た韓国人にのみ適用される強制退去の理由というのはどうなっているか。

協定の第三条にそれが掲げられている。すなわち次の通りとなっている。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなった場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪、又は外患に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者

及び内乱に付和随行したことにより刑に処せられた者を除く）日本国において外交に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯行行為により禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 官利の目的をもって、麻薬類の取締りに関する日本国法令に

目先のことで考えてはいけぬ。現在昭和二十七年法律第二十六号によって在留を認められているのを、永住を許されていると考えるのも間違っている。

次に随分手数がかかる割合には、与えられた永住権には大した利益はないように思うがその点どうか。

前に述べたように、外国人の入国・在留をどのように規律するかについて、一国は完全に自由裁量で決める権限を有しているのである。日本政府が昭和二十七年法律第二十六号に該当する人たちの在留を在留資格なしに認めているのは、本来その人たちの在留資格や法的地位を自由に決めることができるにもかかわらず、日韓間の会談によって合意ができた線に合うように決めることにしているからである。だから、法律第一二六号は明らかに「当分の間」と断っているのである。たまたま日韓会談で「永住権を与える」ことを前提にして話し合っており、それが法律第一二六号に当てはまる人たちとそれらの人たちの子や孫に関する問題として取り上げられているので、法律第二十六号に当てはまれば永住権ある者と思っている人が多いようであるが、そのような人たちは「永住権を貰える資格を持っている」というだけで、永住権者ではない。従って、この手続により永住権を与えられた者は、日本への永住をはじめて権利のような形で認められ、その上、日韓両国政府間で決めた色々の特別に有利な待遇が与えられることになる。日本政府としては、国際間の約束として与えなければならぬ立場にある。しかし、この手続をして永住権を取ろうとしない者に対しては、日本政府は国際的原則に反

違反して無期または禁固に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期または七年をこえる刑役または禁固に処せられた者

第四七問 永住権者でも退去を強制されるのか。

外国人である以上は致し方ない。どんなことをしても国外に追放することができないのは自分の国の国民だけである。外国人は自分の住んでいる国では、その国の社会秩序等を乱したり、その国に迷惑をかけたりのように心掛けることが当然である。外国人にはその国に住む「権利」というようなものはない。従って、日本の出入国管理令でも、永住を認めながら永住者にも他の在留者、一時滞在者に適用されるのと全く同じ退去強制事由が適用されることになっている。これは国際的に見ても当然のこととされている。それに比べると、日韓間の協定で決められた永住権者には今述べたような余程ひどい場合でない限り退去を強制しないのであるからこれは非常に有利な永住であるといふことができる。日本政府としてはむしろ、このような生ぬるいことでどうするか、外国人である以上は悪いことをすれば、どしどし国外追放すべきである、という非難を受けることを心配している。

第四八問 しかし、第二次大戦の終戦前から日本にいる朝鮮

人については一切退去強制が行なわれていないではないか。

そう言うわけではない。一九五〇年一月から一九五二年三月までの間に七回にわたって釜山向け強制送還が実施され、三、六三三人が送られているが、この中外国人登録令違反等終戦後の不法入国者でない者が四四五人いたのである。ところが、日本の平和条約が効力を生じた一九五二年四月二八日以降は、韓国政府が「終戦前から引き続き在日している韓国人については、日韓会談（当時既に始められていた）でその法的地位を話し合っている最中であり、そのような話し合いの途中で日本政府がその人たちを一方的に送還してきても、受け取るわけには行かない」と主張し、日本政府もこれに同意した結果、この時から後は事実上送還しないで行っているのである（一九五七年末改めてこの措置を会談妥結まで続けることを約束している。）これはあくまで事実上の措置にすぎない。従って、退去強制の理由に該当する場合は、一応その手続を進めた上で、仮放免で長い間放っておくよりは在留資格を与え在留期間でチェックできるようにした方がよいとの考えの下に、罪状により在留期間が半年や一年の特別在留許可を与えているのである。

第七三問 退去の理由に当てはまりながら人道の見地からの考慮により救われるというが、その助け方はどうなるのか。永住権はなくなるのか。

現在出入国管理令の退去強制事由に該当した外国人を救済して、その在留を認めるものに対しては、法務大臣が「在留の特別許可」

国際原則から見てもその方が正しいのである。

第二二六問 戦後入国者の問題が本協定の議題になり得ない理由について、もう少し詳しく説明してほしい。

最初にも述べたように、この協定で韓国人に対し他の外国人と比較にならないような特別の待遇を与えることに關し、いろいろの点を決めたのは、第二次大戦が終るまでの間（一九四五年八月十五日以前）に現在の日本の領域に渡って来て、苦勞のすえ、その生活の基盤を築き上げた人たちが、平和条約の発効により自分の意思によらないで一夜にして外国人にされてしまった、という極めて特殊な立場に着眼したからである。従って、終戦のとき以前にすでにその定着性を築いて今日まで引き続いて在留する人たちでなければならぬ。一たん本国に引き揚げた人は入らないのである。一九四七年五月二日施行された外国人登録令によると、朝鮮人はこの登録令の適用上は外国人とみなされ、かつ、同令により連合国最高司令官の承認なく日本に入国した外国人はすべて不法入国者として違法な在留状態にあるものとされるし、一九五二年四月二八日の現行出入国管理令完全施行後は、旅券を持たずに入国した者、許可なしに上陸した者は、何れも違法な在留状態にあるものとされているのであるが、これら戦後入国者の殆んどすべてはこの種いわゆる不法入国者である。この種外国人の取扱いは完全に一国の自由裁量に属することと純粋の国内事項と言える上、従来から韓国政府は何等の異論もなくその引き取りに應じていたものであるから、日本政府としてはこのさい協定のようなもので手をしばれることに堪えられなかつたわけである。そのため遂に論議の対象とはならずじまいで終った。

をすることになっている。従って、今度の場合も法務大臣の特別在留許可によって助けることになると思うが、この場合、原則としては永住権を失わせて普通一般の在留資格（普通の永住を含む）に当てはめることにするのが、法理論としては一番正しいと思われる。しかし、一国（法務大臣）は外国人の出入国・在留についてオールマイティを持つのであるから、このように協定の線から外れた韓国人をどう助けて在留させるかということについても自由に決める権限を持ち、もとの永住権を与えることも、一般の在留資格（普通の永住を含む）にすることもできる。

第二二五問 法的地位関係の協定の説明は全部終わったのか。例えば、戦後入国者の問題とか、離散家族再会の問題などが論議されているというような報道があったではないか。

そのような問題が会談の討議事項や議題になったり、論議されたりしたことはない。ただ、韓国側代表からそのようなことを議題にすることについて話しかけがあったことは事実である。

しかし、この協定の前文にも、本協定は「多年の間日本国に居住している」大韓民国国民が日本の社会との間に「特別な関係を有するに至っている」ことを理由として、「これらの大韓民国国民が」日本の社会秩序の中で「安定した生活を営むことができるようになる」こと、及びその結果、日韓両国間と両国民間の友好関係が増進されることを目的として結ばれるものであることを明らかにしている通り、戦後入国者の問題や離散家族の問題は協定には関係ないものであるため、結局議題とされるには至らなかったものである。

第二二七問 しかし、発表されたところによると、協定調印の日、石井法務大臣がこの問題について声明を出しているではないか。

その通り。戦後入国者に関する法務大臣声明が出されている。その内容を要約すると、

1、終戦前から現在までの間に、一度帰国してはいるが平和条約発効の一九五二年四月二八日までに再び日本に入国して引き続き在留している者、

右の者に対しては、

イ、原則として、まだ潜在している（その在留が合法化していない）場合でも在留特別許可を与え、また、

ロ、本人が出入国管理令に定められている普通の永住という在留資格を申請した場合、その在留状況が良好であれば可能な限りはそれが許可される。

2、終戦前の在留は無いものでも、はっきりした証拠等により平和条約の発効前に入国して引き続き在留していることが認められる者については、情状に応じてイ、の者に準じた許可が与えられる。

ということである。

第二四〇問 先程から「救済」というような意味の言葉が何度か出てくるが、それはいわゆる在留特別許可をすることか。それなら在留特別許可について説明してほしい。

のに本人、政府ともに利便を感じているところである。

第一八二問 外国人登録の国籍欄を「朝鮮」から「韓国」に書換えるのは認めて、その逆の「韓国」から「朝鮮」へは認めないのは、韓国国籍を強要することであり、国籍選択の自由を侵すことになるのではないか。

外国人に特定の国の国籍を強要する等ということが法理論を無視した全くナンセンスの言い方であることは、すでに説明したことで十分明らかと思う。

国籍欄の変更問題も単に技術的な問題に過ぎない。一九四七年はじめてこの制度ができたときは、すべて「朝鮮」と記載させていたのであるが、一九五〇年韓国駐日代表部の希望により連合国最高司令官がこの欄に「韓国」という言葉を用いるようにとの覚書を発し、当時の日本政府がこれに応じた措置として、韓国の国籍を証明する文書を提出して変更登録を申請してきた場合は書換えることにした。韓国政府は日本の承認した国の政府であるから、その発行した国籍を証明する文書は認めるほかにいわけである。ところが、韓国から朝鮮へという場合に「韓国国籍の喪失」を何で証明するか問題がある上、日本政府は北朝鮮の政府が発行した文書を有効な文書と認めるわけにいかないで、「変更を証明する文書」がないわけである。しかし、この場合も絶対に受けつけないとは言っておらず、特殊な事情がある場合は受理しているはずである。

第一九五問 永住権を得た者の強制退去はどうなっているか。

これも前に協定の説明で述べた通りで、それをただ日本国内法に当てはめただけである。そのため、協定で四項目になっていたのが、六項目になっているが、例えば、退去強制の事由の中、(一) 刑法第二編第二章又は第三章に規定する罪により……というのは協定第三条の(a)項に、(二) 同法第二編第四章に規定する罪というのと、(三) 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為……という二つは協定第三条の(b)項に、(四) 営利の目的をもって麻薬取締法……というのと、(五) 麻薬取締法等に規定する罪により三回以上……という二つは協定第三条の(c)項に、それぞれ該当するのであって、不審な点は全くない。

退去強制の手続そのものは、出入国管理令がそのまま適用される。しかし、その数が極めて少なくなるであろうし、日韓間の交通の便も格段によくなるであろうから、今のよう到大村の収容所に長い間泊められて集団になって送還されるというようなことはなくなるのではないかと思われる。

3. 民族教育の弾圧

外国人学校法案

第一条(目的) この法律は、外国人学校の制度を設けることにより、わが国に居住する外国人に対する組織的な教育活動が国際的な友好関係の増進に寄与するとともに、その自主的な教育がわが国の利益と調和を保ちつつ発展することができるようにすることを目的とする。

第二条(外国人学校) もっぱら外国人(日本の国籍を有しない者をいう)を対象として次の各号に該当する組織的教育を行う施設は外国人学校とする。

- 一、修業年限が一年以上であること。
- 二、授業時数が政令で定める授業時数であること。
- 三、教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第三条(外国人学校の教育) 外国人学校においては、広く国際的な友好関係の増進に寄与することを旨として、その自主的な教育が行われるものとする。

(2) 外国人学校においては、わが国と外国との間における理解および友好関係を著しく阻害し、またはわが国の憲法上の機関が決定した施策をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行なってはならない。

第四条(設置者) 外国人学校は次の各号に該当する者でなければ設置できない。

- 一、外国人学校を運営するために必要な経済的基礎を

有すること。

二、経営者が外国人学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

三、経営者が社会的信望を有すること。

第五条（校長及び教員） 外国人学校には、校長および教員を置かなければならない。

2 学校教育法第九条の規定は、前項の校長および教員について準用する。

第六条（設置等の認可） 外国人学校の設置、廃止、設置者の変更および目的の変更は、政令で定めるところにより、文部大臣の認可を受けなければならない。

2 文部大臣は外国人学校の設置の認可の申請があったときは、申請の内容が第二条から前条までの基準に適合するかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならない。

3 前項の規定は、外国人学校の設置者の変更および目的の変更の認可について準用する。

4 文部大臣は、第一項の認可をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、申請者に対して、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 文部大臣は、第一項の認可をしない処分するとき、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知し

なければならない。

第七条（届出） 外国人学校の設置者は、その設置する外国人学校の名称、位置または学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、政令で定めるところにより、文部大臣に届け出なければならない。

第八条（是正命令） 文部大臣は、外国人学校についての法律またはこの法律に基づく命令の違反があったときは、当該外国人学校の設置者に対して、違反の是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第九条（閉鎖命令） 文部大臣は、外国人学校の設置者が前条の規定に基づく命令に違反した場合その他外国人学校について重大な法令の違反があった場合において、第一条に定める目的の達成を著しく阻害するためやむを得ない必要があると認められるときは、その設置者に対して、当該外国人学校の閉鎖を命ずることができる。

2 文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該外国人学校の設置者に対して弁明および有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

3 文部大臣は、第一項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって当該外国人学校の設置者

にその旨を通知しなければならない。

第十條（報告及び検査） 文部大臣は、第一条に定める目的を達成するために必要があるときは、その必要な限度において、外国人学校に対して報告をさせ、または前二条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、外国人学校に立入り、その運営の状況もしくはその帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、次条第一項の施設につき文部大臣が同条第二項の規定による命令をするため必要があると認める場合に準用する。

3 当該職員は、前二項の規定により、立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十一條（教育の中止命令等） 文部大臣は、外国人学校以外の施設が第二条の教育を行うものと認める場合には、当該施設の設置者に対して、一定の期間内に外国人学校の設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

2 文部大臣は、前項の施設の設置者が同項の規定による勧告に従わず引続き第二条の教育を行っているとき、または外国人学校の設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引続き同条の教育を行なっているときは、当該設置者に対して、当該教育をやめべき旨を命ずることができる。

3 第九条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

第十二條（権限の委任） 文部大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第十三條（罰則） 第九条第一項又は第十一条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役もしくは禁錮または一万円以下の罰金に処する。

第十四條 第十条第一項（同条第二項によって準用する場合を含む）の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇
に關する日本国と大韓民国との間の協定における教育關係事項の実施について（通達）一昭和四十年十二月二十八日・文部事務次官福田繁（抄録）

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という）は、昭和四十年十二月十八日条約第二十八号をもつて公布され、昭和四十一年一月十七日から効力を発生します。

この協定における教育關係事項としては、協定第四条に、協定第一条の規定に従い大韓民国国民（以下「永住を許可された者」という）に對する日本国における教育に關する事項について、日本国政府は妥當な考慮を払うものとするが規定されており、妥當な考慮の内容としては、合意議事録の同条に關する部分において、日本国政府は、永住を許可された者が日本国の公の小学校または中学校へ入学することを希望する場合には、その入学が認められるよう必要と認められる措置を執り、および日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認めることが明らかにされています。

ついで、下記事項に御留意の上、日韓両国民の相互理解と親和の促進の見地も配慮して、事務處理に遺憾のないようにお取り計らい願います。

なお、貴管下の關係機關および学校に對してよろしく御指導下さる。

○朝鮮人のみを收容する教育施設の取り扱いについて 一 昭和四十年十二月二十八日、文部事務次官福田繁

わが国に在住する朝鮮人のみを收容する施設の取り扱いについては、從來から格別の御配慮をわすらわしてきたところでありましたが、これについては、下記により取り扱うべきものと考えますので、その趣旨を御承知の上、事務處理に遺憾のないように願います。

記

一、朝鮮人のみを收容する公立小学校分校の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人子弟の教育上の取扱ひについては、從來もわが国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には、その入学を認め、今後、別途「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定における教育關係事項の実施について（昭和四十年十二月二十五日文初財第四六四号文部事務次官通達）」によりその入学を認めることになつたが、このことは、朝鮮人子弟にわが国の公立学校において特別な教育を行なうことを認める趣旨でないことはいふまでもないところである。

しかるに、朝鮮人のみを收容する大部分の公立の小学校分校の実態は、教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施、学校管理等において法令の規定に違反し、きわめて不正常的状態にあると認められるので、次によつて、適切な措置を講ずること。

(1) これらの朝鮮人のみを收容する公立の小学校分校については、法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化につため必要措置を講ずること。

記

一、協定の実施に伴う事項

(1) 公立の小学校および中学校關係

(ア)・(イ)は略

(ウ) 学校指定の取扱ひ

永住を許可された者の入学すべき学校を指定する場合においては、日本人子弟と同様の取扱ひとすること。ただし、入学を希望する永住を許可された者の数およびその住所ならびに小学校または中学校の施設の事情に照らして、通常の場合と異なる学校を指定してもさしつかえないこと。

(2) 略

二、略

三、永住を許可された者以外の朝鮮人の教育上の取り扱いに關する事項

永住を許可された者以外の朝鮮人についても、わが国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には、永住を許可された者と同様に一および二に掲げる内容の取り扱いとすること。

四、教育課程に關する事項

学校教育法第一条に規定する学校に在籍する永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に取り扱いものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきではないこと。

暴言録

その2

○植村甲午郎 第一次訪韓經濟使節団団長 韓国の經濟を視察して心強い思いがした。なんととなれば、あそこには困苦欠乏に耐え、仕事を待ち望んでいる丈夫な労働力が豊かにあつた。日本の投資が引きあうかどうかの問題は、熟練工はいないが、労賃は安いし頭は割合によいから、資本さえ注ぎこめば十分引きあいます。（一九六二・九・二二・帰国後最初の記者会見）

○湯川康平 東洋加工社長・コレアン工業振興会社社長 保税加工は一種の海外法権だ。日本人が保税地域を申請すればその工場は日本人の所有権になる。つまり韓国のなかに日本の租借地ができるわけだ。韓国の經濟の指導権や資源の中心は日本が握らなければならぬ。（一九六二・二）

○椎名悦三郎 外相 日本が明治以來、強大な西歐帝國主義の牙からアジアを守り、日本の獨立を維持するために台灣を経営し、朝鮮を合邦し、滿州に五族共和の夢を託したことが日本帝國主義というなら、それは榮光の帝國主義である。（一九六三・六・著書「童話と政治」の中で）（法的地位協定合意に際し）仮調印によつて不良外人追放のみちを開いたのは喜ばしい。（一九六五・四・二）

○大野伴陸 元自民党副總裁 過去は水に流し、肉親以上のまじわりをした。 （一九六二・一一・一一・訪韓中、金鐘泌との会談で）

- (2) これらの公立の小学校分校における学校教育の実態が改善され、正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること。
- (3) なお朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または特別の学級は、今後設置すべきでないこと。

二、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設の取扱いについて
朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（以下「朝鮮人学校」という）の取扱いについては、次によつて措置すること。

- (1) 朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと。

(2) 朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとつて、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと。また、同様の理由により、この種の朝鮮人学校の設置を目的とする準学校法人の設立についても、これを認可すべきではないこと。

なお、このことは、当該施設の教育がわが国の社会に有害なものでない限り、それが事実上行なわれることを禁止する趣旨ではない。

- (3) すでに学校教育法第一条の学校または各種学校として認可されている朝鮮人学校の取扱いについては検討を要する問題もあるが、さしあたり、報告、届出等の励行等法令を遵守した適正な

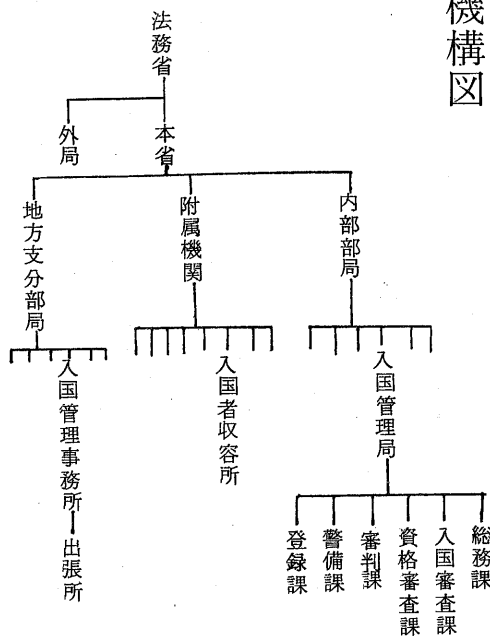
運営がなされるよう留意するとともに実態の把握につとめること。

なお、朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもつばら収容する教育施設の取扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたいと考えている。

4. 入管事務所機構

機構図

法務大臣以下の支配機構



大村収容所被収容者心得

当所は令書によつて退去強制処分が行なわれるまで収容するところである。従つて所内の秩序維持や健康維持や健康保持のためにもまた、集団生活上お互いの利益のためにも勝手気儘を行ないは許さない。以下に示す心得をよく守り違反のないように努めなければならない。

ならない。

第一、礼儀について

- 一、お互に人格を尊重し、常に長幼の立場をわきまえ敬愛の念をもつて接し、他人を侮り或は喧嘩・争論などをしてはならない。
- 二、老幼婦女子や傷病人をいたわり相扶け慈しむことに心がけなければならない。
- 三、係官の職務遂行にあたつてはその指示によく従ひ反抗したり暴言を吐いたりしてはならない。

第二、日課について

- 一、日課は季節によつて多少の変更があるが次のとおり定める。

- ① 居室開扉起床 七時
- ② 清掃 七時から七時半まで
- ③ 朝食 八時
- ④ 日朝点呼 九時
- ⑤ 昼食 十二時
- ⑥ 夕食 十七時
- ⑦ 日夕点呼

（自四月一日 至六月〇日）	十八時	（自六月〇日 至九月三〇日）	十九時
（自十月一日 至十月三十一日）	十八時	（自十一月一日 至三月三十一日）	十七時

(10) 神戸入国管理事務所 TEL (34) 7251
 神戸市生田区中山手通7-100-18
 所長 内田潤平 尼崎市水堂字元部255尼崎法務
 合同宿舍34号 TEL 06 (429) 2013

(11) 広島入国管理事務所 TEL (21) 4411~3
 広島市鉄砲町4-2
 所長 小宮山寛 広島市牛田町広島合同宿舍牛田住宅
 公務員宿舍RCU10-192 TEL (21) 2573

(12) 高松入国管理事務所 TEL (61) 2555~6
 高松市西宝町3-1-10
 所長 青山農 高松市屋島西町公務員住宅15-23
 TEL (41) 1387

(13) 下関入国管理事務所 TEL (23) 1431
 下関市上田中町8-2-1下関法務総合庁舎内
 所長 横井進 下関市向洋町2-9-11 TEL (22) 2643

(14) 福岡入国管理事務所 TEL (28) 7431~4
 福岡市沖浜町1福岡港湾合同庁舎内
 所長 中町準之助 福岡市大字田島寺床1172-22国設茶山
 住宅11-45 TEL (87) 1545

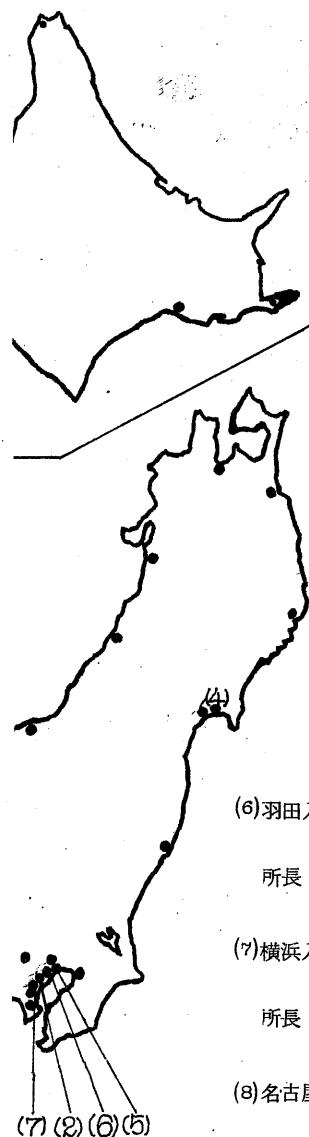
(15) 鹿児島入国管理事務所 TEL (22) 5658
 鹿児島市泉町18-2-40鹿児島港湾合同庁舎内
 所長 鶴田松治 鹿児島市吉野町2270-11公務員宿舍
 TEL (吉野) 124



収容所・入管事務所一覧

・は入管出張所所在地

- (1) 大村入国者収容所
 大村市松並町 TEL 2121
 所長 吉原善身 大村市杭出津郷338
 TEL 3658
- (2) 横浜入国者収容所 TEL (621) - 0241~3
 横浜市中区本牧大里町1551
 所長 水間正芳 東京都北多摩郡狛江町岩戸628
 TEL (489) - 4021
- (3) 札幌入国管理事務所 TEL (26) - 9211
 札幌市大通西12丁目(札幌法務合同庁舎)
 所長 内田万寿蔵 札幌市中の島1条7丁目
 中の島住宅402棟25号
 TEL (81) - 1078
- (4) 仙台入国管理事務所 TEL (56) - 6076~8
 仙台市五輪1-3-3
 所長 酒井良一 仙台市薬師堂北20榴ヶ岡公務員
 宿舍5の11号 TEL (56) 2462
- (5) 東京入国管理事務所 TEL (471) - 5111~8
 港区港南3-3-20
 所長 川原謙一 大田区雪ガ谷2-30-11
 TEL (720) - 1897
- (6) 羽田入国管理事務所 (741) 9587
 大田区羽田空港2-3-1 TEL (741) 1010~1
 所長 佐藤義英 目黒区東山2-15駒沢住宅RC-D3-107
 TEL (715) 3879
- (7) 横浜入国管理事務所 TEL (681) 6801~4
 横浜市中区下町51-2
 所長 平沢勝男 目黒区東山2-15駒沢宿舍4-101
 TEL (715) 8821
- (8) 名古屋入国管理事務所 TEL (941) 9561~3
 名古屋市東区白壁町2-1
 所長 山根重美 名古屋市千種区北千種町150-2
 千種東住宅15棟35号 TEL (711) 5692
- (9) 大阪入国管理事務所 TEL (941) 0771
 大阪市東区大手前之町1
 所長 近藤浩純 吹田市津雲台5-9D38棟205
 TEL (71) 2902



⑧ 居室閉扉就寝 二十二時（電圧降下）

第三、日常の動作について

- 一、人生は長い旅の如く時に苦あり、楽あり、今日の苦または、明日の樂あると思ひ、常に明朗な気持ちで仕ふまいとこころいふよう。
- 二、静肅を旨とし言語動作を慎しみ喧嘩に亘らないようにしなければならぬ。
- 三、自らは勿論他人を煽動して秩序を紊してはならない。
- 四、賭博類似の行ないをしてはならない。
- 五、理由の如何に問はず私刑を行なつてはならない。
- 六、許可を受けないで他寮の者と連絡し、又は集会し、若しくは密議をしてはならない。
- 七、酒精含有飲料水を醸造し又は授受売買し、或は飲んではいない。
- 八、金品の貸借、売買をしたりこれらの問題で紛争をしてはならない。
- 九、火氣を用いることは絶対に禁じらるが喫煙に際してはその都度係官から火氣をうけ所定の場所で喫煙せねばならない。
- 十、朝夕の点呼には当番者の指示に従ひ静肅に整列して係官の点呼をうけ係官の指示のあるまで自由行動をしてはならない。
- 十一、食事を各室に配食するときは各室から二名以内の当番が協力しなければならぬ。
- 十二、当局に対して不当な請願又は要求を行なつてはならない。
- 十三、施設を汚損してはならない。若し故意に汚損したときは弁償しなくてはならない。

第四、運動について

- 一、戸外運動は係官の協定する場所と時間内で適宜行なうことができる。

第五、衛生について

- 一、被服、寝具は常に清潔にしなければならぬ。
- 二、室内外の清潔、整頓、食器の洗滌を励行しなければならぬ。
- 三、入浴は特別の事由ない限り週二回（月・木）午後六時から七時半までに行なわなくてはならない。
- 四、理髪、ひげそりは午前十時から夕食時までの間に定められた場所で行なうことができる。
- 五、洗面所や水道の水など生水は飲んではいない。
- 六、備付の飲用水（湯）は飲用以外に使つてはならない。
- 七、便所、洗面所等に布類その他のものを使つて施設の機能に障害を与えてはならない。
- 八、寝具は月二回以上日光消毒を行ななくてはならない。

第六、診療について

- 一、疫病に罹つたと思われるときは早く係官に申し出て診療をうけるようにしよう。
- 二、診療を受けるときは穩かに容態を述べよく係官の指示に従わなくてはならない。

第七、希望作業について

- 一、作業の希望があれば係官に願書を出して許可をうけなくてはならない。
- 二、作業に使う機械、機具類は作業終了後係官の点検をうけ、若し員数が違つていたらその旨申出なくてはならない。
- 三、作業に使う火氣は、使用後点検をうけ、火災のないように注意

しなければならぬ。

第八、面接について

- 一、所属棟の係官以外の職員に面接の要件があるときには許可を受けねばならない。
- 二、他の棟の難収容者と面接する要件があるときは、その要件についてあらかじめ許可を必要とする。若し許可以外の要件であればすぐ中止されることがある。
- 三、外来者との面会は別に定められた規定があるからそれをよく守らねばならぬ。

第九、領置金品について

- 一、領置した物品は所内の秩序維持や衛生上差支えないとき使用を許可されねばならない。日常生活に必要なもの以外は出所まで預つて置き還付されない。
- 二、物品を売つたり返送したりすることも許可をうけねばならない。
- 三、領置金中から払戻しを受ける小遣金は一人一週五千円以内で賄わねばならない。

第十、通信について

- 一、書信、他棟間の連絡文書、棟内での出版物などは、すべて検閲を受けなければならぬ。
- 二、發送文書はなるべく日本文で読み易いように書かなくてはならない。

第十一、行事について

- 一、諸会合、講芸会、行事等は係官の許可があれば催すことができる。
- 二、これらを催すに当り参加を強制したり金品を強要してはならない。

50.

第十二、貸与品について

- 一、備品又は、貸与品は丁寧に取扱ひ、故意に破損し又は、紛失したときは弁償しなくてはならない。
- 二、備品、貸与品は定期又は不定期に検査があるからその際にはよく係官に協力しなくてはならない。

第十三、非常について

- 一、火災その他非常事態のときは静かに係官の指示をうけて行動し勝手気儘な行ないをしてはならない。
- 二、被収容者が不法の企てをしたり逃亡したり自損行為をするなどの事実を見聞した人は早く係官に申出なければならぬ。

第十四、隔離について

- 一、左の各号の一に該当する被収容者があるときは隔離される。
- 一、暴行、騒ぎよう、通謀、逃亡、その他収容所の保安上支障があると認められる行動を企て、若しくは行なつた者、又は他の被収容者を煽動してこれらの行動を行なわせようとして企て、若しくは行なつた者。
- 二、収容所の職員の職務の執行に反抗し、又は職員に対して暴言を吐いた者。
- 三、発狂者、兇暴者、その他集団生活に不適当と認められる、前項の規定により隔離した者については、面会及び戸外運動を禁止することがある。

5. 「在日朝鮮人」とは何か — 入管問題の前提

何を怨もか 国さえ亡ぶ
家の亡ぶに 不思議ない
運ぶばかりで 帰しちゃくれぬ
連絡船は 地獄船

在日朝鮮人問題とはどのようにして発生したのか。朝鮮人があたかも自分の意志で勝手に日本に来て、勝手に居すわっているかのようには考えない多くの偏見を打ち破って、どのようにして朝鮮人が日本に渡らざるをえなかったのか、あるいは渡航を強いられただかを明らかにしなければならぬ。すなわち、在日朝鮮人問題がそもそもその発生の根源からして日本帝国主義の朝鮮に対する植民地支配の問題そのものである、それは本質的に六〇年間にわたって貫かれていた根本問題なのだとすることを明らかにしなければならぬ。

先ず、そもそも朝鮮人が自己の故郷を追われ日本に大勢住みつくようになったのは、一九一〇年の「日韓併合」以来である。日本はいわゆる「武断政治」をひき、また「土地調査事業」を行なって多くの土地を奪いとった。こうして朝鮮の農村は破壊され、多くの農民が満州や日本に流浪するに至ったのである。

んでいく中で、朝鮮・満州などのあらゆる物的・人的資源が熱病的に開発された。朝鮮人労働者は、ますます必要不可欠の労働力として大量に必要とされたが、それだけに反抗の気運も高まらざるをえず、取締りも強化された。三四年に閣議決定された「移住対策要目」は次の諸点をあげている。①朝鮮内において朝鮮人を安住せしむる措置を講ずること、②朝鮮人を満州および北朝鮮に移住せしむる措置を講ずること、③朝鮮人の内地渡航を一層減少すること、④内地における朝鮮人の指導向上およびその内地融和をはかること。

当時の朝鮮人労働者は、職种的にも日僱労働者など最底辺におかれ、同一職種の日本人労働者と比べても半分をわずかにこえる位の賃金しか与えられなかった。当時のある資料は次のように述べている。「朝鮮人労働者の生活状態は、吾人の眼に映ずるところ、まことに悲惨そのものである。殊に食物の点においては、よくもあれで生存するに必要な栄養素を摂取するものかとは、疑わざるをえない程である。彼らは、飯と、塩、野菜とで生きている。食う分量は多いが、副食物としては朝は醬油、或は塩とで腹をこしらえ、昼は漬物（殆んど生の漬物）、晩は油揚げと野菜の煮付、或は魚類の乾物位が関の山である」

さて、三七年の日華事変以来、日帝は本格的な戦争体制にはいつていくのであるが、そこにおいて行なわれたのが強制連行にほかならない。これについて政府は破廉恥にもこう述べている。「戦前（昭和十四年）に日本国に住んでいた朝鮮人は約一〇〇万人で終戦直前（昭和二十年）に二〇〇万人となった。増加した一〇〇万人のうち七〇万は自ら進んで内地に職を求めてきた個別渡航者とその他の間の出産によるものである。残りの三〇万人は大部分工鉱業、土木事

この朝鮮人は日本資本主義にとって低賃金労働力供給源としての意味をもっていた。別表のように、第一次大戦を経て一九一七年から急速に朝鮮人が増加しているのは、この頃の日本資本主義の「発展」と対応している。朝鮮人労働者は日僱土工人夫や紡績・造船・製鉄・ガラスなどの低賃金肉体力労働に従事し、日本資本主義の底辺を支えた。

一九二〇年代にはいと、一九年の三・一独立運動の衝撃から、いわゆる「文化政治」がとられ、帝国主義的支配政策をカモフラージュしようとした。また、米騒動の影響もあって、日本の食糧不足を解決するための「産米増殖計画」がとられ、朝鮮農民の日本資本・日本人地主への隷属は一層深化した。朝鮮における失業の増大、日本における不況のいきりのための低賃金労働力需要は、あいまって、二二年の「自由渡航制」をもたらし渡航は一挙に増加した。これに対し、日本労働運動の指導者は日朝労働者農民の連帯を求めるのではなく、排外主義まる出しの対応を行なっていた。「実に鮮人労働者の洪水的流入は内地労働者の一大脅威であり、失業不安を益々強化せずんばおかしいものがある。」とは労働党顧問安部磯雄の言である。

三〇年代、日本資本主義が軍事経済と侵略戦争のドロ沼につき進

業の募集に応じてきた者で、戦時中の国民徴用令による徴用労働者はごく少数である。また国民徴用令は日本内地では昭和十四年七月に実施されたが、朝鮮への適用はさしひかえ、昭和十九年九月に実施されており、朝鮮人徴用労働者が導入されたのは翌年三月の下関別表

朝鮮人の日本への移住及び居住状況

	渡 航	帰 還	居 住 人 口	
			内務省調査	国勢調査
1911			2527	
1912			3171	
1913			3635	3952
1914			3542	4175
1915			3917	5046
1916			5624	7225
1917	14012	3927	14502	17463
1918	17910	9305	22411	27340
1919	20968	12739	26605	35995
1920	27497	20947	30189	40755
1921	38118	25536	38651	48774
1922	70462	46326	59722	82693
1923	97395	89745	80415	112051
1924	122215	75430	118152	168002
1925	131273	112471	129870	187102
1926	91092	83709	143796	207853
1927	183016	93991	177215	346515
1928	166286	117522	238102	341737
1929	153570	98275	275206	387901
1930	127776	141860	298091	419009
1931	140179	107420	311247	437519
1932	147597	103452	390540	504176
1933	182637	113218	456217	573896
1934	175301	117665	537695	685651
1935	112141	105946	625678	720818
1936	115866	113162	690501	780528
1937	118912	115586	735683	822214
1938	161222	140789	799878	881345
1939	316424	195430	961591	1030390
1940	385822	256037	1190444	1241315
1941	368416	289838	1469230	1469230
1942	381673	268672	1625054	1625054
1943	401059	272770	1882456	1768180
1944	403737	249888	1936843	1911307
1945	121101	131294	2365263	2100000

1~5月

1. 最近の諸例

劉彩品さん問題

劉彩品さんに在留許可を

〔前進〕 492号より

法務省・入管当局は「中華民国を拒否し、中華人民共和国を自分の国として選ぶ」として中華民国大使館への旅券申請を拒否したまま査証を要求している中国人留学生・劉彩品さん（三三才、東大天文学教室）に査証をおろさず懸らつても台湾への強制送還を狙っている。劉さんは同大学教養学部の木村博氏と結婚して二児があり、夫や子とひきはなされて、入管体制の犠牲にならうとしているのである。南朝鮮・台湾への再侵略をおし進める日帝は同時に、国内における在日朝鮮人・中国人を中心とする在日アジア人民に攻撃を強めているのである。今秋の入管法上提阻止、入管体制粉碎、在日朝鮮人に關する地位協定粉碎へむけての重要な闘いとして劉さんの査証を即時無条件にかちとらなければならない。

事実経過

に在留を更新しなければならぬ私、このとりあわせ、なんと不合理ではないか！」（劉さんは五五年東大理学部天文学科の木村博氏と結婚した）と考え在留資格変更と永住権を申請したのである。

これに対し、入管当局は一方的に拒否したが、劉さんがくじさがつたために在留資格変更申請だけ受理され、結果として法務大臣の名で四一―十六―三という三年査証を得たのである。

その三年査証が切れた今年四月に今回の問題が起きたのである。四月六日、劉さんは査証の在留期間更新と永住権申請のために品川の東京入管事務所へ行つた。係官は旅券がないと査証を押せないと言つたが、劉さんが大使館に旅券の再申請をするつもりでないことを述べると出頭通知（事実上許可の内示である）の手續きをおこないその日は帰つた。

この出頭通知は審査第一課の署名入りで五月十一日に劉さんのところに届いた。この通知は慣例的に許可の内示を意味し、しかも、「旅券がない場合写真一葉」をもつてくればよいとあつたので劉さんはただちに許可が得られるものと思つて出頭した。すると係官は査証を得るためには、旅券がない場合、それに代るものとして入管が交付している在留資格証明書が必要だとして、その発給願を書くことを要求した。その場で劉さんが発給願を書いて提出したところ係官は「旅券をとらない理由が明らかでない」と受けとりを拒否したのである。当日はそのまま夜になつたのでひきさがり、五月二十五日再び出頭した。

この日劉さんの夫木村氏だけ事務所の奥に招き入れられ、そこで木村氏は本庁（法務省）の末永係官と電話で話をさせられた末永はその会話で、①入管令第二十六条により旅券は「特別の事情がない

劉さんは一九三六年、当時日本帝國主義の植民地にされていた台湾の嘉義県で生れた。日帝の敗北後五六年に私費留学生として来日し東大に入学した。このとき旅券（パスポート）中華民国大使館から発行」と査証（ビザ）日本の出入国管理事務所から発行）を得ていた。中華民国の旅券は毎年延期の手續きを取つた上で五年ごとに新しい旅券を申請しなければならず、延期の手續きの期限を半年すぎた場合も新しい旅券に書きかえなくてはならない。劉さんは六四年に新しい旅券を申請し、それが六八年三月十日に期限切れとなつたが以後更新しなかつた。（これは後述するように滞日の間に劉さんの思想・信条が変化し、中華民国を自分の国とすることを拒否する決意を固めたためである）

他方、査証については、劉さんは六七年に入管に在留資格変更と永住権の申請をおこない新しい査証を得ようとした。査証は入管令の規定により在留資格ごとに各種あり、劉さんの場合留学生なのでそれまでは在留資格四一―十六（入管令第四条第一項第六号という意味）の査証を得ていた。しかし査証は三年が最高でそれが切れると毎年一年ずつ更新しなければならず、「日本国籍の夫、一年ごと

限り」必要である。②中華民国大使館に「何なら私がかけ合つてあげてもいいから」旅券を申請しろ、③旅券申請には連帯保証人はいらない（これは後述するようにまつかなウソである）、の三点を述べたのである。これを聞いた劉さんは法務省・入管―大使館の密接な關係を感じとり、同時に背後ですすめられている黒い陰謀（転向の強要と強制送還）を知り激しい怒りを覚えた。

「危険を覚悟の上で大使館にいくか、それとも入管の係官に申請する意思がない本心を語り、私の思想・信条を明らかにするか」の二者択一を一週間悩みぬいた劉さんは後者の道を選んだ。六月二日劉さんの代理人として木村氏ほか一名が入管に行き、「中華民国を拒否し、中華人民共和国を自分の国として選ぶ」ことを理由に旅券なしで査証を得たいことを述べた。これに対し入管は、本庁で審査するから口頭で先程述べた理由を文書にして提出しろ、すでに出された出頭通知（許可の内示）は取り消す、の二点を言い渡した。出頭通知取り消しという強制退去をちらつかせた脅迫に抗し、劉さんは六月十一日に法務大臣に於て三万字にのぼる旅券拒否の理由書を提出した。法務大臣は今日にいたるも査証を拒否し続け、在留期間更新と永住権申請に対する許可はもちろん、出頭通知すら出されていない。

入管体制と劉彩品問題

劉さんに在留許可を与えないことが法務省・入管の入管体制を守るための政策であることは、六月二十四日入管局資格審査課の末永課長補佐（本件担当官）が劉さんの友人に「劉さんに在留許可を与えれば入管体制の根底がおびやかされる」と述べたことに端的にあら

われている。

現行入管体制とは法的には出入国管理令によつて表現され、機構的には法務省とその管轄下の出入国管理事務所が各国大使館と密接な連携を保ちながら在日外国人とりわけ在日朝鮮人を中心とする在日アジア人民を日常的に監視し、「危険分子」や「好ましくない人間」を大村収容所、横浜収容所などにたきこみそこから有無を言わず強制送還しているのである。その上、裏では公安警察や大使館直属の特務・スパイが暗躍しあらゆる手を使つて在日アジア人民の思想調査をおこないブラック・リストをつくつてゐる。劉さんの思想を特務が以前から知つてゐたことは非常にありうることである。出入国管理令は在日外国人は日本政府の発行する各種の在留資格のついた査証と大使館の発行する旅券を持たなければならないことを規定している。この在留資格で在日外国人の活動をがんじがらめにし、旅券によつて本国政府への忠誠を誓わすのである。そして出入国管理令第二四条第四項は、①在留資格以外の活動をしたり、②旅券なしで在留した場合は強制送還することができ（戦前から日本にゐる外国人は旅券はいらない）と唱つてゐる。劉さんは法的にはこの後者によつて在留をはばまれてゐる。しかし、旅券がなくとも在留している外国人はたくさんゐるのである。

この規定により毎年二千人以上の在日外国人（そのほとんどは在日アジア人民）が強制送還され、そのうち旅券が無いことを理由にされたものは毎年数百人に達している。このほとんどが本国で死刑や無期懲役などの重い刑を言い渡され、行方不明者も多い。たとえば台湾関係だけで劉佳欽・顔尹謨事件（六七年、当時東大在学、台独分子として帰省中に逮捕、反乱罪で死刑を求刑され、劉君八年、

的条件を利用して台湾に対する再侵略を深めてゐるのである。

日帝の台湾再侵略

日帝は昨年の日米共同声明で「台湾地域における平和と安全の維持は、日本の安全にとつて、きわめて重要な要素」と台湾再支配を公然と宣言し、その具体化を先日の日「華」協力委で策したのである。そこでは、岸信介を先頭に政財界大物が顔を出し、総額三億ドルの借款を討議し、韓国代表がはじめてオブザーバーとして参加し日韓台の緊密な関係を明らかにしたのである。

このような日帝の台湾に対する植民地主義的再侵略は蒋介石政権と佐藤政権との関係をますます深めかつ、それをテコとしてすすめられてゐるのであり、それに伴ない在日中国人に対する出入国管理はますます厳しくなつてゐるのである。

末永係官が中華民国大使館に「なんなら私がかけあつてあげてもいい」と劉さんの夫木村氏に述べたように、法務省と大使館の緊密な関係は日帝と台湾との現在の関係を明瞭にあらわしてゐるのである。さらに先述した柳文卿強制送還事件のさい、六八年の第五八国会で稲葉誠一議員の追及にたいし中川進入管理局長は答弁のなかで「六七年九月、田中法務大臣とともに中川局長が台湾におもむいたさい、国民政府高官が、日本にゐる台湾人の刑事犯（麻薬犯など）を台湾独立運動家など政治犯の強制送還とひきかえに受け入れることを約束した」と述べ、「六八年二月には政治犯に迫害が加えられないという国府大使館からの覚え書きを受け取つた」ことを明らかにした。しかし、この覚え書きというのは全くのベテンであり強制送還されたほとんど全ての人は拷問・リンチを受け、重刑を言い渡

顔君十五年の有期徒刑判決）、陳中統事件（六九年、当時岡山大学在学、帰省中に台独分子と接触したとして懲役十五年）、柳文卿事件（六八年、台湾青年独立連盟に入り活動したとして羽田空港から強制送還された）、陳玉璽事件（六八年、当時法政大学在学、死刑を求刑され、禁固七年の判決）などが起きているのである。

これらの事件で注目されるのは「台独分子（台湾独立運動家のこと）と接触した」だけで死刑の求刑がなされてゐることである。このため、旅券申請に必要な連帯保証人は文字どおり生命がけで保証人になるわけだ。劉さんが旅券申請をしなかつた理由の一つがここにある。同時に末永発言（「保証人はいらない」）は全くのウソなのである。旅券の申請は他人の生命を預ることなしにできないように仕組まれており、このことを通して申請人と保証人に本国政府への忠誠を誓わせ、同時に強制送還する時はイモズル式に利用するのである。

劉さんが強制送還される危険性のある台湾は周知の如く蒋介石の独裁支配下にある。そこではデモストをおこなつた者は即座に銃殺され、政府批判はもちろん言論の自由や人権の尊重を主張しただけで逮捕され、憲法は終身議員によつて死文化され、徹底した恐怖政治がしかれてゐる。法的には動員戡亂時臨時條款、戒嚴法、刑法の内乱罪に該当するものはいつさい死刑とする懲治反乱令、戡亂時期戒嚴匪謀令、妨害國家總動員懲罰暫行令、ゲリラ予防法ともいふべき懲治盗匪令などの悪らつた反人民的法律が並んでおり、そのほとんどが死刑を課してゐる。いままでに十万人以上が殺され一万近くが常に投獄されてゐる。このような蔣政権を支えそれを支援してゐるのが日米帝國主義であり、とりわけ日帝は地理的・歴史

されてゐるのである。しかもこの事実を突きつけられても外務省条約局の大塚法規課長は「そういう文書（覚え書きのこと）は国家間の約束として効力はない」と答弁し居直つたのである。

このような日帝と蔣政権の緊密な連携による台湾再侵略は同時に民族排外主義イデオロギーをテコとする「大國論」「生命線論」にもとづく国民総動員体制によつて裏うちされんとしている。朝鮮人蔑視・中国人蔑視のイデオロギーが鼓吹されてゐるのである。したがつて劉さんに「旅券を取れば……」「帰化したら……」などというのはそのような帝國主義イデオロギーに組することを意味し、在日アジア人民の思想・信条の自由を否定し、民族性を否定し、入管体制を守り、総じて在日アジア人民に日帝の奴隸となることを説教し、もつて日本プロレタリアートのイデオロギーの墮落に道をひらくのである。戦前の日帝による侵略支配で苦しめられ、今また日帝の台湾侵略の前にたたされてゐる中国人に帰化をすすめることは日帝の「同化政策」に手をかすことになるのだ。

入管法・入管体制粉砕へ！

劉さんの旅券なしの査証をからとる闘いは劉さんじしんの思想・信条の自由を権力の干渉から守り夫や子供から劉さんを引き離そうという陰謀を粉砕する闘いでありそしてそれは同時に入管体制との非和解的闘いなのであり、その勝利は現行出入国管理令との闘いを一歩前進させ、大衆的闘いによつて在留許可が得られるという先例を一つでもかちとることにあれば現行入管体制粉砕の闘いにとつても重要な突破口となることは明らかである。われわれは劉さんの闘いを全力で支援し、ともに闘うとともに、在日アジア人民に対する治

劉さん支援全都連絡会議開かる

法務省の最後通告粉碎へ

(「前進」494号より)

安撫庄に入管体制の実態を徹底的に暴露し、日帝の攻撃から在日アジア人民を防衛する闘いを一層強めなければならぬ。

そしてそればかりでなく、この闘いの中でつちかわれたプロレタリア国際主義は帝国主義の民族排外主義イデオロギーに対抗する労働者階級のイデオロギー的武器となり内乱の死闘の大爆発を準備するであろう。

- 最後にふれておく必要がある非常に重要なことは、現在劉さんにかけられている攻撃が来年一月をメドに在日朝鮮人六十万全体にかけられていることである。六五年日韓条約のなかで結ばれた「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」は、七一年一月までに在日朝鮮人（戦前から日本に居住する人ないしその直系の子に限る）が韓国籍を取ることとを条件に永住権を申請することを規定しているものである。これは在日朝鮮人の大規模な思想調査を意味すると同時に、たとえ韓国籍を取っても徴兵の恐怖につきまといわれるのである。劉さんの査証を無条件でかちどる闘いはこのような在日朝鮮人に対する攻撃を粉碎していく突破口にもなるのである。
- ☆法務大臣・入管当局は即時無条件で さんに査証をおろせ！
- ☆劉さんに永住権を与えよ！
- ☆大村収容所、横浜収容所を解体せよ！
- ☆入管事務所を解体せよ！
- ☆入管法・入管体制粉碎！
- ☆日帝の台湾再侵略反対！
- ☆在日朝鮮人に關する日韓地位協定粉碎！
- ☆日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ！

抑圧民族に対する抑圧の強化を粉碎しなければならぬ。そのよう闘いの具体的一環として劉彩品闘争に絶対に勝利しよう」と、問題の核心をついた発言を行ない会議の全体を主導した。まさに全学連、白ヘルの主導なくしていつさいの入管闘争がありえないことが

七月三十日、劉彩品支援全都連絡会議が東大農学部で、全学連、友人の会、アジア婦人会議など約三十五名を結集して開かれた。はじめに「友人の会」から法務省の劉さんにたいする攻撃がきわめて緊迫したものになつてきていることが報告された。すなわち、劉さんを旅券申請のために国府大使館に行かせるという策動が、劉さんの死をも決意した闘いによつて破綻においこまれた法務省は、最近「国府にたいする絶縁状を大使館に送ればビザを出す」といつて劉さんの「無国籍化」を策動したのであるが、これもうまくいかないと判断し、ついに二十九日「教日中に最後通告を行なう。二週間の猶予を与えるが通告を拒否した場合はビザを不許可にする」というまったく不当な暴挙にでてきたのだ。

全体の討論は、この報告をうけて、劉さんが日本人にたいして提起した問題をいかに受けとめ、今後どのように闘っていくのか、いう点にしばつて行なわれた。会議に結集したノンセクトの大部分がこの点についてまったく自分の立場・方針を持ちえず混乱するなかで、全学連の代表は「劉さんがつきつけた問題は、華青闘の告発と同じく、日本人民が日帝のアジア侵略に在日被抑圧民族にたいする抑圧の強化と闘うのか否か、日帝を打倒するの否か、ということだ。われわれは自分が抑圧民族であることを自覚し、在日被抑圧民族無条件防衛の立場にたつて日本人民の責務において日帝の在日被

朝鮮人高校生に対する集団暴行事件

○暴行関係学校私立高校

国士館 「朝高をなくす会」一〇〇〇余名の学生・背後に住吉
中野電波 会・極東組・松友会（元松葉会）

桜ヶ丘

帝京商工

駿台

京王商業

聖橋

豊島実業

中央商業

○暴行事件内容

武器として短刀・コン棒・鉄パイプ・竹刀・モンチャ
ク・カンの木・木刀・日本刀

(一) この二つの事件は突然起つたのではなくて、一カ月以前から起つている。

- ① 11月3日、王子、午後2時、日本人三人、一朝鮮高校生のバツチを見るなり、鉄パイプでおそい裂傷
- ② 11月11日、新宿小田急ホーム、午後4時半、拓殖大生、高校生約三〇名、朝鮮高校生一人をとり囲み、木刀などで全身をなぐる。
- ③ 10月上旬、赤羽、午後7時40分〜8時10分、午後3時〜5時、帝京高校生50人がたむろし、朝鮮高校生を見つけるとおそいかわつた。(5・6件)
- ④ 11月10日、千葉、午後5時、千葉敬愛高校生、30〜40人朝鮮高校生一人を鉄パイプでなぐり裂傷
- ⑤ 10月3日、拓大生、朝鮮高校の正門に木刀を持つてたむろし、下校途中の女子学生に「何時頃終るか」と尋ねており、その日の

夕方、池袋で数人の朝鮮高校生が怪我を負う。
70年3月

(一) 赤羽事件、3月11日、午後10時半、帝京15名、朝鮮高校生一人を全員がよつてたかつて、頭部、顔、腹をけり、頭顔部打撲、右頸部擦過傷、鼻腔出血などの傷害。

(二) 十条駅前事件

3月12日、帝京50名、朝鮮高校生7名。逃げ遅れた一名殴打、帝京の学生は交番の中に入り様子をうかがう。緊張がとけると帝京の学生は交番から出、後から警官2名が出て来る。一名の朝鮮高校生が駅で大人にとり囲まれており、そこへ警官が来て彼を後手にねじ上げ、交番へ連行、被害者を加害者として逮捕。

(三) 第二赤羽事件

① 3月13日、帝京10人、午前11時20分、朝鮮高校生一人がホームで数名にはがい絞めにされ、次々に呼び集められて集まつた数十名の同校生に集団暴行される。

② 3月13日、十条、午前10時半、帝京生10名が十条駅前の市街を手に手に鉄パイプ、角材、赤レンガ、木刀を持つて朝鮮高校生を探しまわるといふ不穏な状態が発生、彼らは他の帝京生と合流し、百名程で、歩道・車道をうろつきまわり、危険を感じた朝鮮高校生は、学校へ避難する状況、駅附近に私服を含めて10人の警察官が配置されたが規制せず。

③ 3月13日、午前11時10分、赤羽ホーム上に百名「朝高生狩り」、みつつけしだい暴行、ホームに私服3〜4人いたが規制せず。

④ 熊谷事件 国士館に朝鮮高校生一人が 致監禁された上、暴行傷害を受けた。

警察・権力

朝鮮高校生を加害者として扱い、事件を利用して朝鮮高校生から家族、学校の実態を聞き出そうと計り、反対に朝鮮高校の教師が生徒に対して日本人に暴行を加えるように指導しているというデッチ上げをしようとする。加害者に対しては、何ら取り調べをしない。

事件の特徴

朝鮮高校とその生徒を敵視し、無差別に集団暴行を加えるため、国士館、中野などの一部特定の私立学校の右翼学生が組織的、計画的に凶器準備、集合し、指揮の下に数校の私立高校生が朝鮮人に対する民族的敵意をあらわして共同行動を行い、残虐な暴行傷害を連続的に加えている。

報道

「乱闘」という形で報道、原因等に言及しない。

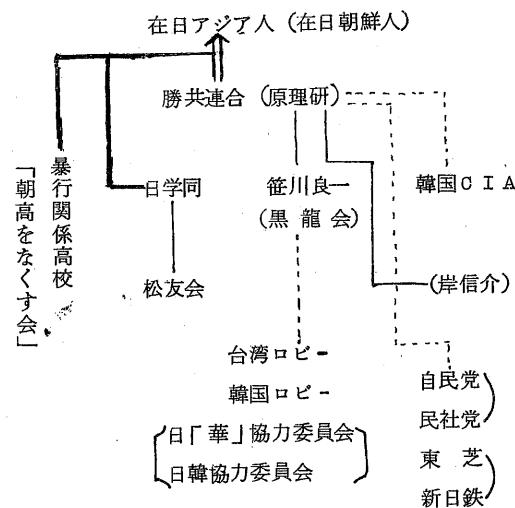
国際勝共連合の実体

「国際勝共連合」は名実ともに反共右翼団体の一つであるが、彼らは朝鮮問題について特に「力」を入れてデマ 宣伝をくりひろげている。朝鮮民主主義人民共和国や、在日朝鮮人の民族教育、帰

最近の朝鮮高校生に対する集団暴行事件 (4/8、6/24)

年	事件発生月日	場所	加害者	被害者	事件内容
1	70・4・8	十条 駅	帝京生 二〇〇名近し	一名	午前11時半頃、用事の帰り、十条駅に降りたところ暴行をうける。(2週間

暴行事件の構造



暴言の例
「チョウセンこのやろう」「鮮人を殺せ」「今年は70年安保だ、朝高を殺す」「渋谷、新宿で降りた朝高は殺す」

この集団暴行は、日「韓」条約締結前後から、多く発生していることに注意しなければならぬ。

62年4月〜7月 7件 (日「韓」の前)
66年2月〜5月 6件 (外国人学校法案上程準備中)
67年5月 4件

国事業に対するひぼう・中傷の宣伝活動を一貫しておこなっている。

彼らが朝鮮問題に「力」をいれるそれなりの理由がある。「国際勝共連合」は「原理研究会」が名をかえたものである。「キリストの再臨」と自称する「韓国」人、文鮮明を「教祖」とし、宗教的なよそおいをこらしながら「韓国」の朴政権、OIA (中央情報部) と結びついて、民主主義破壊、人民弾圧に狂奔する反共団体。「原理研究会」が一九六〇年ごろから日本に持ちこまれ、非常識な布教活動、会員教育に世論の批判が集中するや、同じ勢力に看板をぬりかえてつくりあげたものである。

「国際勝共連合」の会長は行動右翼の頭目であり、「原理研究会」の顧問である笹川良一なる人物。自民党の最高幹部とは「親類以上のつきあい」をしている。

昨年暮には「勝共連合」の支部長クラスを中心に五〇名が「韓国」へ出かけてゆき、「第一回日韓勝共大会」なるものを開いたりして、毎年数十名を「韓国」へ派遣している。

さらに、今年七月には「韓国」朴政権の全面的な協力のもとに、日本の一般学生を「韓国」へおくりこみ反共思想をふきこみ「日韓親善」に利用しようとして「第一回アジア親善セミナー」を開こうとしている。

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
70・5・22	"	"	70・5・21	70・5・19	"	70・5・18	70・5・16	"	70・5・15	"	70・5・14	70・5・13	70・5・12
総武線 錦糸町駅	新 宿駅	総武線平井	新 宿駅	明大前駅	渋谷 駅	池袋駅・赤羽線	王子 駅	高田馬場駅	日暮里駅	池 袋 駅	小田急・新宿駅 中央連絡口		新 宿 駅
中央商業他の高 校生15・16名	国士館学生 20・30名	国士館学生 12・13名	"	国士館学生30名	"	国士館3名	帝京学生20名	国士館学生4名	日本人高校生 6・8名	国士館高生 120名程	国士館学生 15名	国士館高生 7・8名	国士館学生2名
五名	一名	九名	一名	一名	一名	三名	五名	一名	一名	一名	一名	一名	一名
下校中の朝鮮高校生を待ちかまえて「朝鮮人を捕えて殴れ」といいながら木刀で暴行を加えた。A君の下あご骨切全治6ヶ月の重傷他全員負傷。	南口連絡線を通行中、国士館学生20・30名が待ちかまえて暴行した上、バツジ、ボタンをとり逃げる。(午前8時10分頃)	下校中、国士館学生12・13名に暴行された。(A君は一週間安静の全身打撲)	午前8時十分頃電車を待っている所、国士館学生に暴行された。	登校中国士館学生三〇名により暴行される。(現在入院中)	駒沢競技場に行く途中、暴行される。	登校中の電車にかけより暴行する。	下校中の朝鮮高校生を電車からひきずりおろし暴行を加えた。	登校中のA君を新宿の喫茶店に監禁した事件	日本の学生6・8名に朝鮮高校生が殴られたのを目撃した会社員から電話通報あり。	登校中のA君に対し、国士館高生15名がカバンをとりあげた。(金四〇〇円、ノット3冊、帽子一個)	国士館高生120名程が朝鮮高校生がいなか探り回った。(ヌンチャック木刀等の武器をもっていた。)	午後5時頃、下校中の朝鮮高校生を国士館学生7・8名に取り囲まれ、車内にて集団暴行をうけた上、強制的に原宿駅に降ろそうとした。A君は暴行をうけ、左の耳のあたりに一週間の打撲傷をうけた。	登校生のA君に対し、国士館学生2名が、ボタン、バツジをはぎとる。

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
70・5・19	"	70・4・25	70・4・24	"	70・4・22	"	70・4・20	70 "	70・4・17	70・4・11	70・4・8
新 宿 駅	町屋(荒川) 駅付近	小田急 豪徳寺駅	十条駅前	川 口 駅	千葉駅附近	秋葉原駅	新 宿 駅	山手線内(代々 木・原宿)	山手線内(新大 久保・新宿)	池 袋	赤 羽 駅
国士館学生 6・7名	国士館校生 10・15名	国士館高生 10・12名	帝京高生 20・30名	帝京商校生 15名	日本人高校生 二百・三百名	日本人高校生 4名	国士館高生 3名	国士館高生 20名	国士館高生 3名	豊島実業20名	帝京生5・6名
二名	四名	一名	五・ 六名	一名		一名	一名	六名	一名	一名	二名
午後4時45分頃下校中の朝鮮高校生に対し、国士館6・7名が「お前、朝高だろう」といいながら頭、顔を殴り、けつ上制服のボタンをもぎとり逃げた。	通行中の朝鮮高校生4名に対し、10・15名が囲んで暴行(午後7時頃)	午前8時前、登校中いきなり殴打される。(二週間の打撲傷)	午前8時20分頃登校中の朝鮮高校生5・6名をのしり、石を投げつけ暴行を加えようとする。	午後7時頃友人を送るため、電車を待っていたところいきなり暴行され負傷する。	午後3時半頃日本人高校生200・300名が日本刀等をもって集合(事前 に防止)	午前8時頃乗換のため電車をおりたところいきなり殴られる。(2週間の打撲傷)	午前8時頃、登校中「お前朝高生か」と呼びとめられバツジを奪われる。	午後5時頃、原宿で待機しており、車内にいたA君ら5名を発見するや20名で暴行。A君(十日)B君(一週間)の打撲傷	午後4時半頃下校中車内で「お前らのバツジをもってゆかないと先輩におこられる」といいながらバツジを奪う。	午後2時下校中呼びとめられ暴行される。	午前12時半頃公用の為通行中「朝高か」と呼びとめ殴打する。

28	70・5・23	新宿駅	国士館高校生 718名	一名	下降中をおそって暴行し、バッジ・ボタンなどを奪う。
29	70・5・25	山手線内(新宿 代々木)	国士館高校生 約20名	七名	新宿駅から山手線に乱入「朝高生を殺せ」と叫びながら、朝鮮高校生を代々木まで連行しておろし、一並に並ばせ集団暴行、上衣、バンド、万年筆、所持金を奪う。A君は一週間の負傷。
30	70・5・29	荒川区荒川 五丁目付近	荒川第四中学生 約30名	三名	下校中のA君らを襲い逃げ遅れたA君に暴行、路上に倒れた後も暴行を続け、全治一週間の負傷。
31	"	地下鉄 江戸橋駅	目黒高校生ら 数名		午後4時頃目黒高生二人が朝鮮高校生バッジをつけグループで日本人高校生に暴行を加えようとたむろしている所を警察につき出す。バッジは国士館生より千円で買ったことが判明。
32	70・6・3	十条駅	帝京生10名	三名	午前8時15分頃登校中暴行を受ける。
33	70・6・6	台東区谷中 墓地付近	上野中生 516名	一名	墓地付近で遊んでいると「朝中生、なまいき」とどなりながら暴行し自転車で逃亡。
34	70・6・10	西武線・一ツ橋 学院駅前	日本人高校生 2名	一名	下校してるところを待ちうけ「おれ達は国士館のものからたのまれた」「お前をやっつけなければおれ達がやられる」とどなりながら鉄棒でおそいかかる。
35	70・6・18	東上線・北池袋 駅前付近	国士館生5名	二名	午後5時40分頃、東上線車内で下校中の朝鮮高校生を取り囲んで短刀でおどし、電車からおろし、駅付近の空地で暴行、重傷をおわす。
36	"	大森駅構内	国士館生2名	二名	午後6時頃国士館生が下校中の朝鮮高校生に暴行せんとするのを警官が目撃双方を連行して被害者と加害者として取調べた。
37	70・6・19	新宿駅 9番ホーム	国士館高校生 516名	二名	午前8時頃、登校中の朝鮮高校生を待ちかまえて、(別の所で数名の同校生が待ちかまえていた)二人が通りかかるや「朝鮮人このやろう」と叫びながらツバをかけ暴行を加えようとした上、鉄道公安室に「朝高生から暴行を受けた」として逃げ込む。権力は事実を調べることなく二名の朝鮮高校生を不当逮捕。

38	70・6・20	渋谷駅前	国士館生 617名	二名	午前8時頃登校中の二人に「朝鮮人ぶっころせ」と叫びながら暴行を加えようとした。
39	"	日暮里駅 十番ホーム	関東商業生2名	一名	午前8時頃登校の為電車を待っていたところを暴行される。
40	70・6・24	東上線・下赤塚 駅付近	日本人高校生 1名	一名	午後6時頃朝鮮中学生をまちうけていて「朝鮮このやろう」と脅迫し、バッジをうばう。

フレーム・アップ

右に見るような朝鮮高校生への集団暴行をみたとき、われわれは、一九二三年九月の関東大震災時の朝鮮人大虐殺を想起せざるをえないのであるが、関東大震災時に流された「朝鮮人が暴動を起こし日本人を殺すために井戸に毒を入れている」等のデマゴギーにも比すべきデマ宣伝・フレームアップが、すでに、七〇年代を迎えた今日右翼・権力一体となつて行なわれていることをみておかななくてはならない。次に、その数例をあげる。

① 総武線事件

ここで仮に「総武線事件」と呼ぶデマ宣伝流布事件は次のようなものである。

六月五日、警視庁に「六日に朝鮮高校生二百名が総武線の各駅で日本人高校生に暴行する」という情報が入つたといわれる。そしてこのような情報を聞いた朝鮮高校が事実調査を行なつたとこ

ろ、この情報がデマであることが確認され、警視庁もまた極めてアイマイな情報であると知つていたにもかかわらず、翌六日にはこの情報が誰が流したのか(?!)総武線一帯は大変な騒ぎとなるのである。ある高校は二時限で休校となり、また別の高校では父兄から「朝鮮高校生による暴行事件があるのに、なぜ休校しないのか」という問い合わせがくるという状態であり、さらに、一帯にはテレビカメラマンが多く待ちかまえていたのである。また、この六日のために、二枚の脅迫状が豊島区の城西高校に「朝鮮高校親衛隊」、「朝 学生連合組合」の名前で送りこまれている。このように、舞台装置が整い、各高校が緊張しているのに対し、警察は非常にのんびりかまえていたのである。

この事態は一体何を意味しているか?
事件後、社会党の小林氏がこの事件について国会で追及した際に、彼は、警視庁に入つた情報というが、実は、「電車の中で

立証を聞いた」ものであることを暴露しているが、要するに、後になつて真相を明らかにしないようなものを情報と称しデマ宣伝を流し、戦後二十数年間の社民・スターリニストの指導下で民族排外主義の攻撃に無防備な日本の労働者階級の最大の弱点をつき、朝鮮人に対する民族排外主義を煽りたて、もつてアジア侵略にむかつてのイデオロギー的結集を図ろうというものである。

今回は確かに、「朝鮮高校生による」暴行は起らなかった。しかし、だからといって、われわれはけつしてこの事件を黙過することはできない。すなわち、第一には、たとえ「暴行」は起らなくとも、先に示した父兄の問合せにはつきりとみられるように、事件の背景、意図を知らぬ多くの人々は、無自覚のうちに民族排外主義の渦に巻きこまれていのであるから、第二に、この事件がこのままヤミに葬り去られ、右のような効果が生じたことに味をしめた「右翼・権力が第二の事件をさらにエスカレートした形で企ててくることは必至だから。朝鮮人高校生を襲つた日本人高校生が多くの場合、バツジ、制服のボタンを奪つており、それを使つて日本人高校生が朝鮮高校生に粉装し暴行を働くという事件がすでに発生していることをみるならば、今回の「総武線事件」のようなデマ宣伝を流したうえで、貯めておいたバツチ・ボタンを二百〇三百の日本人高校生が着用し「朝鮮高校生多数が日本人高校生に暴行を働く」というような事件が仕組まれる可能性すらありうるのである。

② 朝鮮人大学校事件

ここで「朝鮮大学校事件」と仮に呼ぶ事件は、警察当局と「勝

共連合」との緊密な連絡の下で行なわれた、デマ宣伝と在日朝鮮人への弾圧である。事実経過をみてみよう。

五月十四日、午前十時より、「勝共連合」の者三名が、都下小平市にある朝鮮大学校の校門前で、「共産党主義は間違つてゐる」「朝鮮大学校は暴力革命の拠点である」「朝鮮大学校は千人の日本人を殺した」等々のデマ宣伝を開始する。これに対し、朝鮮大学校の職員二名が「止めてもらいたい。授業中なので近くの公園でやつてもらいたい」説得・抗議を行う。そして、近くの上水公園で両者が議論している最中に、「勝共連合」の者が自分の看板につまずいてころんだのであるが、(このことをもつて、「勝共連合」は朝鮮大学校の職員が「なぐるける」暴行を働いた」というのである!)二、三分もたたないうちに、バトカー七台、トラック一台が公園に到着し、五〇六〇名の機動隊員が「勝共連合」の指図のもとに、朝鮮大学校職員に集団暴行(全治二週間)を働き、さらに、朝鮮大学校職員一名を不当にも逮捕し、小平署に連行したのである。そして、小平署は、朝鮮大学校側の抗議行動をおさえこむべく、小平署を警官隊で包囲、防衛する一方、「朝日新聞」その他の報道機関に「朝鮮大学校の職員十数名が国際勝共連合の女性会員に集団的に暴力を加える事件が発生し、職員一名を逮捕した」と通報し、大々的にフリームアップを企図するにいたるのである。(このフリームアップは、各新聞社とも疑義を持ち、朝鮮大学校、小平市民に問合わせ、記事を見合はせたため失敗したが。)

その後、逮捕要件の成立が困難となり、警察側は「任意同行だ」と弁解し、つじつまを合わせるため、逮捕した職員の調査

ツチ上げ、数名で押えこんで捺印をさせたりえで、夕刻五時半止むを得ず釈放するに至るのである。

以上の事実経過から、われわれは権力と右翼の一体となつた恐るべきフリームアップをみてとれよう。商業新聞を動員した大々的なフリームアップを作ることとは失敗したが、しかし、当日の夕刻四時すぎより、勝共連合はすでに街頭でキャンペーンを大々的に展開し、さらに、「国際勝共連合東京委員会情宣部」発行の「都民の潮流」なるデマ新聞の五月二十二日付号外を街頭にばらまき、宣伝カーをくりだし、デマ宣伝を大々的に行ない、民族排外主義の煽動を行なっているのである。

③ 七二年大地震説

最近、科学的粉飾をこらした「七二年大地震説」がまきちらされている。そして、大地震が起つた場合の東京など大都市における対策が議論されていることは周知であろう。

この都市での大地震対策の論議の中で、治安対策が中心に検討されていることにわれわれは注目しなければならない。すでに六〇年の三月に自衛隊の陸上幕僚部第三部によつて「関東大震災から得た教訓―関東大震災における軍・官・民の行動とこれの観察」と称する関東大震災についての研究・総括文書が出され、さらに、警視庁警備部・陸上自衛隊東部第四総監部の共同編集で「大震災対策研究資料」(一九六二・二)が出されている。帝国主義者は、このような関東大震災についての系統的な研究・総括を蓄積したうえで、「七二年大地震説」なるデマ宣伝を行ない、関東大震災の再現―在日朝鮮人の大虐殺をたく

らんでいるのである。

このような陰謀をたくらむ帝国主義者が、関東大震災時の在日朝鮮人大量虐殺の真相が国民に知れたるのに恐怖するのは当然である。そのことを示す象徴的な出来事を、「日本・朝鮮・中国」第一号の河本論文の一節を借りて紹介しておこう。

「一九六三年九月一日は、大震災四〇周年であつたが、この日始めて、ささやかながら日本人の手で、虐殺された朝鮮人の慰霊祭が各地で行われた。

『週間朝日』同年九月六日号は「関東大震災四〇周年によせて」を特集し、その中に「ある残酷物語への証言―朝鮮人虐殺事件のベールをはぐ」を掲載した。

ところが、たちまち九月六日政府・与党連絡会議では、橋本自民党広報委員長、園田同国対委員長らが「最近一部マスコミのなかには日韓交渉が進行中だといふのに、関東大震災当時の朝鮮人虐殺の話を特集するなど無神経な編集をする週間誌や、殺人現場を報道するテレビなどかなりひどいものがある」とクレームをつけ、池田首相も「テレビなどではとくに慎重な配慮を望みたい」と圧力を加え、早急に対策を講ずることを申合せる始末であつた。」

今日、日本人の多くの人々は、ベトナム、カンボジアでの米軍の大量虐殺にたいして、非難の声をあげている。しかし、その非難の声をいまあげている人々が、数年前、権力のデマ宣伝におどらされて、在日朝鮮人を大量に虐殺しないという保証はあるだろうか……

華青闘を防衛せよ

華青闘壊滅ねらう権力の謀略許すな

四月八日、日本国家権力は、入管体制粉砕闘争の中軸になって闘ってきた華青闘の中心的活动家二名を「放火罪容疑」という全くデタラメな名目で不当にも逮捕した。そして翌九日、権力は「不当監禁容疑捜査」という名目で、在日中国青年の寮である後寮寮へ乱入した。ところがこの「不当監禁容疑」とは三月二十四日未明、「三・二九入管体制粉砕集会」のステッカーをはりを行っていた華青闘の同志に対して、華僑総会の一部幹部がテロ行為を働き、その後「監禁」事件をデッチ上げたものであり、権力はこれを利用して華青闘をせん滅せんとしているのである。

これら一連の弾圧と策動の中で華僑総会の一部幹部は、四月十三日約一〇〇名の暴力部隊を後寮寮と清華寮とに動員し、華青闘の闘う同志を寮から追い出そうとしており華青闘の反撃があるならば権力がただちに襲いかかろうとする事態にたち至っている。

われわれは、在日アジア人に対する、とりわけ、入管体制粉砕の闘いに立ち上った華青闘に対するかかる陰険な弾圧に激しい憤りをもって断固抗議するものである。

華青闘はプロレタリア国際主義の旗を高く掲げて、七〇年代をわれわれと共に闘いぬくことを決意し、入管体制粉砕闘争を先頭に立てて闘ってきており華青闘に対するあらゆる手をつくしてのこれら

の弾圧は、七二年沖繩「返還」を軸に新らたなアジア支配体制を構築せんとする日本帝国主義者にとって全アジア人民の連帯ー日本労働者人民と在日アジア人民の合流が最も恐怖すべきものとなっていることを示すものに外ならない。

権力は、在日アジア人民に対する弾圧と抑圧体制の強化をもつて在日アジア人の内部に分解と対立を進行させようとしており、華青闘に対する弾圧もその例外ではない。このとき、入管体制粉砕プロレタリア国際主義の旗を掲げる華青闘への華僑総会一部幹部の策動は、日本帝国主義の攻撃に積極的に利用されるものとなっている。

われわれはマスコミをも動員したこれらの華青闘への集中攻撃は、プロレタリア国際主義を掲げアジア総体の革命へとつき進む全ての革命派に対する日本帝国主義の弾圧であると考ええる。

六七年一〇月八日以降の闘いを責任をもつて指導し、最先頭で闘いぬいてきてわれわれは、激闘の中で切りひらいた新らたな時代ー七〇年代を闘いぬくに当って華青闘と断固連帯し、闘いを展開することをはっきり決意している。

この間、権力と華僑総会の一部幹部から華青闘へ加えられたあらゆる弾圧に満身の怒りをこめて抗議し今後加えられる弾圧に対しては、先頭に立ってこれを粉砕していくことを宣言する。

右声明する。

一九七〇・四・一六

革命的共産主義者同盟

共産主義者同盟

共産主義労働者党

第四インターナショナル日本支部

統一社会主義同盟

日本マルクス・レーニン主義者同盟

(アイウエオ順)

華青闘への破壊攻撃に反撃を

入管体制粉砕東京実行委員会声明

六九年入管法闘争の過程で一層鮮明化した、後寮寮自治会・華青闘と華僑総会の運動路線をめぐる対立は、七〇年三月二十四日、神奈川県地区華青闘の同志への、総会、横浜校友会一部ブルジョア民族主義者によるテロルに端を発し、一挙に華青闘の闘いの拠点である後寮寮をめぐる全面的対峙として表面化している。

これより先、四月八日、日本帝国主義国家権力は、華青闘の中心の同志二名を「放火罪容疑」という全くデタラメな名目で不当にも逮捕し、翌九日「不当監禁容疑捜査」という名目で後寮寮に乱入した。ところがこの「不当監禁容疑」とは、三月二十四日に端を発した全面的対峙のなかで、華僑総会一部ブルジョア民族主義者によって

デッチあげられたものであり権力はこれを利用して寮自治会・華青闘を壊滅せんとしているのである。

これら一連の策動の中で、華僑総会一部幹部は四月一三日その私兵一〇〇名を後寮寮、精華寮に動員し寮自治会・華青闘を暴力的に寮から追い出そうと画策した。

しかし、寮自治会・華青闘の反撃によって不可能とみるや、四月一六日、善隣会館管理運営権をめぐって、華僑総会と会館と理事会の間でとりかわされている「協定」を利用して、総会後寮寮対策委員会と会館後寮寮寮長名による告示を発し、総会对策委による第二自治会デッチあげと寮生再登録による寮自治会・華青闘しめだしを公然と宣言し、四月一八日夜八時をその期限とする全面的攻勢に出てきた。

われわれは、入管闘争勝利のためにその中心となって闘ってきた寮自治会・華青闘へのかかる悪らつな策動に断固抗議するものである。

寮自治会・華青闘はプロレタリア国際主義の旗を高くかかげて、七〇年代を日本労働者階級とともに闘いぬくことを決意し、六九年入管法闘争以後、その勝利のために、そして彼ら自身の解放と帝国主義足下のわれわれ日本労働者階級へのたえざるプロレタリア国際主義の革命的再生を提起しつつ、最先頭に立って闘ってきており、寮自治会・華青闘へのあらゆる手をつくしたこれらの策動は、七二年沖繩「返還」を軸に、帝国主義の危機を背景としてアジア支配体制を必死に構築せんとする日本帝国主義者にとって、日本労働者人民とアジア人民の革命的合流、その先行的獲得としての日本労働者人民と在日アジア人民との革命的合流、共同戦線構築が最も恐怖す

べきものとなっていることを示すものに他ならない。現下の状況において、潜在する在日アジア人民の政治路線をめぐるとの対立は、必ずや帝国主義の侵略反革命強化のなかで顕在化するであろう。権力は、入管行政に名をかりた在日アジア人民に対する弾圧、差別、抑圧体系をもつて在日アジア人民の闘いを歪曲し、日本労働者階級を帝国主義に包摂することによって、その合流の危機を回避し、隠蔽しようとするだろう。このとき、寮自治会・華青闘破壊策動に狂奔する華僑総会一部ブルジョア民族主義者の策動は、明らかに日本帝国主義を利用するものに他ならない。

一方善隣会館理事會が、明確に国家権力と一体になり、寮自治会・華青闘と華僑総会の対峙のなかにおいて寮自治会・華青闘徹底に手をかしていることに對して断固たる反撃を組織していかねばならない。

われわれ入管体制粉砕東京実行委員會は、四月一八日華青闘に連帶し善隣会館における圧倒的決起集会（入管闘争勝利、三・二四糾弾、華青闘防衛総決起集会）をかちとり善隣会館理事會と総会後寮寮対策委による四・一六告示を粉砕し、反撃の第一歩を開始した。われわれは、華青闘を防衛しぬぐために、さらに、日本帝国主義のあらゆる在日アジア人民への弾圧を打ち破るために、圧倒的な入管体制粉砕闘争の構築をもつて、寮自治会・華青闘の闘いを支え、在日アジア人民との革命的合流をめざして闘いぬいていくことをはっきりと決意している。

この間、権力II会館理事會と華僑総会一部ブルジョア民族主義幹部から寮自治会・華青闘へ加えられたあらゆる弾圧に満身の怒りをこめて抗議し、今後加えられるあらゆる弾圧に對して、直ちに先頭

にたつて粉砕していくことを宣言する。
右 声明する。

一九七〇・四・二二

華青闘への武装襲撃に對し、華僑総会へ抗議

（「前進」493号より）

七月二十一日夜から翌朝にかけて、華僑総会の呉一派が暴力部隊II横浜校友会の私兵を使つて、後寮寮自治会・華僑青年闘争委員會を武装襲撃し、闘う中国青年五名に重傷を負わせ、さらに後寮寮を武装制圧した。

今回の襲撃は入管体制下という困難な条件下で、断乎として入管闘争に決起し、先駆的な役割をはたした闘う中国青年に真向から敵對する利敵行為、否反革命行為に他ならない。

入管体制粉砕東京実行委ならびに神奈川県実行委員會は、今回の華青闘に對する呉一派の襲撃に對し、華僑総会へ抗議文を送るとともに、七月三十日、午後二時から法政大学で、抗議集會をもち、華青闘に連帶することを決定した。

華僑総会への抗議声明

我々入管体制粉砕東京実行委員會は去年以降の入管闘争で華僑青年闘争委員會の闘いを全面的に支持し共に闘つてきた。しかるに七月二十一日夜から二十二日朝にかけて横浜校友会暴力部隊を私兵とする

呉一派が、後寮寮自治会華僑青年闘争委員會を不当に襲撃し、同時に闘う中国青年に對する重傷五名にも及ぶテロ・リンチを加え、後寮寮を武装制圧したことに對して、後寮寮自治会の自治権を全面的に否定し、中国青年の闘争に敵對するものとして我々は怒をこめて断乎抗議する。これは、日帝国家権力と闘い、入管体制粉砕闘争を闘い抜いている在日中国青年とすべての在日被抑圧人民に真向から敵對する反革命行為である。

我々は華僑総会に對し、後寮寮自治会の自治権を全面的に認め、呉一派の私兵団をただちに退去させることを要求する。我々は後寮寮自治会及び華僑青年闘争委員會を権力に売りわたす呉一派の卑劣な後寮寮不当占拠を糾弾し、後寮寮の奪還の断乎たる大衆的反撃をもつてこれに答えることを声明する。

七月二十二日

入管体制粉砕東京実行委員會

華僑総会殿

善隣学生会館理事會に對する申し入れ書

七月二十一日夕から二十二日朝に至る華僑総会呉一派の暴力私兵

留学生への弾圧

陳天華君の抗議自殺（一九〇五〥明治三八年）

による後寮寮自治会と華青青年闘争委員會に對する襲撃は後寮寮自治会の自治権を全面的に侵害するものであり断乎として抗議する。自治会及び華僑青年闘争委員會に對する五名の重傷者を出すに至つたテロ・リンチを満腔の怒りをもつて糾弾する。

以下申し入れを行なう。

一、善隣学生会館理事會長代理森某が、呉一派と結託し、寮自治会への襲撃を默認、援助したことを自己批判せよ。

一、後寮寮自治会の自治を全面的に認めよ。

一、後寮寮の三階、四階を不当に占拠武装制圧している華僑総会呉一派の私兵を退去させよ。

一、寮生の荷物、私物に關してこれを陰とくし、引き渡しを不当に拒否していることを弾劾し、直ちに引き渡しを要求する。

以上の申し入れを行なうとともに、かかる善隣学生会館理事會代理森某を先頭とする理事會の行為は後寮寮自治会と華僑青年闘争委員會を権力に売り渡すものであることを断乎糾弾する。

一九七〇年七月二十二日

入管体制粉砕東京実行委員會

同「後寮寮自治会防衛」現地闘争団

この年一二月文部省が設けた「清国留学生取締規則」に反對し

て、当時留学中の中国留学生は抗議ストに入り、なかでも陳天華君は東京の大森海岸に絶命書を残して入水自殺をはかった。

チャン・ドン・フリー君の抗議自殺

(一九〇九〇〇明治四十二年)

日露戦争に勝利したのち、日本政府はフランス政府との日仏協商交渉の中で出たベトナム留学生追放要求にしたがつて、在日ベトナム留学生(約三〇〇名)の国外追放を通告した。この措置に抗議してチャン・ドン・フリー君は小石川のお寺で縊死した。

独立宣言を発表した朝鮮留学生への弾圧

(一九一九〇〇大正八年)

当時の朝鮮はすでに日本の植民地であつた。この年二月八日留学生有志は独立宣言を発表したが、参加学生は日本政府に逮捕拘禁された。(↓三一運動)

チュア・スイ・リン君の国費打切り事件

(一九六四〇〇昭和三十九年)

マレーシア政府からの要請により日本政府はチュア君の国費を打ち切り、千葉大から除籍した。四年半の裁判の結果、今年四月、この処分は違法だとの判定が東京地裁で下りた。

チェン・ネン・ワイ君の国外退去事件

(一九六六〇〇昭和四十一年)

陳玉璽君送還事件(一九六八〇〇昭和四十三年)

中国(台湾)留学生陳玉璽君は法政大学に学んでいたが、途中から在留延期が認められず、二月八日東京入管に出頭するといきなり収容され、保証人など関係者には一切連絡なく、翌朝の飛行機で台湾に送還された。その後軍事法廷で死刑の求刑を受けたが、助命運動などあつて禁固七年の判決が下り目下獄中にある。

柳文卿君送還事件(一九六八〇〇昭和四十三年)

中国(台湾)留学生柳文卿君は東京教育大学に学んだが、途中から在留延期が認められず、三月二六日東京入管に出頭した時、いきなり収容された。友人が裁判所に執行停止の申立をしたが、その審理のいとまなく翌朝早々送還された。残った友人は裁判を損害賠償の形で今もつづけている。

朴・李両君のハンスト事件(一九六八〇〇昭和四十三年)

朝鮮留学生朴時文・李守性両君は送還されるために大村収容所に収容されたまま一年以上の月日がたつた。朝鮮民主主義共和国に帰国を申し出たが入らず、一〇月一三日から抗議のハンストに入り、一一日目に釈放された。送還撤回を求めて今も裁判が継続している。

尹秀吉君への亡命判決(一九六九〇〇昭和四十四年)

韓国留学生尹秀吉君(東大)は、密入国で国外退去命令がでていたが、送還されれば政治犯として極刑に処されるとして退去命令の取消しを求めて裁判所に提訴していたが、八年余の審理を経て一月

私費留学生マラヤのチェン・ネイ・ワイ君(東京農工大)は重病にたおれ、やむなく生活保護法によつて医療扶助を受けたが、そのために国外退去命令を受けて離日した。

ブー・タツト・タン君の事件(一九六七〇〇昭和四十二年)

ベトナム留学生ブー・タツト・タン君(東大)は理由不明のまま旅券の延長が拒否され、日本政府から国外退去命令を受けたが、いろいろな人々の強い要請もあり、ひとまず送還をまぬがれている。

張・林両君の送還停止事件(一九六七〇〇昭和四十二年)

中国(台湾)留学生張榮魁・林啓旭両君は旅券を打ち切られて、日本政府からも国外退去命令を受け、横浜収容所に収容され、送還されそうになつた。

東京地裁は両君からの送還執行停止の申立てを認め、本訴の確定まで措置は持越された。

劉・顔事件(一九六七〇〇昭和四十二年)

東大の学生であつた劉佳欽、顔尹謨の両君は、六七年夏、帰国中に本国で逮捕され、両君が「台湾独立運動」をし、日本において、「台独分子と接触した」とし、六八年八月から始つた軍事法廷において「叛乱罪」の容疑で死刑の求刑を受けたが、六九年末、劉君八年、顔君十五年の有期徒刑の判決を受けた。いずれも現在獄中にあるが、劉君はこの判決を不服とし、覆判(日本の最高裁にあたる)に上訴中である。

二五日東京地裁は政治亡命を認める主旨の判決を下した。控訴により目下高裁にて審理中。

李智成君の抗議自殺(一九六九〇〇昭和四十四年)

中国留学生李智成君は奈良県立医科大学に学んでいたが、さる四月二〇日「満腔の怒りをもつて佐藤政府の『出入国管理法』、外国人学校法案、に対して死をもつて抗議する」との遺書を残して服毒自殺した。

ビクトリア氏の再入国拒否事件

(一九六九〇〇昭和四十四年)

アメリカ留学生ビクトリア氏(駒沢大学)は仏教研究のため、中国訪問後再入国すべく申請したが不許可とされた。六月二日この取消を求めて東京地裁に提訴。その後、中国にむけて出発し、帰つてきたが、六月二六日福岡入管はビクトリア氏の入国を拒否している。

2. 歴史的犯罪の数々

日韓併合

日露戦争の勝利と日英同盟、ポーツマス条約を決定的テコとして朝鮮への支配の手をのびた日本帝国主義は、朝鮮の外交に対する指揮権を手にいれ（一九〇五年乙巳保護条約）、翌年京城（ソウル）に統監府を開設、初代統監に元老伊藤博文が就任した。統監府は日本が必要とあらば外交、内政全般にわたって命令する権限をもつた。つづいて皇帝が退位させられ、軍隊が解散させられ、警察権も奪い去られるという矢つぎ早の既成事実のうえに、一九一〇年八月二二日、「韓国併合に関する条約」が締結され、朝鮮は完全にその存在を奪われたのである。朝鮮人民はとくに知識人や兵士を中心に広汎な反撃に立ちあがつたが、一九〇八年伊藤博文がハルビンで殺され、総理大臣李完用が刺されたのはその怒りのあらわれであつた。

三・一万才独立運動への弾圧

初代総督監寺内正毅以来のいわゆる武断政治の圧制と搾取、収奪の強化に対して内燃していた朝鮮人民の反抗は、ロシア革命と世界的な民族解放闘争に触発されて、李太王（最後の皇帝）の葬儀の二日前である三月一日を独立宣言文公布の日として一大示威運動が計

画された。「大韓独立万才」を唱えることだけを目的としたこの行動は、しかしふたをあげるやまたたくまに全土に拡がる大抗日闘争、大騒乱に発展した。二カ月間に行進に参加した人数は約五十万人といわれ、騒乱箇所六一八、騒乱回数八四八に達し、朝鮮民族解放闘争史上未曾有のものであつた。

この闘いに慌てふためいた総督府は、銃火をもつて大弾圧にのりだし、憲兵、警察、さらに陸海軍まで出動させた。死傷者二千余、逮捕者約二万、起訴者約一万に達した。にもかかわらず朝鮮人民は一年以上にわたつて抵抗を続けたのである。

関東大震災時の朝鮮人虐殺

一九二三年（大正一二年）九月一日、関東地方を襲った大地震は、人口密集地である東京圏に未曾有の大火災をもたつて死者一〇万六千人をだす大惨事をひきおこしたが、同時に民衆のパニック状況は内務省、警視庁の流した流言蜚語によつて、朝鮮人大虐殺という世界的な集団犯罪、民族犯罪をひき起したのであつた。警察・憲兵および自警団に組織された民衆によつて虐殺された朝鮮人六〇〇〇人、中国人六〇〇人といわれる。当時の在日朝鮮人約八万、東京周辺三、四万といわれているから、この数がいかに巨大なものか知

ることができるとであらう。それは断じて過激的な事件ではなく、民族排外主義の極限状況における全面的な開花だったのである。

当時の新聞記事は次のような報道を掲載している。

「火災を免がれた唯一の場所である牛込区の日夜は不逞鮮人の放火と井戸への毒薬投下を警戒するために、青年団と学生有志たちは警察官と軍隊と協力して、みち角に縄を張り、徹夜して往來する人を監視し、調べていた。興奮した青年たちはそれぞれ棒、短刀、刀などを持つており、小、中学生たちは棒を持つて殺気が溢れており、家屋の周囲を警戒しているその光景は、恰も在外居留地に義勇兵が出動しているようであつた」（「東京日々新聞」）

「このたびの不逞鮮人の不逞行為に対しては、最初から背後のあつた勢力の指揮によるものと思われた。時日がたつにしたがつて、果していくつかの事実が発見された。すなわち、このたびの不逞鮮人の背後には社会主義者とソ連の過激派が関係しているものと思われ……この計画に関しては、いつか実行しようと考えていたにちがいないが、このたびの大災禍となるや、急いでその計画をくり上げたものと思われる。また、朝鮮人計画は整然と統一され、組織的なもので、その準備も比較的完全であるようだ。……彼らの財源はいりまでもなく上海に根拠をおくソ連であらう。……要するに、このたびの不逞行為はこの三者の三角関係を基礎に行なわれたことにま

ちがいない」（「下野新聞」）
これら、流言蜚語、新聞報道によつてどのような虐殺が行なわれたのか？

◎藤岡町の虐殺事件 群馬県藤岡警察は上野―高崎線の神流川砂利会社と鉄道省の請負業鹿島組が使っている朝鮮人労働者十四名を、

砂利会社社長、田中千代吉氏の口ききで保護していた。このことを伝えきいた藤岡町自警団代表十三名が警察署へ押しかけ、到底危険すぎて放置できぬから自分たちに渡してほしいと嚴重に申し入れた。そのときちょうど署長は新町町民たちの感情を緩和させるために外出して不在だったので、巡査四、五名が署長が帰るまで待つてくれるようにいつた。自警団側は、そんな煮えきらぬ返事はきけぬと、険悪な態度を見せた。

時間がどんどん過ぎて午後六時になると、自警団と二百余名の群衆が押し寄せ、警察署の前でワイワイ騒ぎ続けた。「やつちまえ、誰かが叫ぶと、巡査たちと交渉中だつた代表たちは持つてきた銃、杖、日本刀を振りかざしながら、警察署構内の後方にあつた留置場へおどりかかり、凶器をもつて留置場の屋根の上に這いのぼつたりしたが、自警団員たちは梯子を掛けて追つて行き、杖や日本刀でなぐつたり突いたりする一方、下からは銃銃で撃つたため、一時間半のうちに十四名全員が死んでしまつたのだつた。団員たちは声をあげて引き上げて行つたが、警察としては手の打ちようがなかつたとのことだつた。

◎児玉郡本庄町の虐殺事件 九月三日の夕方のことである。

汽車で避難してきた朝鮮人労働者六名を乗客が自警団に引き渡すや、突如殺気が流れ、警察へ連れて行く途中で殺殺してしまつた。次の朝、川口、敷戸町と戸田南平柳町方面で自警団に捕えられた朝鮮人労働者約二百名を、県外の安全な場所へ移すべく浦和に集めてトラック四台に分乗させて群馬県へ送り出したが、そのうちの二台が先に発つたところから、町内自警団の秩序は乱れはじめた。かれらが官本割草店の前まで来たとき、日本刀を振り廻したりするので、

警官たちは止むなく朝鮮人労働者たちを警察へ連れて行つて演武場へ収容しようとしたが、蜂の群れのようにむらがる数百名の一団は、逃げ惑う朝鮮人たちを手当り次第刺したり殴つたりして無残にも殺してしまつた。たつた一人が逃げ終えたのみで、その他の八十六名全員が虐殺された。ここでも原籍と姓名はわからない。

◎洪典村の虐殺事件 洪典村でも、同村字藤原に住む朝鮮人労働者十三名が習志野に収容されるべく針金で縛られ、自警団に従つて市川分署を過ぎ中山の北方にさしかかつたとき、附近の警戒に當つていた村民のなかから、面倒だからやつてしまおうといった出すがでるや、ただのひとりとして反対するものもなく、もつていた武器でひとり残らず惨殺してしまい、すぐまた避難して来た三名をも刺し殺したが、村民たちのなかには、日本刀がよく切れるのでたやすく首が落ちた、という者もいたという。

こうして、東京をはじめ関東全域の、しかもいたるところで虐殺がくりひろげられた。注目すべきなのは、これらの凶行の導火線となつた流言蜚語が明確に内務省、警視庁を火元としていることである。

「東京附近の朝鮮人は震災を利用して各地で火を放ち、良からざる目的を果たすべく爆弾を持ち歩き、石油を撒いて放火する者がいる。すでに東京府下では一部戒厳令を実施しているほどであるから、各地でも充分監視し、朝鮮人の行動に対して嚴重な取締りを行なうよう望む」

また同じ日、朝鮮総督府警務局長にあてて同趣旨の電報が打たれ、この大虐殺を朝鮮人に知らしめ民族解放闘争の怒濤の進撃に見舞われることのないよう朝鮮全土に戒厳体制が敷かれたのであつた。

二四年から二九年の検挙件数八万五千二百二件数百万人へのぼり、とりわけ二九年光州学生運動に対して五〇余名虐殺、数百名投獄、同年の元山労働者ゼネストには武装警官在郷軍人、消防隊、青年団による大弾圧が加えられた。

三〇年五月三〇日の間島大虐殺、三二年の延吉県大虐殺などがあつたが、これらは抗日闘争に対する大弾圧として「百人殺せば中に一人は共産党員がいる。朝鮮人は皆殺せ」という激烈なものであつた。

アジア侵略

明治以来日本資本主義の歴史は、文字通り絶えざるアジア侵略の歴史であつたと言つてよい。欧米資本主義がすでに帝国主義の段階へと推転し終つた世界的な時期に漸く資本主義化し「近代化」の道を歩み始めた日本にとつて、アジアとりわけ朝鮮および中国大陸への進出は侵略は、天皇制ポナバルディズム体制としての国内支配体制の強権的確立とともに、植民地争奪戦の渦中にある欧米諸列強に伍してゆくための不可欠の死活的条件であつた。そのことは、明治維新新政府樹立後まもない一八七六年（明治九年）に早くも朝鮮侵略への突破口たる「江華島条約」を強引に締結し、九四年の朝鮮出兵および九四―九五五年の日清戦争を経て、一九〇四年には帝政ロシアとの間に戦端を開き（日露戦争）、米英両帝国主義の援助の下に軍事的勝利をおさめつつ、同時に「乙巳保護条約」（一九〇五年）、「日韓併合条約」（一九一〇年八月二二日）の締結をもつて事実上朝鮮を完全に自己の植民地とし、内国と化し、さらに大陸への植民地主義的全面的侵略を着々と準備していつた動きの中に容易に見

また、九月一日午後、「各町で不逞朝鮮人が、殺人、放火を行なつているので各自注意するよう」というビラが警察によつてまかれていた事実も明らかとなつてゐる。

当時の内務大臣は九月一日までが水野練太郎、九月二日からは後藤新平であつたが、水野が米騒動当時も内務大臣であり、朝鮮の三一運動のあと総督府政務総監であつたこと、後藤が台湾の民政長官として数千人の虐殺を行い、米騒動当時に内務大臣をやつた経歴の持ち主であることを見るだけでも、彼らが「暴動」に対する恐怖に日夜おびやかされてゐたことが知れよう。

今日、朝鮮人が当時宣伝されたような「犯罪」を計画し実行したという事実は何一つ証明されていない。にもかかわらず、全民衆がそれを信じ込まされ、あるいは表だつた反撃を何一つできず巻き込まれていつたことは、一たん事ある時に民族排外主義思想がどれほど凶暴残忍で、どれほど大規模な事態をひきおこすかを示してあまりあるのだ。それは、朝鮮植民地支配の縮図であり、日本人は帝国主義的抑圧民族としての本質を無残なまでに全世界にさらけだしてしまつたのであつた。

無政府主義者大杉栄、社会主義者河合義虎らをこの期間に虐殺した日本帝国主義は、興隆しつつあつた日本革命運動を大震災を決定的なテコとして鎮圧しつつ、より全面的なアジア侵略へのめりこんでいつたのであつた。

一四九頁の写真参照

抗日闘争に対する弾圧

三・一独立運動後の「文化政治」という名の欺瞞的体制とさらに苛酷な弾圧はますますいものであつた。

とることができよう。だが、何といつても、日本帝国主義にとつてのアジア侵略がより本格的に、しかもより狂暴さをまして追求されるようになった契機は、一九二九年に始まる世界大恐慌の嵐の中でその余波をまともに受け従来「番犬帝国主義」的構造を根底から揺ぶられるにいたつたことであり、かくして三〇年代の日本帝国主義は、存亡の危機の打開路を徹頭徹尾朝鮮・中国をはじめとする全アジアへの強盜的侵略に求め、三一年の「満州変事」、三七年七月七日の「蘆溝橋事件」を決定的なステツプに「大東亜協栄圏」構築「聖戦」なる錦の御旗をかかげてあくなき「十五年戦争」の泥沼に突き進んで行つた。内に完全な「階級平和」を実現しえた日本帝国軍隊の強さは、外（とくに朝鮮・中国本土）に向つてはこの上なく寧ろ残虐な軍隊たることを可能にした。いわゆる十五年戦争の内実は、まさしく「三光作戦」の名で呼ばれるごとく、中国・朝鮮（人）に対しては根こそぎ焼き尽くし、奪い尽くし、殺し尽くすことに一切をかけた残虐無道この上もないものであつた。

南京虐殺

一九三七年（昭和十二年）七月七日、日本帝国主義は、溝橋事件を口火に中国全土に対する全面的な侵略戦争を開始していつた。南京大虐殺事件とは、日本軍の猛攻により首都南京が陥落した同年十二月十三日から五日間、南京市内でくりひろげられた日本軍による言語を絶する略奪、破壊・殺戮のことである。

南京攻略戦で中国軍を撃破・敗走せしめた日本軍は、南京城占領後敗残兵の掃蕩、糧秣の確保を銘うて所かまわず押し入り、略奪し尽くし、さらには、兵士、一般市民の区別なく見つけ次第拉致して

は銃殺ないし刺殺した。

多数の婦女が暴行凌辱のうえなぶり殺され、街区のいたる所で放火や機銃掃射が相次ぎ、揚子江の黄色い水が真つ赤に、変るほど大量の血が流されたと言われている。

占領後六週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は二十万以上であつたと言われ、一カ月の間に約二万の強姦事件が発生したと言われる。

戦後の朝鮮人弾圧

日本帝国主義の軍事的敗北によって、朝鮮人民は「解放民族」となったのか？ 否、まったくそうではなかったことは、在日朝鮮人に対してひきつづき抑圧と差別と迫害の攻撃が襲ったことがはっきりと示している。

戦後革命が朝鮮人労働者の革命的決起（夕張炭鉱）で火ぶたを切ったこと、朝鮮人日共黨員の「日本に踏みとどまって闘え」という方針、など、在日朝鮮人は日本の戦後革命の重要な一翼を担った。四五年二百四十万人いた在日朝鮮人のうち、大半はもろん故国に帰り、四九年段階で六十万人に減少した。これらの人々は持ち帰り金制限と政府の帰国業務サボ、さらに朝鮮情勢不安定などによって日本に踏みとどまることを余儀なくされたのである。

日本帝国主義は数十年にわたる朝鮮侵略と朝鮮人抑圧の歴史に対する朝鮮人一人ひとりがどれほど深く激しい怒りをもっているかを第一、生活の圧迫。社会保険、生活保護法、公衆衛生法、住宅立法、戦争犠牲者救護法も受けられず、就職の機会均等さえ全く保障

されていない。

第二、弾圧。一九四九年から五四年まで日本警官による朝鮮人部落襲撃十九万回、逮捕者四万三千余。四九年、団体等規制令の第一弾は在日朝鮮人連盟、在日朝鮮青年同盟に対して加えられ、団体解散、幹部の公職追放が強行された。朝鮮人の闘いに対する騒乱罪の乱発。さらに入管令、外国人登録法による弾圧が加わり、登録証を常時携帯しなかつたということで四七―五六年の十年間に十八万人余が懲役、禁錮、罰金刑をうけている。

第三、民族教育への弾圧。戦後、朝鮮人の自主経営で生まれた朝鮮人学校に対して、まず四八年、文部省は「日本人と同じ内容の教育をやれ」（一）と指令、これに対する闘いへの弾圧が四八年四月の大阪・神戸朝鮮人学校事件である。ピストルが乱射され、大阪では十六才の少年が射殺され、計二千人が逮捕された。

戦後、在日朝鮮人にとっては一片の「平和と民主主義」もなかった。それは帝国主義が自らの胎内にはらんだ植民地問題としての本質を変えなかつたのである。

知っており、それゆえ朝鮮人の闘いが戦後革命にとってどれほど強い力になるかを死のように恐怖していた。したがって、彼らはより苛酷な抑圧をもって臨まざるをえなかつたのだ。憲法にうたわれた「平和と民主主義」は朝鮮人にとってははじめから一貫して無縁だった。権利と生活と教育に対する弾圧はすさまじいものだった。

近刊

11月決戦・6月決戦を指導した革共同が明らかにする、内乱的死闘の70年代の総路線！
革命的共産主義者同盟全国委員会政治機関誌

共産主義者20号

六月安保決戦の勝利うち固め さらに大胆な進撃を

★日本革命に勝利する党を建設するために

——70年安保決戦の巨大な成果を党のための闘争へ——

- 破防法裁判にあたっての意見表明 本多延嘉
- 日本共産党第11回大会決議案を批判する 田川和夫
- ML派の沖縄独立論批判 西里雄
- 革マル派沖縄闘争論批判 秋口純
- 下獄にあたっての決意 谷翰一／藤木正弘

《70年代 内乱的死闘の開幕》

- ① 11月決戦の総括と70年代のわが同盟の基本路線について
- ② 帝国主義を打倒する労働運動
- ③ 日米共同声明下における沖縄奪還闘争の革命的発展のために
- ④ 6月安保決戦の大衆的戦闘的爆発をかちとり、革命的展望を人民のものに

★自衛隊の革命的解体—全人民の武装の闘いの飛躍のために

——アジア侵略と内乱鎮圧への自衛隊増強を粉碎せよ！——

A 5判 240ページ 予価 400円

写真集

好評発売中！

七〇年安保決戦

1969年10・11月→1970年6月

第一部 闘いの記録

1. 1970年6月決戦
2. 11月決戦、きりひらかれた地平
3. 沖縄現地、奪還闘争の最前線

第二部 闘いの総括と展望

A 5判 140ページ 定価350円

日本革命運動の
新時代をひらく
闘う労働者の新聞

週刊・月曜日発行 定価一部六頁五〇円
購読料一年三〇〇〇円 半年一五〇〇円
革命的共産主義者同盟全国委員会機関紙

前進社

東京本社	豊島区東池袋2-62-9	(03)984-8651(代)	振替	東京88857
関西支社	大阪市北区中崎町161	(06)371-7558	振替	大阪16016
中国支社	広島市大手町5-12	(0822)41-4578	振替	広島30027
九州支社	福岡市祖原15-26	(092)83-0454	振替	福岡18659

田川和夫著

日本革命運動史

戦前編第一部

未だかつて何人によつても明きらかにされ得ず、

スターリニスト・社民によつて陰蔽され続けてきた、

戦前日本革命運動の敗北を、

革命的左翼の立場から明きらかにする！

「日本共産党史」「戦後日本革命運動史」の著者の力作！

9月20日発売予定
B 6判 350頁 美装

青年社

東京都千代田区神田神保町2の32 電話「二六二」一〇二六代